

東京都委託調査

令和元年度

特定複合観光施設等に関する調査委託

報告書

令和2年3月

**みずほ総合研究所株式会社**



# 内容

用語定義等 .....	1
第1章 はじめに .....	4
1.1 調査分析の目的 .....	4
1.2 調査分析対象の考え方 .....	5
1.3 調査分析方法 .....	6
第2章 国内のギャンブル等依存症に関する調査 .....	7
2.1 国内ギャンブル等の概要 .....	7
2.1.1 競馬（中央競馬及び地方競馬） .....	7
2.1.2 競輪 .....	13
2.1.3 モーターボート競走 .....	16
2.1.4 オートレース .....	18
2.1.5 ぱちんこ .....	21
2.1.6 国内ギャンブル等のデータ推移 .....	24
2.2 国内におけるギャンブル等依存症の実態 .....	27
2.3 国内におけるギャンブル等依存症への取組 .....	29
2.3.1 国の取組 .....	29
2.3.2 自治体の取組事例及び実績 .....	34
2.3.3 ギャンブル等業界による取組事例や実績 .....	47
2.3.4 民間の支援団体等による活動事例及び実績 .....	60
2.4 ギャンブル等依存症対策の課題整理 .....	70
2.4.1 「IR 整備法」で定める依存症対策 .....	70
2.4.2 先進的な事例を踏まえた現状の課題整理 .....	72
2.4.3 効果的な依存症対策のため事業者及び自治体に求められる取組の整理 .....	75
第3章 海外の IR・カジノ施設、MICE 施設に関する調査 .....	79
3.1 調査分析対象施設の概要 .....	79
3.1.1 アスパーズ（ロンドン） .....	79
3.1.2 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティ（ニューヨーク） .....	87
3.1.3 パラダイス・シティ（仁川） .....	94
3.1.4 マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール） .....	102
3.1.5 サンテック（シンガポール） .....	109
3.2 調査分析対象施設を取り巻く環境の変化 .....	115
3.2.1 ロンドン .....	115

3.2.2	ニューヨークシティ	117
3.2.3	仁川	119
3.2.4	シンガポール	121
	目録	124
	引用文献、ウェブページ等	124
	法令検索等	128

## 用語定義等

### ● I R

「Integrated Resorts」の略で、一般的には「統合型リゾート」と呼称される。本報告書では「特定複合観光施設区域整備法」（平成30年法律第80号）に準拠し、「カジノ施設」及び「国際会議場、展示施設等、我が国の伝統・文化・芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設、その他観光客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設」が一体となっている施設を指す。ただし、海外の国・地域では、IRの概念及び定義が明確でないところもある。

### ● I R 整備法

「特定複合観光施設区域整備法」（平成30年法律第80号）を指す。本報告書では、同法に基づいて定められる又は定められる予定の政令、省令、規則並びに基本計画等をまとめて政令等としている。

### ● E B I T D A

Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortizationの略であり、事業者の利払い前・税引き前・減価償却前利益を指す。会計上の利益である純利益に関する税率や、借入金、減価償却費の扱いは国・地域により異なる為、国際的な企業価値を比較・評価する場合、このような違いを最小限に抑えた控除前の利益であるEBITDAが有用な企業価値評価の指標として使用されている。

### ● E B I T D A マージン

EBITDAを売上高で割った数値をEBITDAマージンと呼び、会社の収益性を示す指標のひとつである。

### ● 開発投資額

本報告書ではIRまたはカジノの開業に投資した金額を開発投資額と呼称している。主に施設等の整備費用を指し、政府に納付したカジノ免許料等の手数料や税金は含まない。

### ● カジノ売上高

プレイヤーの賭け金の総額から、顧客に支払った額を差し引いたものを基本とし、金額を調整したもの。各国の会計基準や各事業者でそれぞれ「Casino Revenues」、「Gaming Revenues」等の用語が用いられ調整項目が異なるが、本報告書においては便宜的に「カジノ売上高」としている。

## ●観光戦略

国・地域または地方自治体により、国内外の観光客の誘致や交流人口の拡大を促進するために策定される戦略のこと。国・地域または地方自治体により、複数年に亘る観光客誘致戦略、各年度のアニュアルレポート、または政府方針として公表する場合などあるが、本報告書では国・地方自治体が観光客誘致に関する計画や方針を総じて観光戦略と呼んでいる。

## ●ギャンブル等

本報告書では「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）に準拠し、法律の定めるところに行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をギャンブル等と定義し、具体的には、競馬、競輪、モーターボート競走、オートレース及びぱちんこを指す。

## ●ギャンブル等依存症

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、ギャンブル等依存症の定義について「ギャンブル等依存症対策基本法」第2条の条文を引用して、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第7条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。」であると示している。

## ●再投資

開業済のIRまたはカジノ施設に対して、追加投資を行うことによる新たな施設の整備、既存施設の拡張やリニューアルを再投資（Reinvestment）と呼称される。海外の国・地域により定義は異なるが、施設の損耗への補修やメンテナンスは通常は含まれない。

## ●MICE

「M:Meeting（主に企業主催の会議）」、「I:Incentive（企業の報奨・研修旅行）」、「C:Convention（国際会議や集会等）」、「E:Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント等）」を総称した造語である。

※為替レート

本報告書において、現地通貨に併記した日本円は、2019年12月末から過去3年間（2017年1月4日から2019年12月30日まで）の為替レートの平均値を小数点以下四捨五入（韓国ウォンは小数点2桁以下を四捨五入）し、以下のレートで換算したものである<sup>1</sup>。

図表 本報告書において現地通貨と日本円を換算する為替レート

現地通貨	日本円
1 英国ポンド (GBP)	144 円
1 米国ドル (USD)	111 円
1 マレーシアリングgit (MYR)	27 円
1 韓国ウォン (KRW)	0.1 円
1 シンガポールドル (SGD)	81 円

<sup>1</sup> 参照：みずほ銀行 HP 為替相場情報「ヒストリカルデータ」  
URL: <https://www.mizuhobank.co.jp/market/historical.html>

# 第1章 はじめに

## 1.1 調査分析の目的

東京都はこれまで、外国人旅行者の増加、都内産業のビジネス機会やイノベーションの創出を図るため、MICE・観光振興を進めてきた。2019年12月に策定した『『未来の東京』戦略ビジョン』においても、2030年に向け訪都外国人旅行者の増加や、国際会議開催件数の順位向上について政策目標を設定している。

その一方、海外ではホテルやエンターテインメント施設、ショッピングモール、カジノ施設等を含む統合型リゾート、いわゆるIR（Integrated Resort）の整備等を行い、外国人旅行者数やMICE開催件数を増やした事例が見受けられる。

我が国においても、2018年7月の「特定複合観光施設区域整備法」いわゆるIR整備法の成立、2019年9月「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」の公表、2020年1月のカジノ管理委員会の発足等、IRの国内整備に向けて具体化する動きが進みつつある。

また、IRにおける最大の懸念事項であるギャンブル等依存症については、2018年7月「ギャンブル等依存症対策推進法」が成立し、国はそれに基づきギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を2019年4月に策定しており、都道府県は当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めることとされている。

このような中、IRに関する検討を進めるにあたっては、国内におけるギャンブル等依存症への取組等の現状を把握することに加え、海外の大都市にあるIR・カジノ施設、MICE施設の最新状況に関する情報を収集することが重要である。

このため、IRの検討に資することを目的として、次の事項について調査分析を行った。

### 1 国内のギャンブル等依存症に関する調査

- (1) 国内ギャンブル等の概要
- (2) 国内におけるギャンブル等依存症の実態
- (3) 国内におけるギャンブル等依存症への取組
- (4) ギャンブル等依存症対策の課題整理

### 2 海外のIR・カジノ施設、MICE施設に関する調査

- (1) 大都市にあるIR・カジノ施設、MICE施設の最新の概要
- (2) 大都市にあるIR・カジノ施設、MICE施設を取り巻く環境の変化



## 1.2 調査分析対象の考え方

### ギャンブル等の種類

調査分析対象のギャンブル等として、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成 30 年法律第 74 号）に準拠し、競馬、競輪、モーターボート競走、オートレース及びぱちんこ（スロット等を含む）を選定し、各事業の主催者並びに、主催者及び事業者を全国的に取りまとめる各団体を業界団体としてヒアリング調査に協力を頂いた。

図表 1-1 ヒアリング調査を実施した業界団体等

業種		主催者・事業者	業界団体等
競馬	中央競馬	日本中央競馬会	日本中央競馬会
	地方競馬	地方公共団体	地方共同法人地方競馬全国協会 全国公営競馬主催者協議会
競輪		地方公共団体	公益社団法人全国競輪施行者協議会 公益財団法人 JKA
モーターボート競走		地方公共団体	一般財団法人モーターボート競走施行者協議会
オートレース		地方公共団体	公益財団法人 JKA
ぱちんこ		各事業者	全日本遊技事業協同組合連合会

### IR・カジノ施設、MICE 施設

調査分析対象施設をロンドン、ニューヨーク、仁川、シンガポールの各 IR 施設及び MICE 施設とした理由は次のとおりである。

ロンドンのアスパーズ・ストラットフォード（2011 年開業）は、2012 年オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に再開発されオリンピックレガシーとして誕生した大型ショッピングセンターのウエストフィールド・ストラットフォード・シティ内で運営されている施設である。

ニューヨークのリゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティ（2011 年開業）は、ジョン・F・ケネディ国際空港近隣の競馬場敷地に整備され、今後もホテルやレストラン、ショッピングモールの追加整備等が進み、本格的な IR 施設になる予定の施設である。

仁川のパラダイス・シティ（2017 年開業）は、仁川国際空港の旅客ターミナルに近い敷地に整備され、開業後もエンターテインメント施設、文化施設等が追加開業されている施設である。

シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズ（2010 年開業）は、中心街に隣接したマリーナ・ベイ地区に整備され、今後も新たなホテルタワーやアリーナ、MICE 施設の拡張が予定されている。また、サンテック・シンガポール（1997 年開業）は周辺の複合オフィスビルやショッピングモールと一体として整備された民営 MICE 施設であり、開業後も 2012 年から 2013 年にかけて施設への大規模設備投資や、一部をショッピングモールに転換が行われた。

このように、欧米・アジア太平洋州の大都市において、IR 事業・MICE 事業が継続し成立しており、民間資本の設備投資等の再投資が積極的に行われている施設を中心に選定した。

図表 1-2 本調査の分析対象とした各施設の立地する都市及び施設名称

施設	都市	施設名称
IR 施設	ロンドン (英国)	アスパーズ・ストラットフォード
IR 施設	ニューヨーク (米国)	リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティ
IR 施設	仁川 (韓国)	パラダイス・シティ
IR 施設	シンガポール	マリーナ・ベイ・サンズ
MICE 施設		サンテック・シンガポール

### 1.3 調査分析方法

第 2 章のギャンブル等依存症に関する調査において、各ギャンブル等の概要では各業界団体や行政機関ウェブサイトや関連書籍などで公表されている情報を収集するとともに、地方自治体・業界団体・民間支援団体等が実施する依存症対策の現状については各担当者へのヒアリング等を行うことにより情報を収集した。

第 3 章の IR・MICE 施設等の現状の調査において、各事業者及びその資本関係にある事業者のウェブページ等で公開する年次報告書 (Annual Report) や財務諸表よりデータを収集し、その他施設情報は報道資料等より情報を収集した。そのうえで、一部事業者に対してメール等により情報の確認を行った。

報告書本文において引用したイメージやデータ等は出典元を記載するとともに、分析を行ったデータはウェブサイト等の公表元を記載している。また、ヒアリング等で得られた情報については、具体的な発言の引用を除き、その都度説明することは省略している。

## 第2章 国内のギャンブル等依存症に関する調査

### 2.1 国内ギャンブル等の概要

#### 2.1.1 競馬（中央競馬及び地方競馬）

##### 主催者及び関係団体等

中央競馬は日本中央競馬会が主催者となり全国の中央競馬場で開催している。地方競馬は各自治体が主催者となり全国の地方競馬場で開催しており、地方共同法人地方競馬全国協会が主催者を取りまとめている。

##### レース場（競馬場）

現在、競馬場は日本全国に計25施設ある。内訳は中央競馬10施設、地方競馬17施設であり、うち2施設（札幌競馬場、中京競馬場）は併用であるが、地方競馬の開催はされていない。ただし、北海道地方競馬実施条例<sup>2</sup>において引き続き前者を開催場と定めているほか、愛知県競馬組合員の豊明市は競馬場所在区市町村のため開催権を保持している。

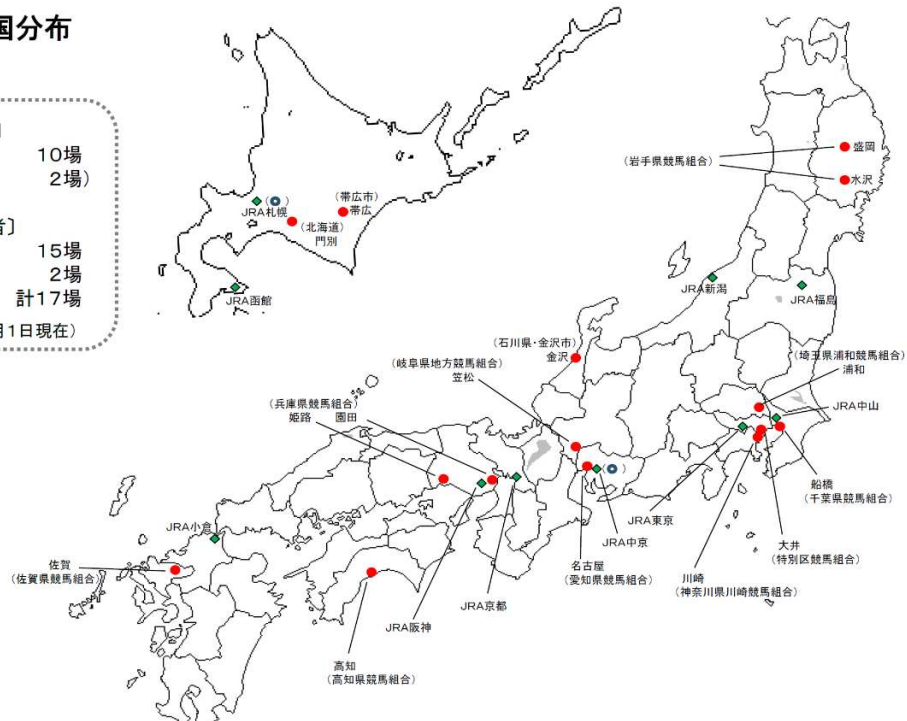
図表 2-1 競馬場（中央競馬及び地方競馬）の一覧

##### ○競馬場の全国分布

- |               |      |
|---------------|------|
| 中央競馬〔1主催者〕    |      |
| ◆中央競馬場        | 10場  |
| （○うち地方併用）     | 2場   |
| 地方競馬〔14主催者〕   |      |
| ●地方競馬場        | 15場  |
| ○中央併用         | 2場   |
|               | 計17場 |
| （平成28年4月1日現在） |      |

##### 【地方競馬14主催者】

- 北海道
- 帯広市
- 岩手県競馬組合
- ・岩手県、盛岡市、奥州市
- 埼玉県浦和競馬組合
- ・埼玉県、さいたま市
- 千葉県競馬組合
- ・千葉県、船橋市、習志野市
- 特別区競馬組合
- ・東京都特別区23区
- 神奈川県川崎競馬組合
- ・神奈川県、川崎市
- 石川県
- 金沢市
- 岐阜県地方競馬組合
- ・岐阜県、笠松町、岐南町
- 愛知県競馬組合
- ・愛知県、名古屋、豊明市
- 兵庫県競馬組合
- ・兵庫県、尼崎市、姫路市
- 高知県競馬組合
- ・高知県、高知市
- 佐賀県競馬組合
- ・佐賀県、鳥栖市

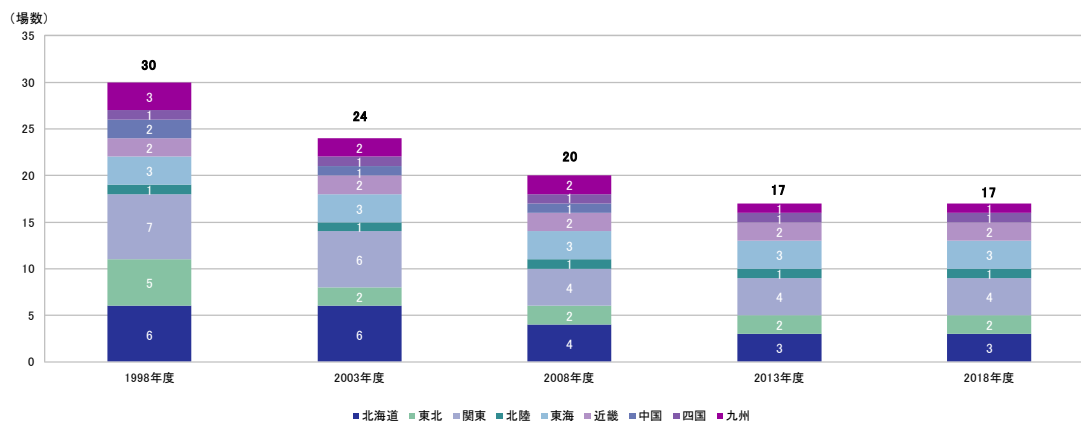


出典：農林水産省畜産部ウェブページ

<sup>2</sup> 北海道地方競馬実施条例 第2条

1998年度から2018年度まで中央競馬場は全国10カ所から変動はない。地方競馬場数は主に経営の悪化を理由に1998年度全国30カ所から2013年度17カ所まで減少したが、2013年度から2018年度まで新たな地方競馬場の廃止はない。

図表 2-2 地方競馬 レース場（競馬場）数の推移



出典：地方競馬全国協会及び農林水産省地方競馬統計資料よりみずほ総合研究所作成

## 場外発売所

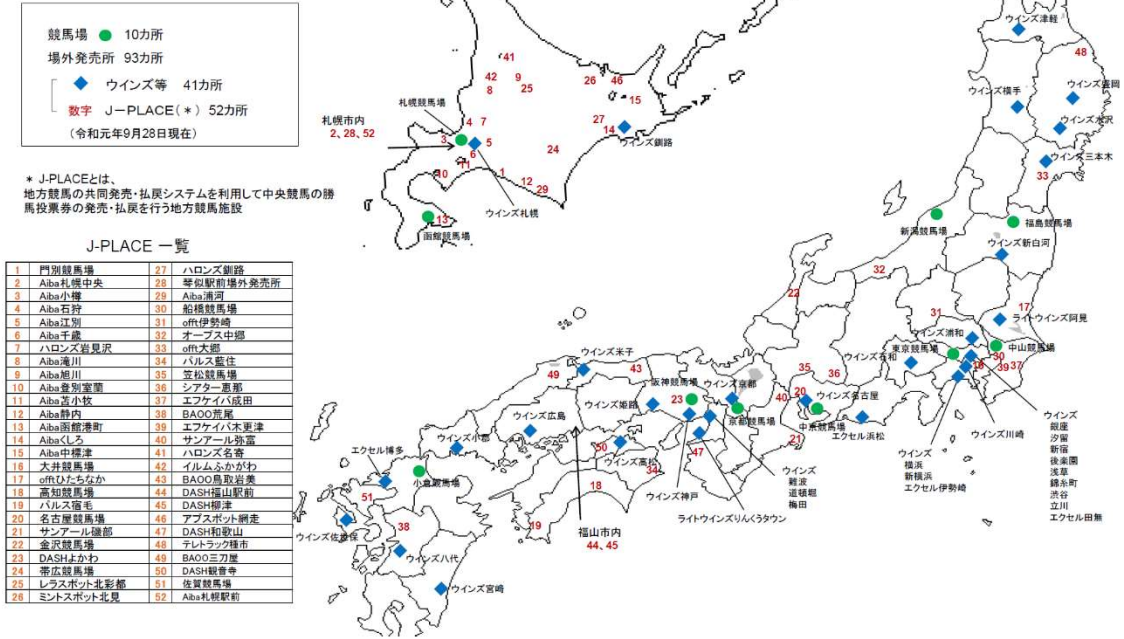
中央競馬では日本中央競馬会が直営する場外発売所は全国41カ所ある。具体的には、レース映像やオッズ情報を提供するスクリーン及び座席等を設置するウインズ（入場無料）、テーブル席・ソファ席等を設置した会員制のエクセル（入場料あり）、また、馬券の販売機能に特化した場外発売所のライトウインズ（入場無料）がある。

これら場外発売所のほか、パークウインズと称し、競馬開催を行っていない中央競馬場で、場外販売を実施している。

また、地方競馬の場外施設「J-PLACE」（後述）では中央競馬の場外販売も行っており、中央競馬の場外販売を行っている施設は全国93カ所にのぼる。

図表 2-3 中央競馬のレース場（競馬場）及び場外発売所の一覧

中央競馬の競馬場及び場外発売所について



出典：農林水産省畜産部ウェブページ

地方競馬では地方競馬場外施設は全国 82 カ所あり、うち中央競馬も販売する「J-PLACE」は 52 カ所ある。一部場外施設では、各主催者が開催市区町村・都道府県を超えた広域販売を行っており、例えば北海道が主催するホッカイドウ競馬と帯広市が主催するばんえい競馬では、それぞれの場外施設において相互の場外販売を行っている。

図表 2-4 地方競馬のレース場（競馬場）及び場外発売所（場外施設）の一覧

・地方競馬の競馬場及び場外について



出典：農林水産省畜産部ウェブページ

インターネット投票

中央競馬では会員登録を行うことによりインターネット及び電話での販売（電話・インターネット投票）を行っている。会員サービスは3種類あり、インターネットで申込み指定の普通口座で決済する即PAT、インターネット又は電話で申込み専用口座にて決済するA-PAT、インターネットで申込みクレジットカードにて決済するJRAダイレクトがある。

地方競馬では各主催者が独自に開発した電話・インターネット投票が採用されてきたが、現在はソフトバンク系列のオッズパーク、南関東4競馬場（大井、川崎、船橋、浦和）が開発したSPAT4ですべての地方競馬のインターネット投票が行えるほか、楽天と全地方競馬主催者が提携する楽天競馬等においてもインターネット投票が行える。

また、地方競馬では競馬活性化計画書における売上の向上及び経営効率化の取組のひとつとして、特に地方競馬に興味を持たなかった客層や新規層の拡大を目指したインターネットを活用した取組がされてきたとしており<sup>3</sup>、インターネット投票を拡大してきたことが伺える。

<sup>3</sup> 地方競馬全国協会「競馬活性化計画書（平成30年3月29日）別紙 競馬活性化計画検証報告書」11～12頁

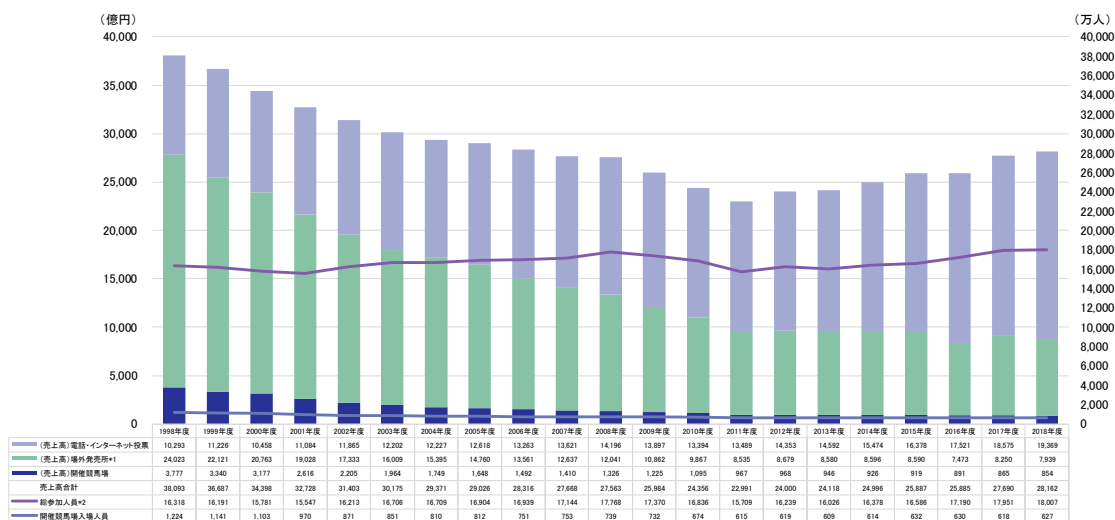
## 入場人数・売上高等の推移

中央競馬では、海外開催分<sup>4</sup>を含む総参加人数（馬券購入者）は、1998年度から2018年度にかけて約1.5億人から約1.8億人の間を推移している。

一方、開催競馬場入場人員（レース開催する競馬場への入場者数）は、1998年1,224万人から2011年615万人まで毎年減少し、その後は年間約600万人から約630万人の間を推移している。

売得金（売上高）は1998年3兆8,093億円から2011年2兆2,991億円まで減少したものの、2018年2兆8,161億円まで回復をしている。特に、電話・インターネット投票の売上高は増えており、1998年度の1兆293億円から2018年度の1兆9,369億円まで増加している。

図表 2-5 中央競馬 売上高（左軸）及び入場人員（右軸）の推移



\*1（売上高）場外発売所はパークウインズ含む、\*2 総参加人員は海外競馬分を含む  
 出典：日本中央競馬会「平成30事業年度事業報告書」を基にみずほ総合研究所作成

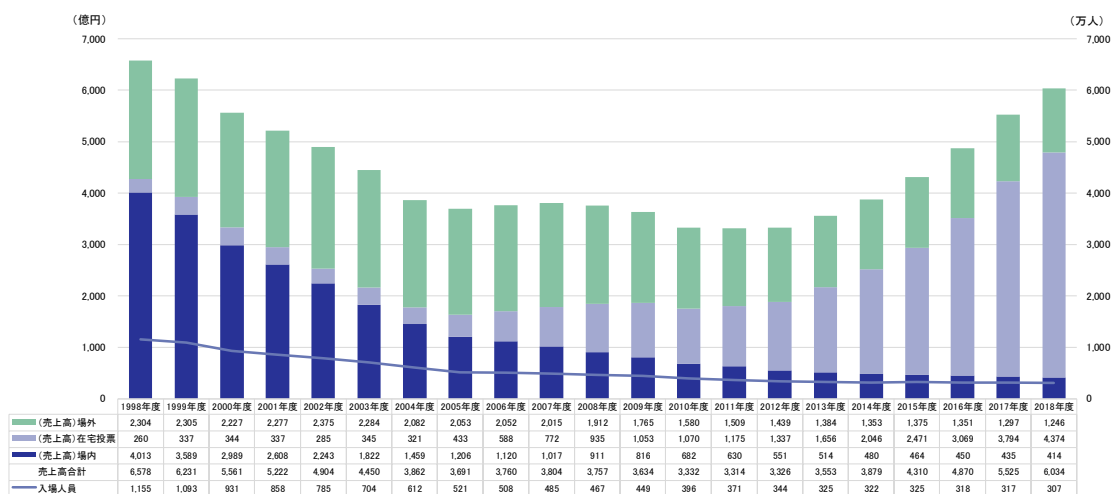
地方競馬では、1998年度から2018年度にかけて入場人員（レースを開催する競馬場への入場者数）は1,155万人から307万人へ一貫して減少している。

一方、場内、場外及び電話・インターネットのすべてを含む売得金（売上高）は1998年度から2008年度まで10年間で6,577億円から3,758億円まで減少したが、2018年度には6,034億円へと回復している。

売得金（売上高）の内訳では電話・インターネット投票の伸びが著しく、1998年度から2018年の20年間で260億円から4,374億円まで大幅に拡大しており、地方競馬における売上高増加の要因のひとつとなっている。

<sup>4</sup> 中央競馬では農水大臣が指定する海外競馬の競走（日本中央競馬会登録馬が競走する場合など）を、海外開催として販売している。

図表 2-6 地方競馬 売上高（左軸）及び入場人員（右軸）の推移



出典：地方競馬全国協会資料を基にみずほ総合研究所作成



## 2.1.2 競輪

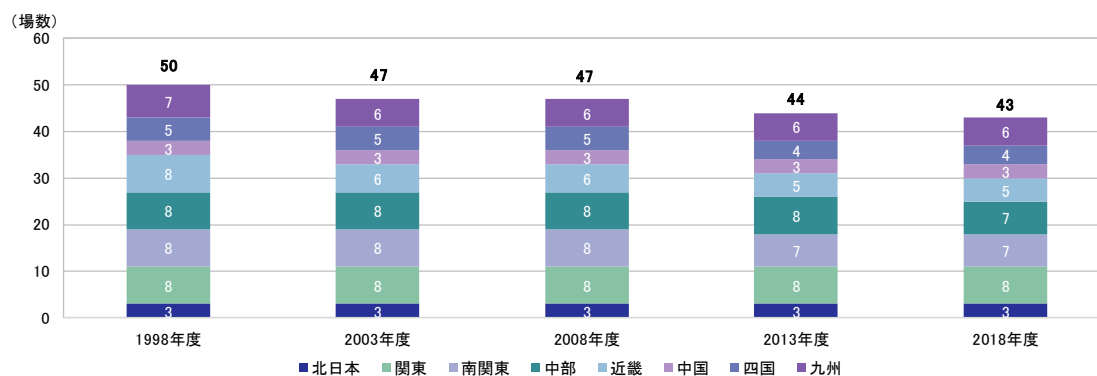
### 主催者及び関係団体等

競輪は、競輪施行者である自治体が主催者であり、公益社団法人全国競輪施行者協議会が全国の主催者を取りまとめている。公益財団法人 JKA は競輪及びオートレースの振興法人であり、選手や審判員等の登録、実施方法の制定、選手の育成・訓練・出場、広報宣伝・調査・企画等のほか、様々な補助事業を行っている。

### レース場（競輪場）

2018 年度においてレース場（競輪場）は全国 43 カ所ある。経営の悪化等を理由に 2000 年から 2014 年の間に 7 カ所廃止されたが、景気回復により多くの競輪場において経営状況が改善したことから 2014 年から現在までは新たな競輪場の廃止はない。

図表 2-7 競輪 レース場（競輪場）数の推移

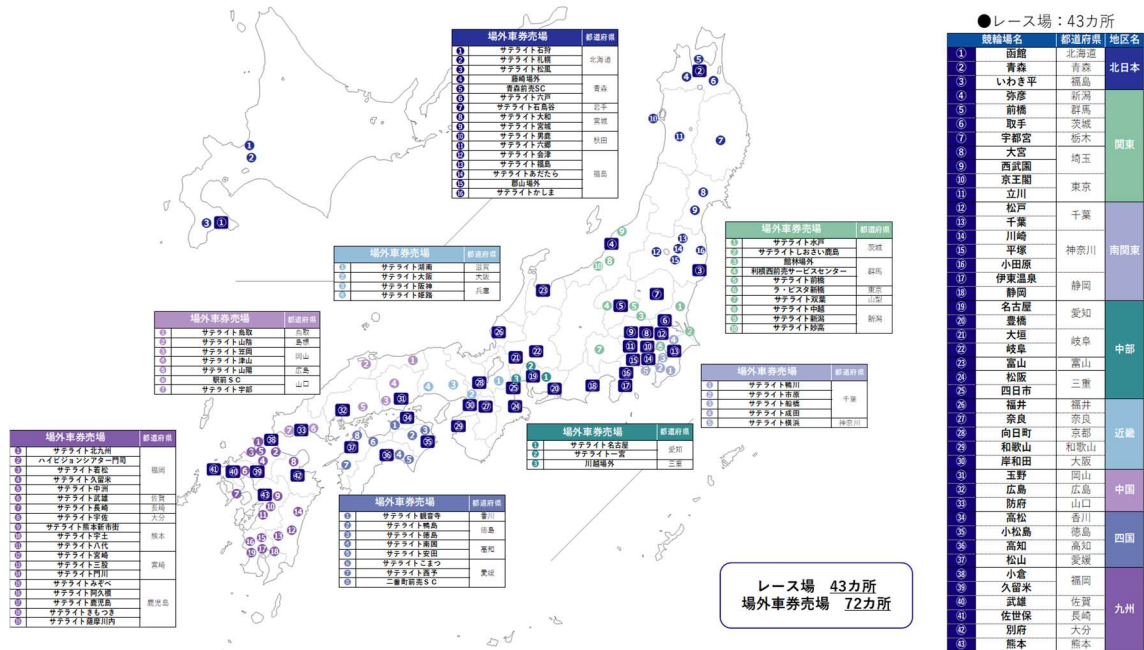


出典：公益財団法人 JKA ウェブページを基にみずほ総合研究所作成

## 場外発売所

競輪の場外発売所（場外車券売場）は全国に72カ所設置されている。場外発売所のうち、一部はオートレースの場外車券売場と併設されているほか、うち石狩（北海道石狩市）、成田（千葉県山武郡芝山町）、双葉（山梨県甲斐市）等では複合型場外発売施設としてオートレース競走や競馬等も取り扱っている。

図表 2-8 競輪 レース場（競輪場）及び場外発売所（場外車券売場）の一覧



出典：公益財団法人 JKA ウェブページを基にみずほ総合研究所作成

## インターネット投票

競輪においても競輪ホームページ（keirin.jp）からアクセスするサイクルテレホンセンターで会員登録をしたうえでインターネット購入が可能である。また、楽天系列の K ドリームス、オッズパーク、チャリットなど民間事業者（民間ポータルサイト）による販売も行われている。

## 入場人数・売上高等の推移

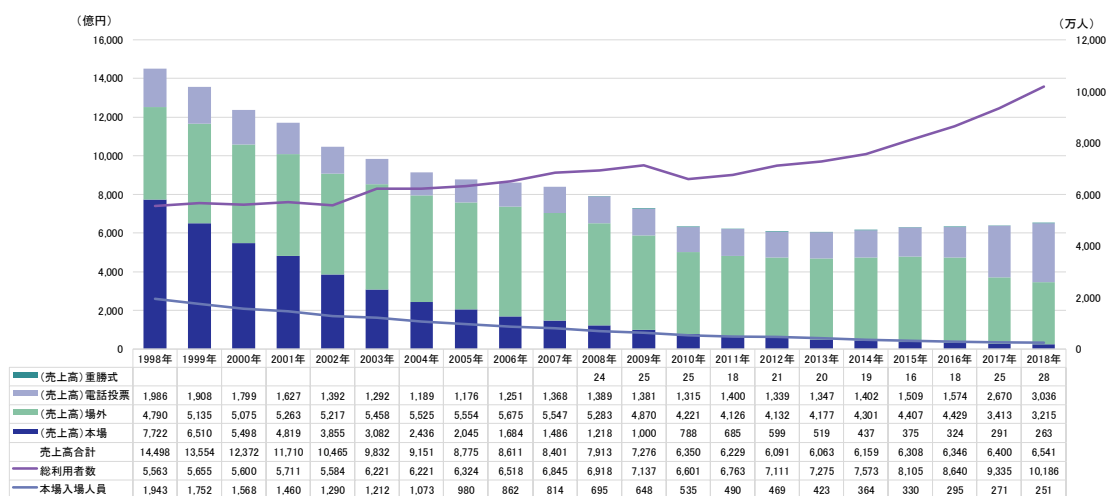
競輪では、総利用者数は1998年から2018年までの間に5,563万人から1億186万人まで増加している。一方で、本場入場人員（開催中のレース場への入場人員）は同期間において1,943万人から251万人まで減少している。

売上高は、1998年の1兆4,498億円から2013年の6,063億円まで減少傾向であったものの、2013年から微増に転じ2018年は6,541億円まで回復している。

競輪においては売上高向上のため、2011年より21時から23時30分までの深夜の時間帯に開催されるミッドナイト競輪の導入、2012年からは女性の競輪選手によるガールズケイリン等の新たな試みを実施している。経済産業省の分析によると、増加の主な要因はインターネット投票（購入）の増加であるとしている<sup>5</sup>。

なお、2016年度まで民間事業者による売上は「場外」で計上されていたが、2017年度からは「電話投票」に計上されている。

図表 2-9 競輪 売上高（左軸）及び利用者数（右軸）の推移



出典：公益社団法人全国競輪施行者協議会資料を基にみずほ総合研究所作成

<sup>5</sup> 経済産業省製造産業局車両室「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」（平成31年3月27日）  
URL: [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo\\_sangyo/sharyo\\_kyogi/pdf/013\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/sharyo_kyogi/pdf/013_01_00.pdf)

### 2.1.3 モーターボート競走

#### 主催者及び関係団体等

モーターボート競走は、モーターボート競走法第2条に規定する施行者（県、市町、市町村の一部事務組合）が主催者であり、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会が各種調整等を行っている。また、公益財団法人日本財団はモーターボート競走法第44条にて指定されている船舶等振興機関であり、施行者より交付金を受け、船舶関係事業への補助のほか、公益の増進を目的とする事業の振興を行っている。

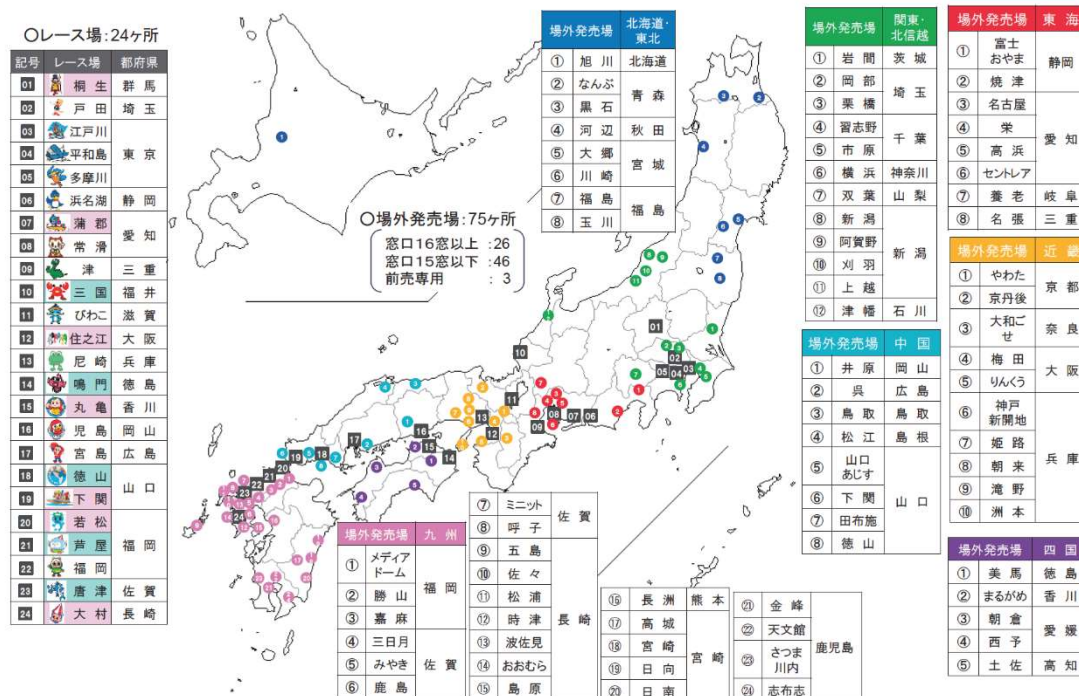
#### レース場（競艇場）

レース場（競艇場）は全国に24カ所ある。1964年半田競艇場（愛知県半田市）が廃止されたのを最後に、現在まで廃止及び新設はない。

#### 場外発売所

モーターボート競走の場外発売所は全国に合計75カ所（2019年3月31日時点）設置されている。場外発売場の定められた基準によりボートピア、ミニボートピア、前売場外と区分されるが、現在ほどの基準であってもボートレースチケットショップと呼称している。

図表 2-10 モーターボート競走場（レース場）及び場外発売所の一覧



出典：国土交通省海事レポート2019

## インターネット投票

モーターボート競走においてもインターネット投票が行われており、BOATRACE ホームページ (boatrace.jp) から会員登録をすることにより、インターネット投票が可能である。

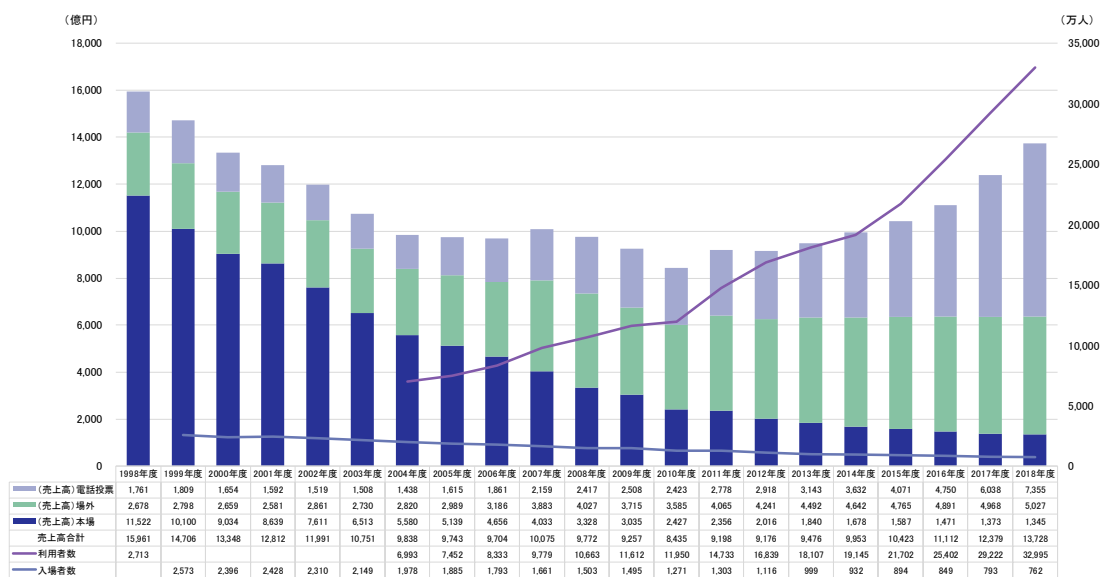
## 入場人数・売上高等の推移

モーターボート競走では、利用者数（舟券を購入した全ての人数）は、連続したデータ収集が可能な期間である 2004 年度から 2018 年度の間に 6,993 万人から 3 億 2,995 万人まで増加している。一方で、入場者数（レース場への入場人員）は 1999 年度の 2,573 万人から 2018 年度には 762 万人まで減少している。

売上は、1998 年度の 1 兆 5,961 億円から 2018 年度は 1 兆 3,728 億円と 20 年間で減少しているが、2010 年度に 8,435 億円まで減少してからは、回復傾向にある。

また、売上の内訳において、場外発売の売上が 2011 年度から堅調に推移しているほか、インターネット投票（電話投票）の売上がスマートフォンの普及等により急速に伸びており、2018 年度は全体売上に占める割合が 50%を超えた。

図表 2-11 モーターボート競走 売上高（左軸）及び入場人員（右軸）の推移



(※利用者数 1999 年度～2003 年度、入場者数 1998 年度のデータはなし)

出典：一般社団法人全国モーターボート施行者協議会資料を基にみずほ総合研究所作成

## 2.1.4 オートレース

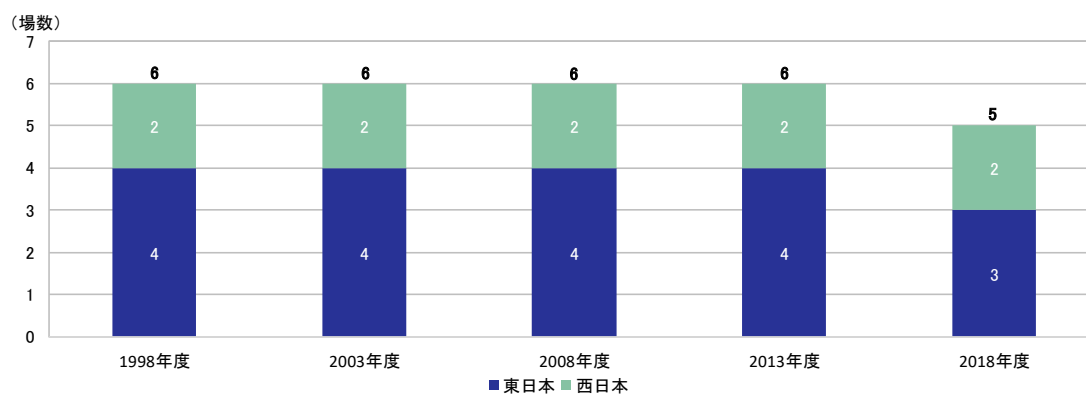
### 主催者及び関係団体等

オートレースは、小型自動車競走施行者である自治体が主催者であり、全国小型自動車競走施行者協議会が全国の主催者を取りまとめている。公益財団法人 JKA は競輪及びオートレースの振興法人であり、選手や審判員等の登録、実施方法の制定、選手の育成・訓練・出場、広報宣伝・調査・企画等のほか、機械振興と公益年業振興に対する補助を行っている。

### レース場（オートレース場）

1976年に伊勢崎オートレース場（群馬県伊勢崎市）が開設されて以来、東日本4カ所（伊勢崎、川口、船橋、浜松）及び西日本2カ所（山陽、飯塚）でオートレースは開催されていた。2016年船橋オートレース場（千葉県船橋市）の廃止により、2018年度においてレース場は全国に5カ所ある。

図表 2-12 オートレース レース場（オートレース）数の推移



出典：公益財団法人 JKA 及び報道資料等を基にみずほ総合研究所作成

## 場外発売所

オートレースの場外発売所（場外車券売場）は本場を含めて全国に 37 カ所ある。（2020 年 1 月時点）

図表 2-13 オートレース場及び専用場外車券発売所の一覧



出典：公益財団法人 JKA 資料

## インターネット投票

オートレースにおいても、インターネット投票が行われており、オートレースホームページ（[autorace.jp](http://autorace.jp)）からアクセスするネット投票に会員登録をしたうえで、インターネットによる車券の購入が可能である。また、競輪と同様にオッズパーク、チャリロトなど民間事業者（民間ポータルサイト）による発売も行われている。

## 入場人数・売上高等の推移

オートレースでは、総利用者数（車券を購入した全ての人数）は 1998 年度から 2018 年度にかけて 749 万人から 1,006 万人に増加している。一方で、本場入場人員（レース場に入場した人数）は同時期において 573 万人から 136 万人へ減少している。

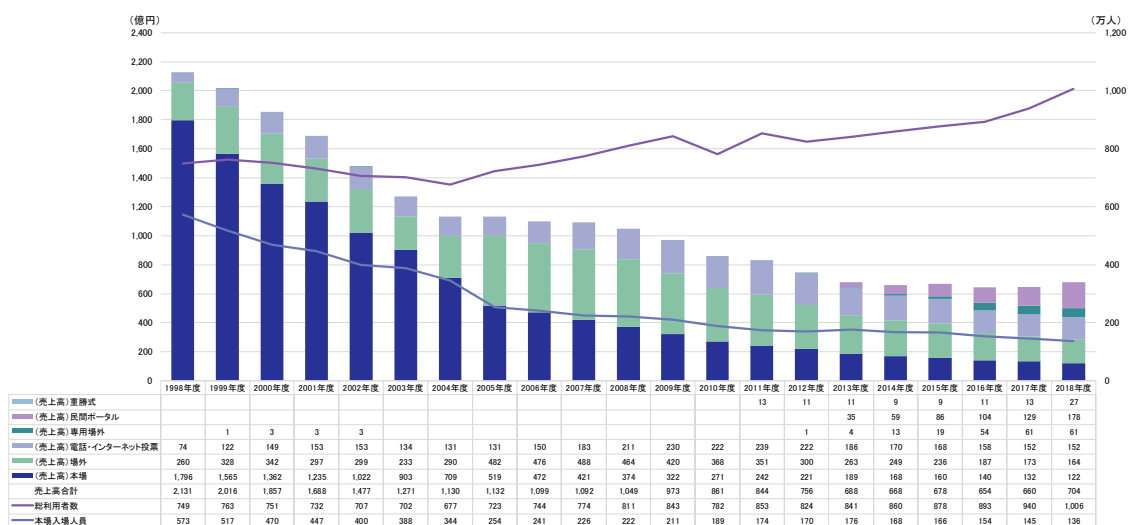
売上高は、1998 年度の 2,131 億円から 2016 年度の 654 億円まで減少したのち、2017 年度から 2018 年度にかけて 704 億円まで回復している。

経済産業省の分析によると、売上高増加の主な要因はインターネット投票及び専用場外

車券売場の増加とされており<sup>6</sup>、2018年度には愛媛県西条市、愛媛県西予市、宮崎県門川町の3ヶ所に場外発売所を設置したほか、同年度の民間事業者（民間ポータルサイト）を通じたインターネット投票の売上高は重勝式を含め205億円まで増加している。

なお、「重勝式」と呼ばれる複数レースにおける先着をまとめて予想する投票券を民間事業者が発売しており、また民間事業者を通じたインターネット投票は「民間ポータル」として下表のとおり「電話・インターネット投票」、「場外」及び「本場」とは別の内訳となっている。

図表 2-14 オートレース 売上高（左軸）及び入場人員（右軸）の推移



出典：公益社団法人 JKA 資料を基にみずほ総合研究所作成

<sup>6</sup> 経済産業省製造産業局車両室「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」（平成31年3月27日）  
URL: [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo\\_sangyo/sharyo\\_kyogi/pdf/013\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/sharyo_kyogi/pdf/013_01_00.pdf)



## 2.1.5 ぱちんこ

### 主催者及び関係団体等

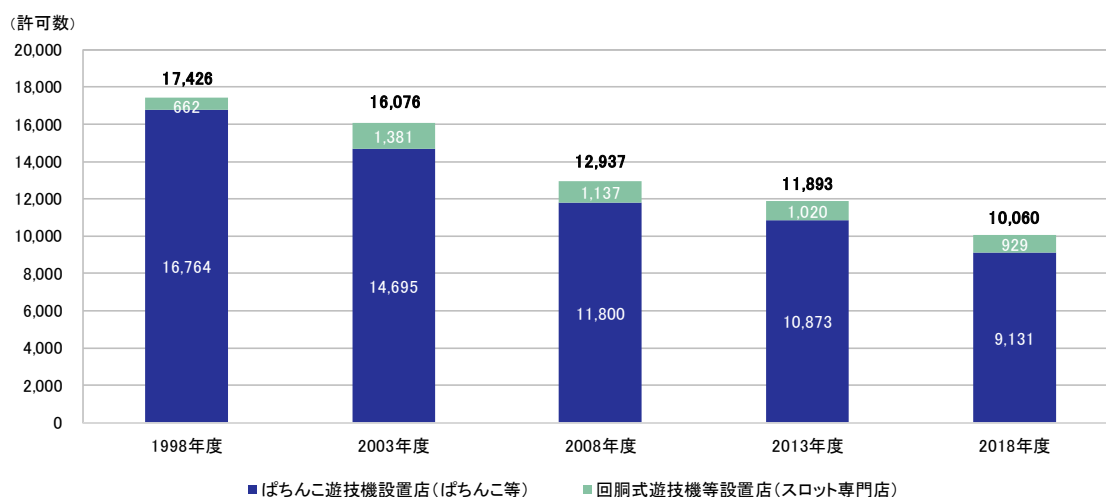
ぱちんこでは、各都道府県においてパチンコホールの事業者の業界団体である遊技業協同組合が組織されており、それら協同組合を全国的にとりまとめている団体は全日本遊技事業協同組合連合会である。

### ぱちんこ事業所（パチンコホール）

パチンコホール（以下「ぱちんこ事業所」と称する）の営業は「風俗営業法」に定められた申請許可が必要である<sup>7</sup>。1998年度から2018年度の間において、ぱちんこ事業所（許可数）は17,426件から10,060件へと減少している<sup>8</sup>。

なお、本報告書ではぱちんこ遊技機設置店（ぱちんこのみ設置店及び一部スロットを設置する店舗）及び回胴式遊技機等設置店（スロットのみを専門に設置する店舗）を合わせて、「ぱちんこ事業所」と称している。

図表 2-15 ぱちんこ事業所の数（許可数）の推移



出典：警察庁資料及び一般社団法人日本遊技関連事業協会ウェブページを基にみずほ総合研究所作成

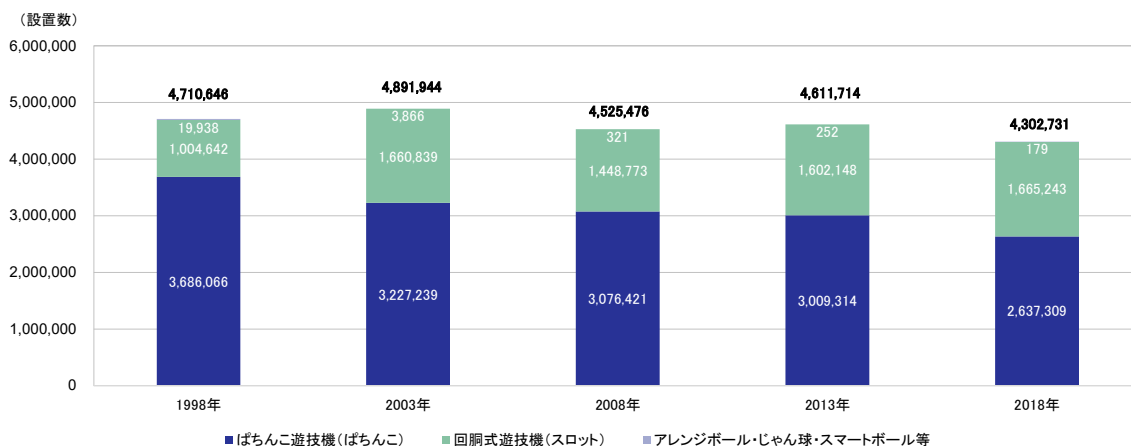
全国のぱちんこ事業所に設置されているぱちんこ遊技機等（ぱちんこ、スロット、アレンジボール・じゃん球・スマートボール）の数は、2018年度4,302,731台で2008年度4,525,476台、1998年度4,690,983台から減少している。

ただし、過去20年の統計では毎年一貫した減少のトレンドではなく、複数年おきに増減を繰り返しながら減少傾向にあることが伺える。

<sup>7</sup> 「風俗営業法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）」ほか同法施行令および施行規則等の関係法令により詳細が定められており、各都道府県公安委員会の許可が必要となる。

<sup>8</sup> 「風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」警察庁生活安全局保安課

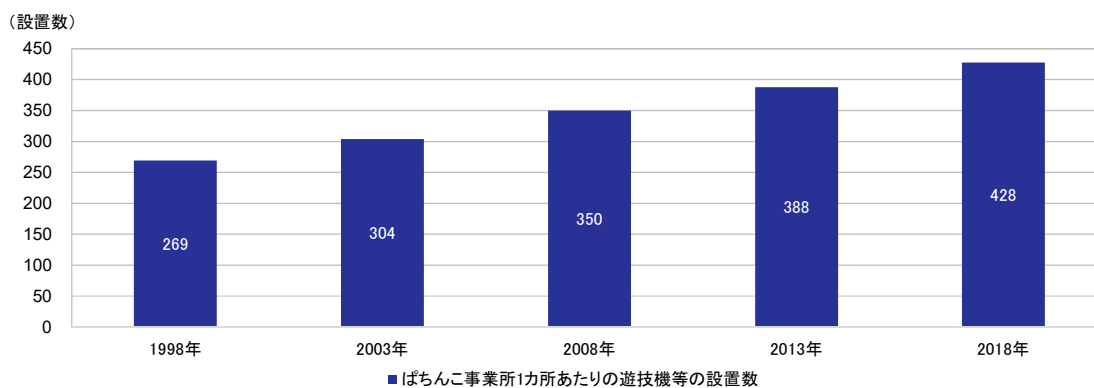
図表 2-16 ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール・じゃん球・スマートボール等の設置数の推移



出典：警察庁資料及び全日本遊技事業協同組合連合会ウェブページを基にみずほ総合研究所作成

また、ぱちんこ事業所1カ所あたりの設置数を算出すると、1998年度から2018年度にかけて1カ所あたり269台から428台へ増加している。従って、同期間においてぱちんこ事業所数は減少しているものの、1店舗あたりの設置数は増加していることから、店舗の大型化が進んでいるものと推測される。

図表 2-17 ぱちんこ遊技機の設置数の推移（ぱちんこ事業所1カ所あたり）



出典：警察庁資料等を基にみずほ総合研究所作成

### 場外発売所

ぱちんこは事業所においてのみ営業を行っている。

### インターネット販売

ぱちんこは事業所においてのみ営業を行っている。

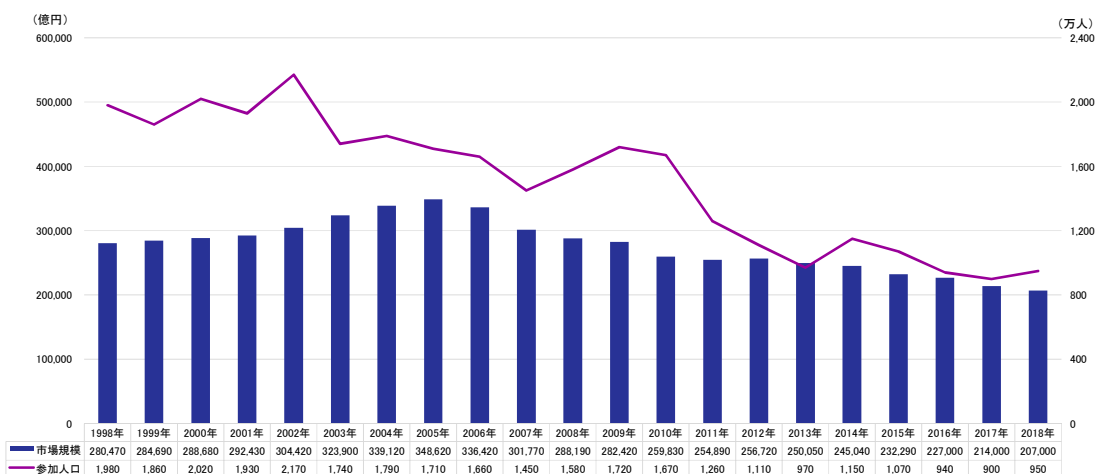
## 入場人数・売上高等の推移

ぱちんこの参加人口（ぱちんこを行う人口）は、1998年から2018年までの間において、2002年の2,170万人をピークに2018年の950万人まで減少している。

市場規模（売上高）は、同期間において、1998年の28兆470億円から2005年の34兆8,620億円のピークまで増加し、その後は増減を繰り返しながら2018年の20兆7,000億円まで減少している。

売上高が減少している要因としては、遊技機の持つ射幸性を抑制するための規制の強化のほか、貸玉が安価な「1円ぱちんこ」の利用増加、プレイヤー層の娯楽の多様化やプレイヤーの高齢化など様々な要因が考えられる。また、ぱちんこの市場規模の分析には売上高だけでなく、各事業者の粗利益の推移を見る必要があるとの意見もある。<sup>9</sup>

図表 2-18 ぱちんこ 市場規模（左軸）及び参加人数（右軸）の推移



出典：公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」を基にみずほ総合研究所作成

<sup>9</sup> 全日本遊技事業協同組合連合会のヒアリングより

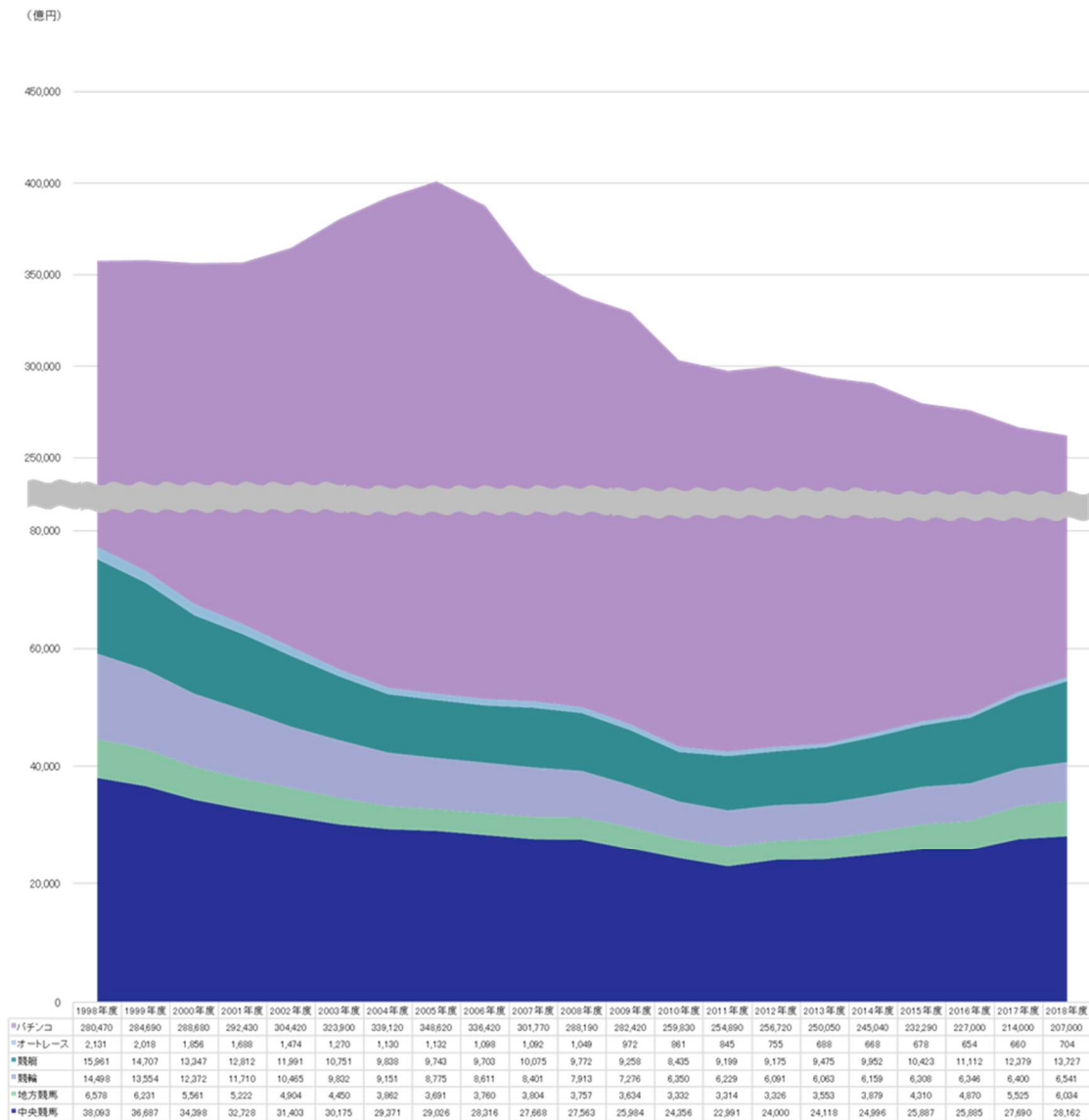
## 2.1.6 国内ギャンブル等のデータ推移

### 売上高の推移

国内ギャンブル等の売上高は、1998年度の35兆7,731億円からピークの2005年度の40兆987億円を経て、2018年度の26兆2,168億円まで減少している。

売上高が最も大きいパチンコが占める割合は、1998年度の78.4%から2005年度のピーク時には86.9%まで増加し、そして2018年度は79.0%まで再び減少している。2012年度から公営競技の売上高が増加に転じる一方で、ぱちんこの減少が続いていることが要因にある。

図表 2-19 国内ギャンブル等の売上高等の推移

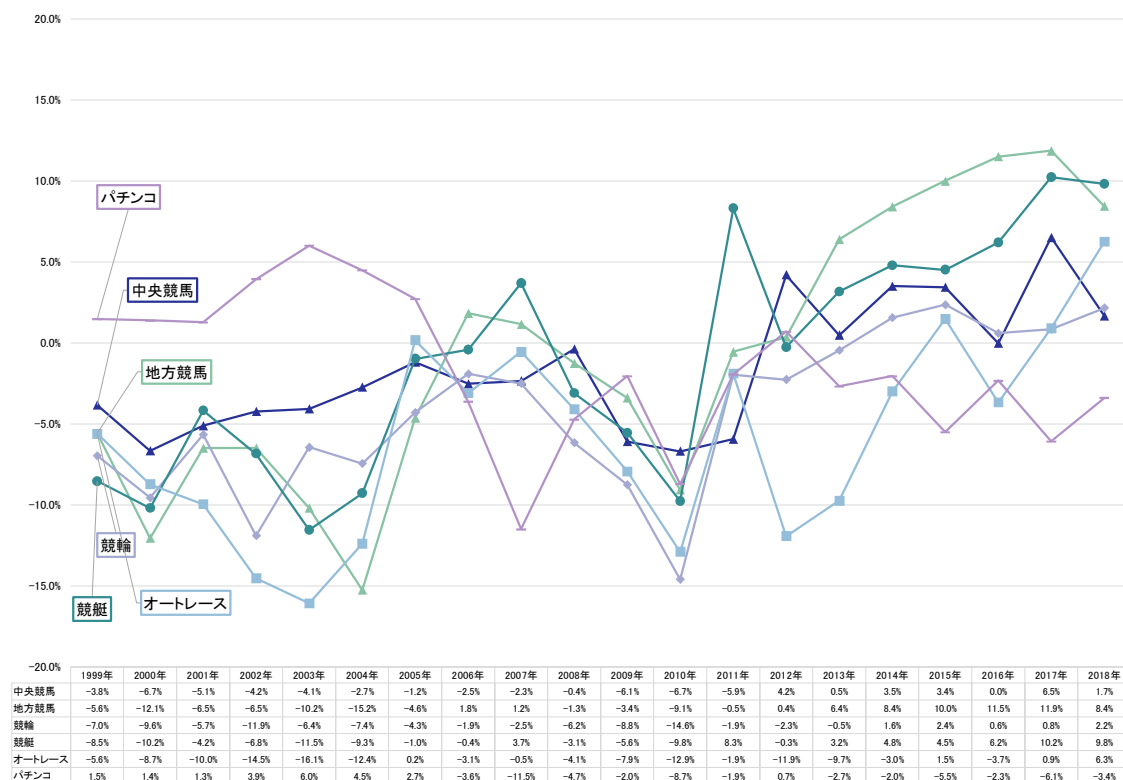


出典： 本項において引用したデータを基にみずほ総合研究所株式会社作成

## 売上高増減（前年比）の推移

1998年から2005年まで、公営競技はほぼ全面的に前年比マイナスであるのと対照的にぱちんこは前年比プラスで推移している。2009年から10年にかけてリーマンショックによる影響により全てで前年比マイナスに落ち込み、2012年以降は公営競技ごとに成長傾向にばらつきが出ており、ぱちんこは前年比マイナスの傾向が続いている。

図表 2-20 国内ギャンブル等の売上高増減比率（前年比）の推移



出典： 本項において引用したデータを基にみずほ総合研究所株式会社作成

## 施設数・入場人数・売上高の推移

公営競技においては主催者数が最も多い競輪で施設数が多く、また場外発売所は競馬が最も多い。またインターネットでの販売は公営競技全てで導入されている。

レース場及び事業所への入場人数は、1998年から2008年及び2008年から2018年の両期間において全ての国内ギャンブル等で減少している。

売上高は、1998年から2008年にかけて全ての公営競技で減少し、ぱちんこは微増であった。2008年から2018年にかけて、競馬（中央競馬及び地方競馬）及びモーターボート競走は増加しており、競輪、オートレース及びぱちんこは減少している。

図表 2-21 国内ギャンブル等の施設数・入場人数・売上高の概要

	競馬		競輪	モーター ボート競走	オートレ ース	ぱちんこ
	中央競馬	地方競馬				
<b>施設数</b>						
<b>レース場・事業所</b>						
1998年	10	30	50	24	6	17,426
2008年	10	20	47	24	6	12,937
2018年	10	17	43	24	5	10,060
場外発売所(2018年時点)	93	82	72	75	32	無し
インターネット投票	有り	有り	有り	有り	有り	無し
<b>売上高 (単位: 億円)</b>						
1998年	38,093	6,578	14,498	15,961	2,131	280,470
2008年	27,563	3,758	7,913	9,772	1,049	288,190
2018年	28,161	6,034	6,541	13,727	704	207,000
<b>変化率</b>						
1998年→2008年	▲27.6%	▲42.9%	▲45.4%	▲38.8%	▲50.8%	+2.8%
2008年→2018年	+2.2%	+60.6%	▲17.3%	+40.5%	▲32.9%	▲28.2%
<b>入場人数 (単位: 万人)</b>						
1998年	1,224	1,155	1,943	2,573 <sup>*1</sup>	573	1,980
2008年	739	467	695	1,503	222	1,580
2018年	627	307	251	762	136	950
<b>変化率</b>						
1998年→2008年	▲39.6%	▲59.6%	▲64.2%	▲41.2%	▲61.3%	▲20.2%
2008年→2018年	▲15.2%	▲34.3%	▲63.9%	▲49.3%	▲38.7%	▲39.9%

(\*1 1999年の入場人員を記載)

出典：本章において引用したデータを基にみずほ総合研究所株式会社作成

## 2.2 国内におけるギャンブル等依存症の実態

### ギャンブル等依存症の考え方

厚生労働省によると依存症を「特定の何かに心を奪われ『やめたくても、やめられない』状態になること」としており、依存の対象としてアルコール、薬物、ギャンブル等を示している。また、依存症は適切な治療をしないと頻度が増えていく進行性の病気であるが、回復することは可能としており、自助グループや家族会に参加することや、保健所や精神保健福祉センターといった専門の行政機関に相談することを対処方法として挙げている<sup>10</sup>。

### 調査研究

国立病院機構久里浜医療センター（以下「久里浜医療センター」という）が 2017 年度に実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ<sup>11</sup>）」において、ギャンブル等依存症が疑われる者の推計人数が整理されている。

本調査によると、過去 1 年以内にギャンブル等依存症が疑われる者の割合として成人の 0.8%と推計し、人口換算では全国約 70 万人に相当する。生涯を通じたギャンブルの経験の評価した場合、成人の 3.6%と推計され、人口換算で全国約 320 万人に相当する。

また、2013 年度に「アルコールの有害使用に係る実態調査」に付随して実施した調査では、生涯を通じたギャンブル経験の評価した場合の割合は 4.8%と推計され、人口換算で全国約 536 万人に相当する。

しかし、両調査では調査方法や対象者数が異なっており、2013 年度から 2017 年度にかけてギャンブル等依存症が疑われる人口が減少したと判断することは困難である。

図表 2-22 「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」の概要

	2017 年度 全国調査	2013 年度 全国調査
調査方法	面接調査	自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為抽出	同左
調査対象者数	10,000 名	7,052 名
回答者数	4,685 名 (回答率 46.9%)	4,153 名 (回答率 58.9%)
ギャンブル等依存が疑われる者の割合の推計値		
過去 1 年以内にギャンブルをした者 (信頼区間 95%)	推計値：0.8% 【実数：32 名/4,685 名中】 (0.5～1.1%)	※調査なし
生涯を通じてギャンブルを経験した者 (信頼区間 95%)	推計値：3.6% 【実数：158 名/4,685 名】 (3.1～4.2%)	4.8% (4.2～5.5%)
生涯を通じた経験においてギャンブル等依存症が疑われる者の推計値を人口換算した数値	約 320 万人	約 536 万人

出典：久里浜医療センター資料を基にみずほ総合研究所作成

<sup>10</sup> 厚生労働省ウェブページ「依存症についてもっと知りたい方へ」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149274.html>

<sup>11</sup> 本調査研究は国立研究開発法人日本医療研究開発機構が久里浜医療センターに委託して実施。

## 診断基準

久里浜医療センターによる調査で用いられた SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は世界的に用いられるギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。質問項目 16 項目のうち得点化される 12 項目 (「結構ある (4 点)」から「全く無い (0 点)」で回答) を採点し、点数が 5 点以上の場合にギャンブル等依存の疑いありとされる。

図表 2-23 SOGS-J の項目

プロフィール項目	
問 1	あなたは次にあげるタイプのギャンブルを今までにどの程度したことがありますか？
問 2	今までで 1 日で賭けた金額は最高でどのくらいですか？
問 3	両親にギャンブルの問題がありますか (ありましたか) ？
スクリーニング項目	
問 4	負けた分を取り返そうとして同じギャンブルをしたことがありますか？
問 5	本当は負けたのに勝ったと吹聴したことがありますか？
問 6	自分自身のギャンブルに関して問題を感じたことがありますか？
問 7	最初に考えていた以上にギャンブルにのめり込んだことはありますか？
問 8	あなたのギャンブルについて、まわりの人々に非難されたことはありますか？
問 9	自分のギャンブルのやり方やギャンブルによって生じたことについて罪悪感を感じたことはありますか？
問 10	ギャンブルをやめたいのだが、やめられないと感じたことがありますか？
問 11	今まで馬券などのギャンブルの証拠を妻や子供など、周りの大事な人の目に触れないように隠したことがありますか？
問 12	今までにお金のことで、同居している人や家族と口論になったことがありますか？
問 13	問 12 の口論があなたのギャンブルをめぐって起こったことがありますか？
問 14	今までに人からお金を借りて、ギャンブルのために返せなくなったことがありますか？
問 15	今までにギャンブルのせいで仕事やバイトや学校の時間を犠牲にしたことがありますか？
問 16	今までにギャンブルをするためや、ギャンブルの借金のために人からお金を借りたことのある人にお聞きします。誰から借りましたか？

出典：関西学院大学心理科学研究 Vol. 45 2019.3 より

また、アメリカ精神医学会による DSM-5 (精神障害の診断と統計マニュアル第 5 版) が用いられており、各項目に「はい」と回答すると問 1 から問 5 まで 0.5 点、残りの問いは 1 点が付与され、合計 5 点以上の場合がギャンブル障害として分類される診断基準に用いられる。

図表 2-24 DSM 項目

DSM 項目(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders/精神障害の診断と統計マニュアル)	
問 1	あなたはこの 12 ヶ月間の中で、ギャンブルをするため、あるいは過去にしていたギャンブル (競馬、競輪、パチンコ、ロト、toto、宝くじなど) を再びするための資金集めに夢中になったことがありますか？
問 2	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、あなたが得たいと思う興奮を得るためにさらに多額の金をギャンブルにつき込んだことがありますか？
問 3	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、今までと同じ量のギャンブルでは物足りなくなってきたと感じたことはありますか？
問 4	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、ギャンブルをやめること、あるいはギャンブルの量を減らすことで、落ち着きをなくしたり怒りっぽくなったことはありますか？
問 5	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、ギャンブルをやめていた、あるいは量を減らしていたことからくる不快な気分 (落ち着きのなさ、怒りっぽくなることなど) を取り除くためにギャンブルをしたことがありますか？
問 6	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、問題から逃れたり、無力感や不安、憂うつな気分から逃れる方法としてギャンブルをしたことがありますか？
問 7	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、ギャンブルで失ったお金を取り戻すために、別の日にギャンブルをしに戻ったことがありますか？
問 8	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、家族や他の人にギャンブルをしていることを隠すために嘘をついたことがありますか？
問 9	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、ギャンブルの資金調達をするために不法行為 (例えば、偽造や詐欺、窃盗、横領) などの罪を犯したことはありますか？
問 10	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、ギャンブルが原因で重要な人間関係や仕事、教育、職業の機会を危険にさらしたりなくしたことがありますか？
問 11	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、ギャンブルが原因で生じた絶望的な経済状態を立て直すために、家族や友人、同僚、銀行などからお金を手に入れたことはありますか？
問 12	あなたは、この 12 ヶ月間の中で、ギャンブルをする量を減らしたり、ギャンブルをやめようとしたりするよう努力をしたが、失敗に終わったことはありますか？

出典：図表 2-25 と同じ



## 2.3 国内におけるギャンブル等依存症への取組

### 2.3.1 国の取組

国においては、2016年に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「IR推進法」という）を契機に、関係閣僚会議にて「ギャンブル等依存症対策の強化について」を決定し、各省庁横断のギャンブル等依存症対策に着手している。

また、2018年に成立した「ギャンブル依存症等対策基本法」により、政府にギャンブル等依存症対策推進本部の設置、ギャンブル等依存症推進基本計画の策定、実施、評価が義務付けられている。また、公営競技及びぱちんこの業界団体、民間支援団体、医療機関等の関係者を委員とするギャンブル等依存症対策推進関係会議の意見を聴取したうえで、2019年4月19日に基本計画が閣議決定されている。

図表 2-25 国によるギャンブル等依存症対策に関する取組のタイムライン

	年月日	動向	概要
2016年	12月15日	<b>IR推進法成立</b>	カジノを含む統合型リゾート（IR：Integrated Resort）の整備を推進する基本法。議員提出法案として賛成多数で可決・成立。
	12月26日	第1回ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催	構成員の決定、各省における取組の説明
2017年	3月31日	第2回ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催	ギャンブル等依存症対策の強化に対する論点整理
	8月29日	第3回ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催	「ギャンブル等依存症対策の強化について」を決定
2018年	7月6日	<b>ギャンブル等依存症対策基本法成立</b>	ギャンブル等依存症の定義を定め、国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定
	7月20日	<b>IR整備法成立</b>	カジノを含む統合型リゾートを整備する手続、カジノに関連する事業の免許・各種規制、事業者の監督等を規定するもの。内閣提出法案として賛成多数により可決・成立
	10月5日	内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を設置	内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員に任命。議員提出法案として賛成多数により可決・成立
	10月19日	第1回ギャンブル等依存症対策推進本部会合を開催	「ギャンブル等依存症推進基本計画」の取りまとめを各省庁に指示
2019年	2月20日	第1回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催	委員長選出、意見交換、会議運営規則の規定
	3月6日	第2回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催	事務局より同基本計画案の説明、意見交換
	3月22日	第3回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催	事務局より同基本計画案の説明、論点整理
	4月5日	第4回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催	事務局より同基本計画修正案の説明、委員了承
	4月18日	第2回ギャンブル等依存症対策推進本部会合を開催	推進本部として同基本計画を決定
	4月19日	定例閣議	<b>「ギャンブル等依存症推進基本計画」</b> を閣議決定
	9月24日	ギャンブル等依存症対策都道府県説明会を開催	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定状況の報告、関係省庁の取組説明、地方自治体等の事例講演

出典：ギャンブル等依存症対策推進本部ウェブページよりみずほ総合研究所作成

2017年8月に政府が決定した「ギャンブル等依存症対策の強化について」では主に公営競技主催者及びばちんこ事業者と各省庁の双方が担うべき役割を整理している。

図表 2-26 関連関係会議決定 ギャンブル等依存症対策の強化について

ギャンブル等依存症対策の強化について【概要】		
課題	対策の具体化	
事業者の対応	公営競技ごとの相談窓口の設置、明示・周知 依存症対策担当の設置及び依存症に関する従業員教育の実施	各公営競技ごとに設置する相談窓口について、全競走場のウェブサイト等に掲載(～8月) 注意喚起ポスターの掲載やチラシ等の配布による相談窓口の周知(4月～) 全主催者等に依存症対策担当を設置、相談対応マニュアル等を作成、従業員教育を順次実施(4月～) 【公営競技】
	一元的・専門的に対応できる共通相談窓口の設置	幅広くギャンブル等依存症に専門的に対応できる「一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター」を、モーターボート競走関係団体において設立(6月)。24時間無料電話相談体制の構築(10月目途)。 今後、更に関係省庁間で連携し、適切な体制を構築 【公営競技】
	リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化・機能拡充	RSNの周知のため、営業所の広告に相談窓口を掲載(4月～)、リーフレットをばちんこ営業所に配置(7月～)し、業界団体と営業所が連携し、情報発信を強化 相談員の増員、相談時間の延長、専門医等の紹介 等 【ばちんこ】
アクセス制限	未成年者等の購入禁止等に係る注意喚起・警備の徹底	ポスター、ウェブサイト等に注意喚起標語を掲載(4月～) 【公営競技】 競馬・馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び 競輪・車券の購入は20歳になってから、競輪は適度に楽しみましょう。 オートレース・車券の購入は20歳になってから、オートレースは適度に楽しみましょう。 モーターボート競走・舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。 統一的な未成年対応要領の作成、警備員等に対する教育・指導の徹底による警備態勢の強化(6月～) 【公営競技】 年齢確認シートの活用による賞品提供時の年齢確認(5月～) 【ばちんこ】
	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入、拡充・普及	ガイドライン等を作成し、競走場・場外券売場において本人申告によるアクセス制限の運用を開始(4月～) 【公営競技】 本人申告によるアクセス制限の仕組みを拡充・普及(4月～)(5か月で導入店舗数が3倍強に増加) 【ばちんこ】 家族申告によるアクセス制限の仕組みの構築 【公営競技・ばちんこ】
インターネット投票	インターネット投票サイトにおける注意喚起・相談窓口の案内	インターネット投票サイトのログイン画面等において、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等を実施(4月～) 【公営競技】
	購入限度額の設定を可能とするシステムの整備	インターネット投票において購入限度額を設定できるシステムを、次期システム改修に併せて構築 【公営競技】
広告	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入	本人申告による解約等がなされた場合、一定期間は再契約等の申請を受け付けず、アクセス制限措置を継続する仕組みを構築 家族申告によるアクセス制限の仕組みの構築(再掲) 【公営競技】
	施行者による取組として、ポスターやHPにおける普及啓発・注意喚起	ポスターやテレビCM、新聞・雑誌広告、HP、インターネット投票サイト等に注意喚起標語を掲載(4月～) ギャンブル等依存症に係るリーフレットやポスターを作成、競走場等に掲示・配布(本年度～) 【公営競技】
抑制性の	出玉規制の基準等の見直し	出玉規制の強化等のため、風営法施行規則・遊技機規則を改正(8月) 【ばちんこ】
	出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入	出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入のため、遊技機規則を改正(8月) 【ばちんこ】
その他	場内・場外券売場のATMのキャッシング機能の廃止	ATMのキャッシング機能の廃止又はATMの撤去(本年度目途) 【公営競技】
	営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け	営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付けるため、風営法施行規則を改正(8月) 【ばちんこ】
	業界の取組について評価・提言を行う仕組みの導入	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置 【ばちんこ】
	営業所における相談等への対応	「安心バチンコ・バチンコアドバイザー」を新設。全営業所への配置を目指して取組を推進(4月～) 【ばちんこ】
医療・回復支援	ギャンブル等依存症の実態把握	ギャンブル等依存症に関する全国調査を9月中を目途に取りまとめ、今後も継続的に実態を把握 【厚】
	ギャンブル等依存症患者の治療・相談に対応できる体制が不十分	全都道府県・政令市における専門医療機関・治療拠点・相談拠点の整備及び依存症相談員の配置を推進(4月～) 依存症対策全国拠点機関を指定(4月) 地域の治療実施指導者・相談支援指導者の養成研修等の実施 【厚・総】
	専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬での評価	専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対応する診療報酬での評価が課題となっていることを踏まえ、標準的な治療プログラムの開発やエビデンスを構築(本年度～) 【厚】
	障害福祉サービス等従事者のギャンブル等依存症に関する知識の向上	地域の生活支援指導者や障害福祉サービス等従事者への養成研修、ポータルサイトの開設、リーフレットの作成等による普及啓発を実施(4月～) 【厚】
	医学教育や医師臨床研修等におけるギャンブル等依存症に対応できる人材の育成	「医学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版)」に、ギャンブル等依存症を学修目標として明記(3月末)、医学部関係者に周知・要請(5・6月) 保健師・看護師・精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理師がギャンブル等依存症に適切に対応できるよう、養成カリキュラム等を見直し(本年度～) 【文・厚】
	ギャンブル等依存症に関する普及啓発	DVDや啓発動画の作成、リーフレットの配布等(本年度～) 【厚】
学校教育、消費者行政における対応	自助グループ等、民間団体の活動への支援の拡充	自助グループ(ギャンブラーズ・アノミマスやギャンノン)を含む民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動を支援(4月～) 【厚】
	学校教育における対応	依存症について取り上げる高等学校学習指導要領解説の作成に着手(本年度～) 【文】 中・高・大学生向け啓発資料の作成 【文】
	消費生活センター、多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター等との連携、相談員のギャンブル等依存症に係る知識の向上	関係機関間で、連絡リストや対応マニュアルの作成・共有等により、連携体制を構築(本年度中) 多重債務者相談員や消費生活相談員への研修や相談対応マニュアルの整備により、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識を向上(本年度～) 【金・消】 貸金業、銀行業における貸付自粛制度の整備 【金】

出典：関係関係会議「ギャンブル等依存症対策の強化について」より引用

2019年4月閣議決定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、事業者及び国により実施・検討すべき取組に加え、都道府県等の取組を求めている。

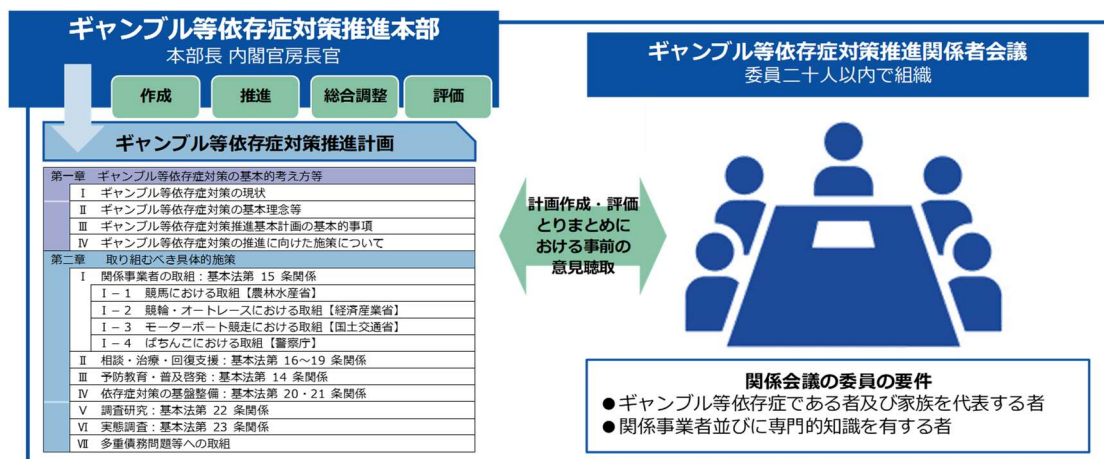
図表 2-27 閣議決定 ギャンブル等依存症対策推進基本計画

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】											
第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等											
I	<b>ギャンブル等依存症問題の現状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）</li> </ul>										
II	<b>ギャンブル等依存症対策の基本理念等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援</li> <li>多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮</li> <li>アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮</li> </ul>										
III	<b>ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）</li> <li>基本的な考え方           <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">PDCAサイクルによる 計画的な取組の推進</td> <td style="width: 33%;">多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進</td> <td style="width: 33%;">重層的かつ多段階的な 取組の推進</td> </tr> </table> </li> </ul>	PDCAサイクルによる 計画的な取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進							
PDCAサイクルによる 計画的な取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進									
IV	<b>ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施</li> <li>政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進</li> </ul>										
第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）											
I	<b>関係事業者の取組：基本法第15条関係</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">広告宣伝の在り方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）【公営競技・ばちんこ】</li> <li>通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> <li>本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）【競馬・モーターボート】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>アクセス制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）【競馬・モーターボート】</li> <li>自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）【ばちんこ】</li> <li>自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）【ばちんこ】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>施設内の取組</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）【ばちんこ】</li> <li>施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>相談・治療につなげる取組</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援                【公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表】</li> <li>ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料、初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）【モーターボート】</li> <li>依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）【競馬・モーターボート】</li> <li>依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）【ばちんこ】</li> <li>第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パテック・パテスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）【ばちんこ】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>依存症対策の体制整備</td> <td></td> </tr> </table>	広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）【公営競技・ばちんこ】</li> <li>通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> <li>本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）【競馬・モーターボート】</li> </ul>	アクセス制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）【競馬・モーターボート】</li> <li>自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）【ばちんこ】</li> <li>自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）【ばちんこ】</li> </ul>	施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）【ばちんこ】</li> <li>施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> </ul>	相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援                【公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表】</li> <li>ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料、初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）【モーターボート】</li> <li>依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）【競馬・モーターボート】</li> <li>依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）【ばちんこ】</li> <li>第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パテック・パテスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）【ばちんこ】</li> </ul>	依存症対策の体制整備	
広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）【公営競技・ばちんこ】</li> <li>通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> <li>本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）【競馬・モーターボート】</li> </ul>										
アクセス制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）【競馬・モーターボート】</li> <li>自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）【ばちんこ】</li> <li>自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）【ばちんこ】</li> </ul>										
施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）【ばちんこ】</li> <li>施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> </ul>										
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援                【公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表】</li> <li>ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料、初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）【モーターボート】</li> <li>依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）【競馬・モーターボート】</li> <li>依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）【ばちんこ】</li> <li>第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パテック・パテスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）【ばちんこ】</li> </ul>										
依存症対策の体制整備											
II	<b>相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">相談支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【関係省庁】</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）【消費者庁】</li> <li>多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）【金融庁・法務省】</li> <li>相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）【法務省】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>治療支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）【厚労省】</li> <li>専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）【厚労省】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>民間団体支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>社会復帰支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）【法務省】</li> <li>受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）【法務省】</li> </ul> </td> </tr> </table>	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【関係省庁】</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）【消費者庁】</li> <li>多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）【金融庁・法務省】</li> <li>相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）【法務省】</li> </ul>	治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）【厚労省】</li> <li>専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）【厚労省】</li> </ul>	民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> </ul>	社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）【法務省】</li> <li>受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）【法務省】</li> </ul>		
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【関係省庁】</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）【消費者庁】</li> <li>多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）【金融庁・法務省】</li> <li>相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）【法務省】</li> </ul>										
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）【厚労省】</li> <li>専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）【厚労省】</li> </ul>										
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> </ul>										
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）【法務省】</li> <li>受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）【法務省】</li> </ul>										
III	<b>予防教育・普及啓発：基本法第14条関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）【消費者庁】</li> <li>新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）【文科省】</li> <li>金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）【金融庁】</li> <li>産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）【厚労省】</li> </ul>										
IV	<b>依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">連携協力体制の構築</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築【関係省庁】</li> <li>（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>人材の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師臨床研修の見直し等【厚労省】、医学部における教育の充実【文科省】（平成31年度～）</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成【厚労省】</li> <li>刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）【法務省】</li> </ul> </td> </tr> </table>	連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築【関係省庁】</li> <li>（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）</li> </ul>	人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師臨床研修の見直し等【厚労省】、医学部における教育の充実【文科省】（平成31年度～）</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成【厚労省】</li> <li>刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）【法務省】</li> </ul>						
連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築【関係省庁】</li> <li>（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）</li> </ul>										
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師臨床研修の見直し等【厚労省】、医学部における教育の充実【文科省】（平成31年度～）</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成【厚労省】</li> <li>刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）【法務省】</li> </ul>										
V	<b>調査研究：基本法第22条関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）【厚労省】</li> <li>個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、IoT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）【競馬・モーターボート】</li> </ul>										
VI	<b>実態調査：基本法第23条関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）【厚労省】</li> <li>国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）【消費者庁】</li> <li>相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）【公営競技・ばちんこ】</li> <li>ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）【厚労省】</li> </ul>										
VII	<b>多重債務問題等への取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）【金融庁】</li> <li>違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）【警察庁】</li> </ul>										

出典：ギャンブル依存症対策推進本部「ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】」より引用

「ギャンブル等依存症対策基本法」では基本計画の作成及び評価のとりまとめに際しては、あらかじめ本部内に設置したギャンブル等依存症対策推進関係会議より意見を聴取することを定めている。

図表 2-28 ギャンブル等依存症対策推進本部と関係者会議の関係



出典：「ギャンブル等依存症対策基本法」よりみずほ総合研究所株式会社作成

なお、2019 年 4 月の基本計画の作成に際して、ギャンブル等依存症対策推進本部が設置した関係者会議の委員は以下のとおりである。

「ギャンブル等依存症対策基本法」の定めにより委員は 20 名以内で組織されるとされ、ギャンブル等依存症である者並びに家族を代表する者、またギャンブル等の関係事業者並びに専門的知識を有する者が委員に就任するとされている。

図表 2-29 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員（概要）

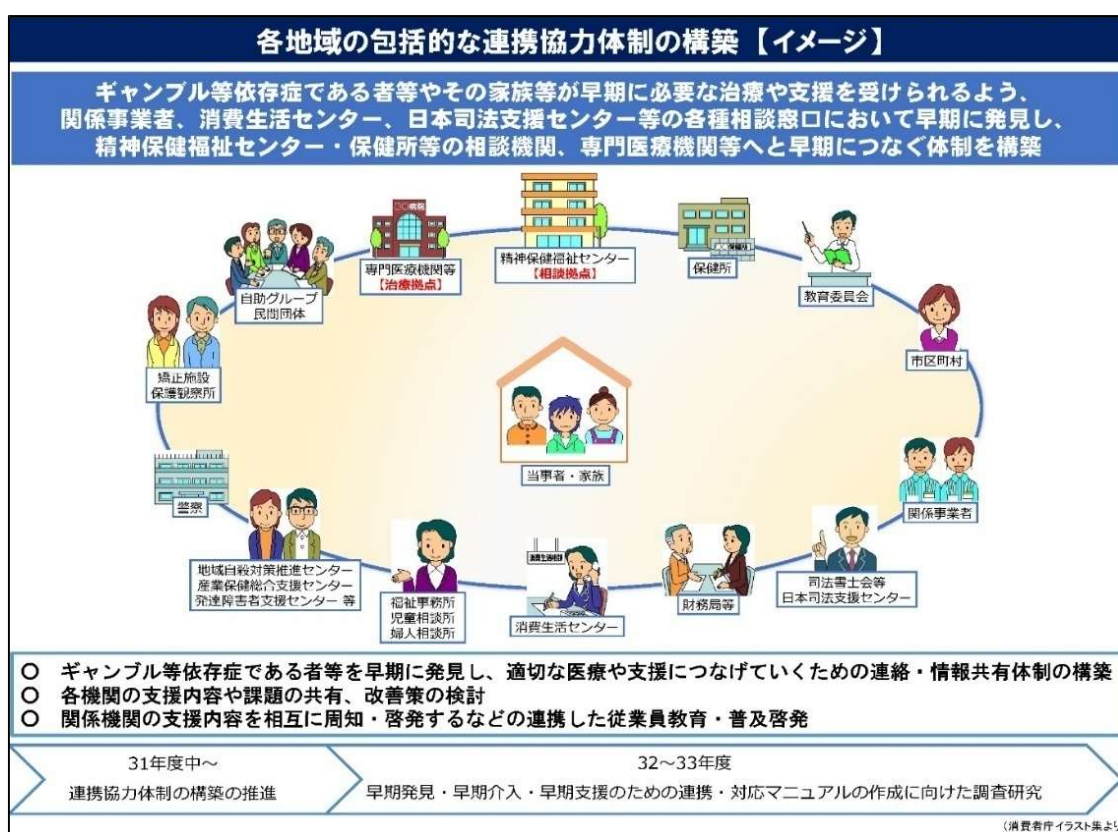
カテゴリー	委員数	委員の役職
国・自治体関係者	2	長野県精神保健福祉センター所長 独立行政法人国民生活センター理事長
医療従事者、研究者	3	目白大学人間学部心理カウンセリング学科／同大学院心理学研究科特任教授 学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校精神保健福祉士養成学科専任教員 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長
民間支援団体等代表者	5	NFCR ノンファミリー・カウンセリングルーム 心理カウンセラー 特定非営利活動法人ヌジュミ施設長 日本司法書士会連合会常任理事 認定NPO法人ワンダーポート施設長 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
競技主催者・事業者団体代表	3	パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会代表競馬団体理事 日本中央競馬会常務理事 一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会参与
有識者、依存症当事者	2	経済アナウンサー ギャンブル等依存症経験者
合計	15	

出典：ギャンブル等依存症対策推進本部ウェブページよりみずほ総合研究所株式会社作成

2019年4月の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」のなかで特徴的な取組が、依存症対策の基盤整備を目的とした各地域の包括的な連携協力体制の構築である。

都道府県等の精神保健福祉センターを相談拠点、また都道府県内において指定した依存症専門医療機関やその他の医療機関が治療拠点となり、様々な行政機関や、司法書士会等、自助グループを含む民間団体、関係事業者等が連携体制に参画することにより、ギャンブル等依存症と疑われる者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう「つなぐ」体制の構築に取り組むべき事業として明記している。

図表 2-30 各地域の包括的な連携協力体制の構築



出典：ギャンブル依存症対策推進本部「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」

### 2.3.2 自治体の取組事例及び実績

2019年4月に決定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」にて、都道府県ギャンブル等依存症対策基本計画の策定をはじめとした様々な施策の取組が求められている。

本項では、2019年4月の基本計画の決定前よりギャンブル等依存症対策に関して独自の施策に取組実績を有する島根県及び長野県を調査対象として選定した。

また、ギャンブル等依存症である者の家族向けのプログラムである CRAFT<sup>12</sup>（コミュニティ強化法と家族トレーニング「Community Reinforcement And Family Training」の略称）を活用する山梨県、公営競技を主催する都道府県におけるギャンブル等依存症対策の動向調査を目的として埼玉県を選定した。

調査手法は、各自治体のギャンブル等依存症対策の担当者に、（1）依存症対策の取組について、（2）実績及び効果の検証について、（3）他機関との連携について、（4）その他先進的取組事例等について聞き取り調査を実施した。

#### 島根県

島根県の取組の特徴は、ギャンブル等依存症の当事者向け回復トレーニングプログラム SAT-G（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder）の開発及び活用、また SAT-G を活用した地域での包括的な連携協力体制の構築である。

SAT-G はギャンブル障がいの特化した認知行動療法プログラムであり、全5回のセッションを月1回実施する。SAT-G の強みは、ワークブックの読み合わせが基本プログラムであるため実施職員の専門性に依拠しにくいこと、マニュアルがあるため異動のある職場でも支援技術を継承しやすいこと、また、都道府県の精神保健福祉センターで取り入れられている覚せい剤依存症用の支援プログラム SMARPP を参考に開発したため同センターにおいて取り入れやすいことが挙げられる。

図表 2-31 SAT-G ワークブック表紙及び各回テーマ



- 【第1回】  
あなたのギャンブルについて整理してみましょう
- 【第2回】  
引き金から再開にいたる道すじと対処
- 【第3回】  
再開を防ぐために
- 【第4回】  
私の道しるべ
- 【第5回】  
回復への道のり
- 【アンコールセッション】  
回復のために ～正直さと仲間～

出典：島根県「支援プログラムを活用したギャンブル等依存症支援の取組」

<sup>12</sup> 飲酒問題や薬物問題に悩む家族のためにアメリカで開発されたプログラム。当事者と家族が対立せずに治療を進める方法を学ぶ。

図表 2-32 SAT-G ワークブック 第 2 回 (一部抜粋)

## 第 2 回

### 引き金から再開にいたる道すじと対処

**1 引き金**

引き金とは、ギャンブルへの過剰を引き起こす、人・場所・物・状況・気持ちなどのことをいいます。たとえば、ある人が毎月給料日に、仕事の後、コンビニの ATM でお金を引き出して、パチンコ屋に行っていたとします。このような場合、この人の引き金は、次のようなものでしょう。

引き金 給料日、仕事の後、コンビニ、ATM の機械、お金、パチンコ

引き金があり、そしてギャンブルをする、ということを知覚もくろかえずと、あなたの脳は、引き金とギャンブルをすぐに結びつけてしまいます。つまり、たった一つの引き金によって、あなたはギャンブルへとたかりたてられてしまうようになります。引き金-過剰-過剰-再開、というサイクルはなかなか断ち切ることができないのです。

引き金から再開にいたる道すじ

**2 外的な引き金と内的な引き金**

① 外的な引き金…人、場所、物、状況といったあなたの周囲にある引き金

【課題 1】

ギャンブルをするきっかけ (引き金) になりそうなものには 、そうでないものには  をつけましょう。書かれていること以外にも、引き金になりそうなことがあれば、書き出してみてください。

<input type="checkbox"/> 一人で家にいるとき	<input type="checkbox"/> ギャンブル雑誌を読んでいるとき
<input type="checkbox"/> ギャンブル仲間と一緒にいるとき	<input type="checkbox"/> ギャンブルの動画を見たとき
<input type="checkbox"/> お休みの日	<input type="checkbox"/> スマホを操作しているとき
<input type="checkbox"/> 仕事の後	<input type="checkbox"/> ATM を操作しているとき
<input type="checkbox"/> お祝いなど特別な日	<input type="checkbox"/> コンビニに行ったとき
<input type="checkbox"/> 高額な買い物をしたとき	<input type="checkbox"/> ギャンブル場の前を通ったとき
<input type="checkbox"/> スポーツ新聞を読んでいるとき	<input type="checkbox"/> 運転中
<input type="checkbox"/> 広告チラシを見たとき	<input type="checkbox"/> 給料日
<input type="checkbox"/> テレビの CM を見たとき	<input type="checkbox"/> 手元にお金があるとき (両記)
<input type="checkbox"/> 職場でギャンブルの話題を耳にしたとき	

その他 \_\_\_\_\_

出典：島根県「島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム (SAT-G) ワークブック」

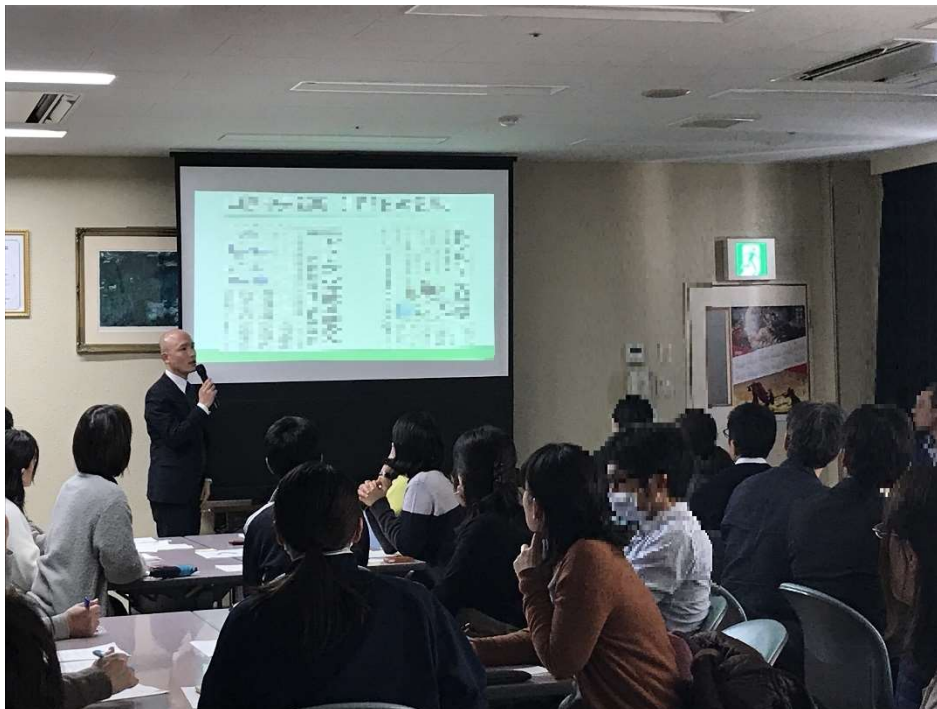
また、島根県ではギャンブル等依存症に知的障がいや統合失調症等の障がい重複している事例の相談も多く、これらの事例へも対応可能なプログラムとして「SAT-G ライト」を開発した。その内容は、SAT-G を簡略化した全 3 回のセッションを月 1 回実施するものになっている。特に SAT-G ライトでは、島根県に 1 カ所しかない相談拠点だけでなく、隠岐諸島のような離島や遠隔地にある保健所等の担当者も使える設計にしてあるのが特徴である。現在まで、和歌山県や高知県で研修会を開催しているとのことであった。

島根県では SAT-G の活用のほか、精神保健福祉センターと保健所が連携してギャンブル等依存症に関する研修会を通じた地域での包括的な連携協力体制の構築を進めている。

研修会のひとつの事例では、県内のギャンブル等依存症拠点病院を会場として、医療従事者、弁護士、自助グループメンバー、保健所職員、市役所職員、社会福祉協議会相談員等を対象に約 50~60 名が参加し、保健所や医療機関の最新の取組報告、自助グループの活動の報告、弁護士による債務整理の講演、また参加者 6~8 名ごとにギャンブル問題に関するテーマにしたグループワークを行っている。

これら研修会を実施することにより、医療機関、市役所の生活相談窓口、保護観察所等との連携が生まれ、これら機関からギャンブル等依存症対策の相談を県の相談機関また専門医療機関へ紹介する事例が増加したとのことであった。

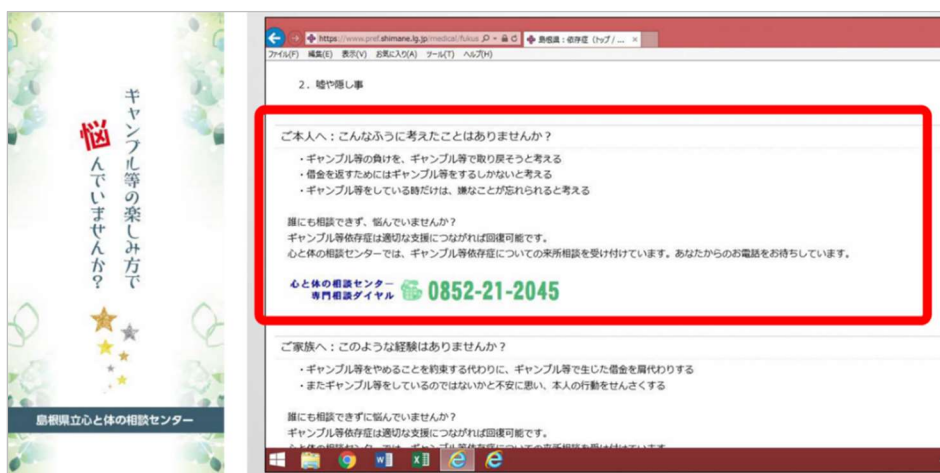
図表 2-33 島根県益田圏域におけるギャンブル依存研修会の様子



出典：島根県益田市松ヶ丘病院にてみずほ総合研究所撮影（一部加工）

また、島根県は取組発信強化として、親しみやすいリーフレットや相談を誘いかけるウェブページの作成などの工夫をしている。

図表 2-34 リーフレット（左図）、ウェブページ（右図）



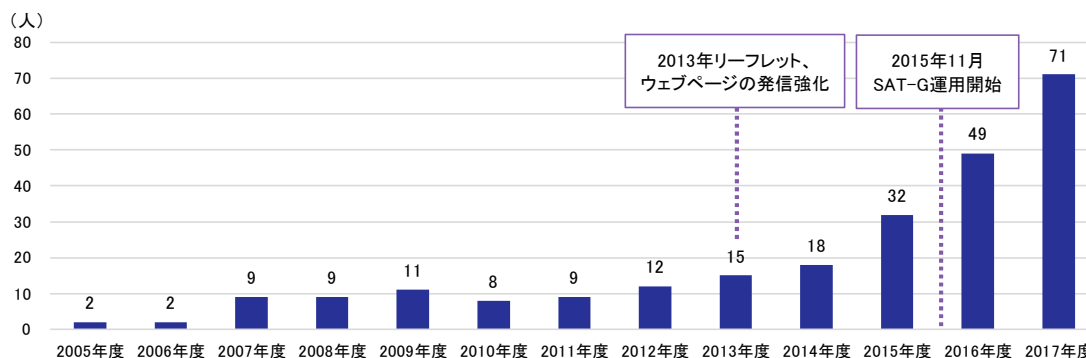
出典：島根県「支援プログラムを活用したギャンブル等依存症支援の取組」

これら 2013 年に開始した発信強化により島根県立心と体の相談センターへの来所相談者数は増加し、また 2015 年 11 月の SAT-G 運用開始により更に増加傾向は強まっている。



ただし、県内の専門医療機関の認知度が高まることにより、当事者及び家族が県の相談拠点を介さずに医療機関と直接接触することから、相談拠点への来所件数が長期的には減少することも予測されるとしている。

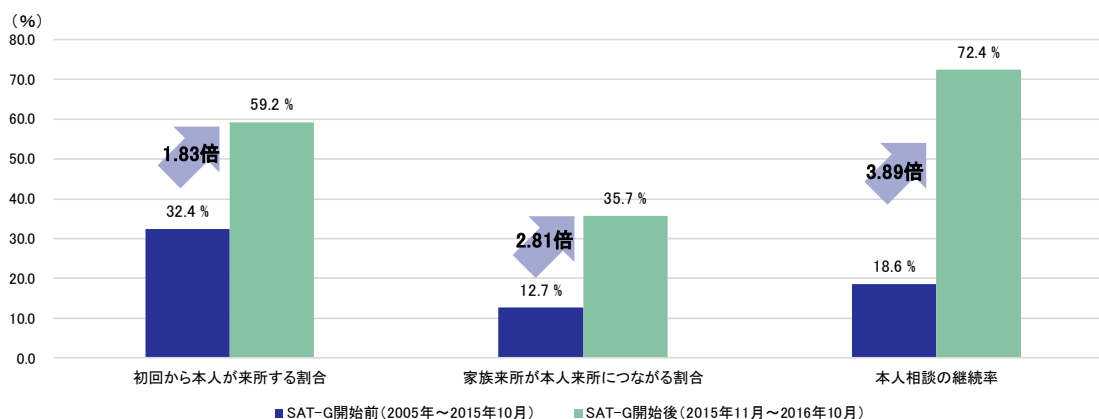
図表 2-35 島根県立心と体の相談センターへの来所相談件数の推移（実数）



出典：島根県「支援プログラムを活用したギャンブル等依存症支援の取組」を基にみずほ総合研究所作成

SAT-G 導入前における県の取組の検証結果として、家族からの相談があっても当事者本人の来所相談につながらないこと、また当事者本人が来所相談しても継続相談に至らないことが課題とされてきた。SAT-G の運用が開始された 2015 年 11 月前後の実績を比較すると、初回から本人が来所する割合、家族来所が本人来所につながる割合が増加している。また本人相談の継続率の大幅な改善は、プログラムが全 5 回のセッション数であることを明確化することにより継続相談するインセンティブが働いていると推測される。

図表 2-36 SAT-G 運用開始による効果



出典：島根県「支援プログラムを活用したギャンブル等依存症支援の取組」を基にみずほ総合研究所作成

島根県では SAT-G の開発・活用において、センター職員に加えて保健所職員、保護観察官、弁護士など連携機関の方々向けに研修を実施することにより、県全体においてギャンブル等依存症に対応できる人材育成を行っている。

また、人事異動の機会が多い行政職員であっても着任後すぐに相談業務に従事できるよう、SAT-G 開発の設計において、基本プログラムとしてワークブックの読み合わせをしたり、マニュアルも揃えている。また、研修においては、講師がレクチャーする座学研修による知識のインプットだけでなく、依存症患者に対応できるよう動画やロールプレイングによる演習を盛り込むなど工夫をしている。

研修会を通じた複数機関による依存症対策のネットワークの構築に積極的である一方で、最も優先的に取り組むべき課題として地域での専門医療機関の設置を挙げている。そのうえで、刑事施設や保護観察中の人への周知などを通じて、より多くの当事者が依存症対策のネットワークにつながる機会を広げることが重要である。

今後の取組としては、SAT-G ライトの更なる普及を進め、相談拠点や専門医療機関が整備されない地域においても当事者に適切な回復支援が可能となるよう取り組んでいる。

図表 2-37 島根県 ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
島根県立心と体の相談センター		島根県松江市
<b>(1) 依存症対策の取組について</b>		
取組事例・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2006年よりギャンブル等依存症の相談を実施</li> <li>・独自の回復トレーニングプログラム SAT-G を開発、実施</li> </ul>	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座学だけでなく、動画、ロールプレーの演習を研修に盛り込む</li> <li>・センター職員、保健所職員、保護観察官、弁護士など連携機関の方々向けに研修を実施し、人材の育成と確保を行っている。</li> </ul>	
<b>(2) 実績及び効果の検証について</b>		
検証の実施・手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談 1～2 回で継続断念が多かったことが SAT-G 開発の背景</li> <li>・センター職員が着任直ぐに相談業務に従事できるよう SAT-G を設計</li> <li>・SAT-G により支援者のスキルアップにつながる結果を示す論文を発表</li> </ul>	
実績及び検証を踏まえ有効と考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、市役所、保護観察所、弁護士等の連携機関への研修により相談拠点及び専門医療機関への相談・紹介が増加</li> </ul>	
<b>(3) 他機関との連携について</b>		
関係業界団体、民間支援団体、医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療機関（拠点病院）を設置する取組がまず優先的に取り組まれるべき事項</li> </ul>	
大学や研究機関、国の機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事施設や保護観察中の方への周知など、依存症対策のネットワークに触れる機会を広げることが重要</li> </ul>	
<b>(4) その他</b>		
先進的・検討中の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療過疎地や、知的障がいや統合失調症等の障がい重複している事例にも対応できる SAT-G ライトの開発</li> </ul>	

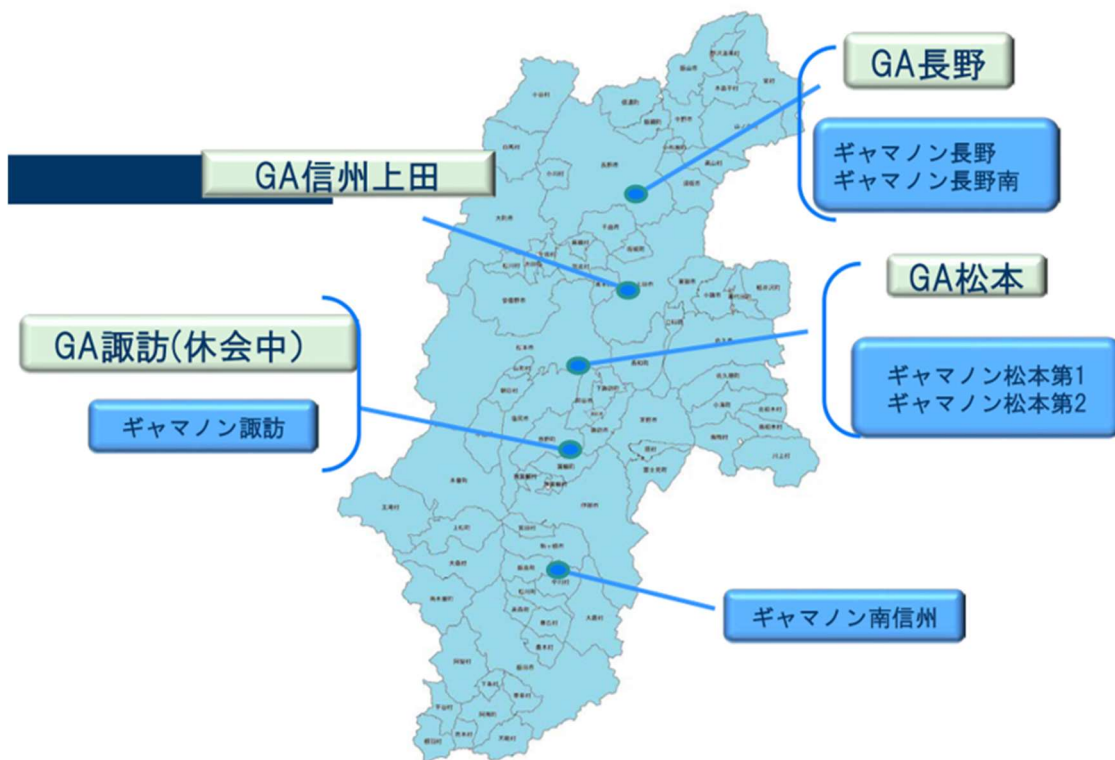
出典：島根県へのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

## 長野県

長野県の取組の特徴は、自助グループの育成支援、独自プログラムの ARPPS の導入、ギャンブル等依存症当事者の家族に対する支援の 3 点である。

長野県精神保健福祉センターでは、2003 年からギャンブル等依存症の当事者グループの相談会を開催していた。そのグループが他県の GA（ギャンブラーズアノニマス）<sup>13</sup>から運営方法を学び、同センターも関わりながら自助グループを始め、2007 年には会場をセンターから施設に移して GA 長野が組織された。その後も、県内では 2010 年に GA 松本がスタートし、2011 年 GA 諏訪（休止中）、2012 年 GA 信州上田が組織された。

図表 2-38 長野県内の自助グループの位置



出典：長野県「行政が主導した自助組織の立ち上げ」

<sup>13</sup> ギャンブラーズ・アノニマス (GA) は、ギャンブルをやめたいと願いを持つ、ギャンブル等依存症の当事者が集う自助グループ。

また、依存症治療・回復プログラムとして、薬物依存症対策で用いられる SMARPP<sup>14</sup>を基本に、ARPPS (Addiction Relapse Prevention Programs in Shinshu) を導入・運用している。ARPPS は 2015 年厚生労働省「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業」<sup>15</sup>に採択され、2016 年 3 月にテキストを発行した。

長野県では、依存症当事者向けミーティングを長野市内で毎月 2 回、松本市内で毎月 1 回行っており、体験談を中心とした分かち合い、意見交換と ARPPS を用いた学習を行っている。ARPPS は全 10 回のセッションで構成されており、ミーティングにおいて相談職員と当事者とのプログラムの読み合わせ及び課題に取り組む。また長野県では県内各地の相談機関で気軽に依存症の相談ができるよう全 5 回のミニ ARPPS も作成している。

ARPPS のメリットは、一つのプログラムでアルコール・薬物・ギャンブルの三つの依存症に対応できるため、限られた人員・予算であらゆる相談に対応できることである。

図表 2-39 ARPPS の表紙及び目次



出典：長野県「依存症治療・回復プログラム ARPPS」

<sup>14</sup> SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program: せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム)。神奈川県立精神医療センターのせりがや病院にて開発された、精神刺激薬の覚醒剤への薬物依存症を主な対象とし認知行動療法の志向をもつ外来の治療プログラム。

<sup>15</sup> 依存症対策において地域の要としての役割を果たす精神保健福祉センターに対して、依存症者に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施するための経費を助成することにより全国的な普及を図った。

図表 2-40 ARPPS 第 2 回の内容（一部抜粋）

第2回 「渴望」と「引き金」

**POINT**

① アルコール・薬物・ギャンブルが脳に与える影響を知る  
 ② 「渴望」と「引き金」の関係について理解する

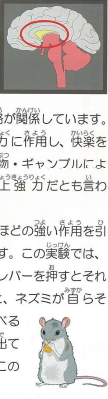
**1 アルコール・薬物・ギャンブルが脳に与える影響**

**(1) 「渴望」のメカニズム**

アルコール・薬物・ギャンブルをやり続けると、脳にはどのような影響が生じるのでしょうか。

脳の中には、人が生命を維持するために必要不可欠なことを「**快楽**」と認識させ、その行動の強化と記憶に関係している神経回路があります。この神経回路の働きにより、私たちはお腹が空けば食べ物を探し、喉が渇けば水を飲むようにします。性的な快楽もこの神経回路が関係しています。アルコール・薬物・ギャンブルは、この神経回路に強<sup>ク</sup>方に作用し、快楽をもたらすと覚えられています。また、アルコール・薬物・ギャンブルにより得られる快楽は、食事でも得られる快楽よりも、数倍以上強<sup>ク</sup>力だとも言われています。

神経回路への刺激により、正常な活動が脅かされるほどの強い作用を引き起こすことが、ネズミによる実験で証明されています。この実験では、ネズミの脳内の特定の神経に電極を埋め込み、ネズミがレバーを押すとそれぞれの神経に電気が流れるようにしました。そうすると、ネズミが自らその刺激を求め、一心不乱に押し続ける場所、中には食べるのも飲むのも忘れ、レバーを押し続け、崩壊するものも出てきてしまう場所が見つかりました。この場所こそが、この快楽を司る神経回路だったのです。



アルコール・薬物・ギャンブルによりもたらされる快楽には、「幸福感」や「陶醉感」、「高揚感」をはじめ、「苦痛が和らぐ」や「困ったことを忘れる」といった重要な感覚も含まれます。これらの快楽は、その人の抱える「生きづらさ」を一時的に忘れさせてくれるのかもしれませんが、アルコール・薬物・ギャンブルをやり続けると、脳は繰り返し刺激を受けることで、それらに関する情報（人、場所、状況、感情など）を強く記憶してしまいます。そのため、アルコール・薬物・ギャンブルをいったんやめても、関係する情報に出会うと、「やりたくてたまらない」といった強い欲求を引き起こします。この強い欲求のことを「**渴望**」といいます。渴望が満たされない状態は、とても苦しく、たとえば砂漠を永年して3日間張いた状態を想像すると良いでしょう。

この渴望をコントロールできずに、アルコール・薬物・ギャンブルを繰り返ししてしまう状態のことを「**依存症**」といいます。

**(2) 「引き金」のメカニズム**

パブロフ博士が行った、有名な犬の実験を紹介しましょう。

犬にエサを見せたり、においをかかると、脳が反応してよだれを流します。パブロフ博士は、犬にエサを与えるときに、いつもベルを鳴らすようにしました。

しばらくしてから、パブロフ博士はその犬に、エサは与えずにベルの音だけを鳴かせました。すると、その犬はベルの音を聞いただけでよだれを流したのです。その犬の脳の中では、ベルの音とエサを強く結びつけて（「ベルの音⇒エサ」）、ベルの音をきっかけに体が反応する仕組みができあがってしまったのです。きっかけとなったベルの音を「**引き金**」といいます。その犬はベルの音を引き金に、自動的にエサがもらえるはずだと考えて、よだれを流すようになったのです。

出典：「依存症治療・回復プログラム ARPPS」

長野県ではギャンブル等の嗜好問題を抱える当事者の家族に対する支援として家族教室（グループミーティング）及び家族講座を実施している。家族教室は2002年7月から毎月2回実施されており、家族が集う場として、家族と本人の関係性に焦点を当て、家族の対応の確認や助言、家族の気持ちのわかちあいを行っている。

家族講座は2009年より全2～3回のコースで、家族を対象にした講座を長野市内の同センター及び県内の保健所で開催している。内容は、病的ギャンブルの正しい知識と問題を抱える当事者への対応方法を学ぶ機会となっている。

他の長野県の取組として、ギャンブル等依存症対策関係者会議を独自に組織して県内の依存症対策の取組について検討及び意見交換を行っている。

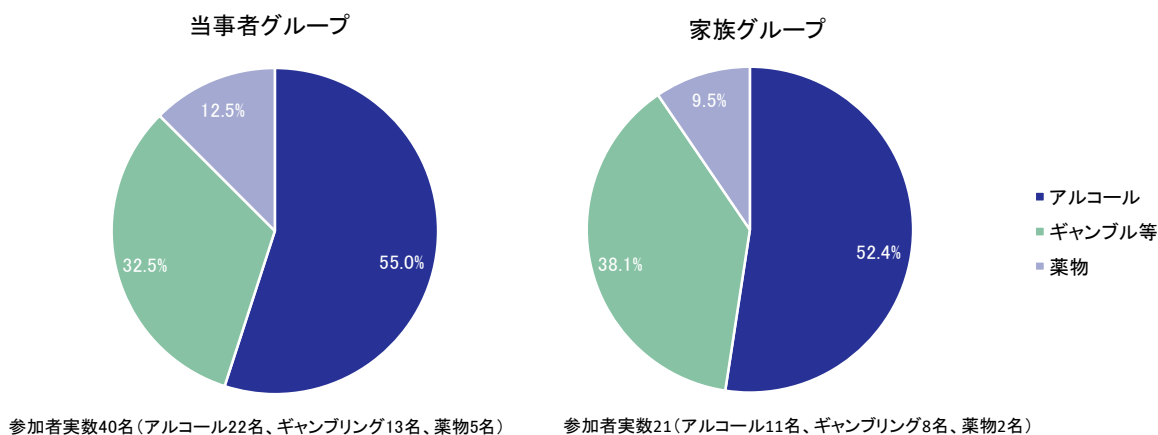
図表 2-41 長野県 ギャンブル等依存症対策関係者会議の出席者

カテゴリー	所属組織
依存症当事者及び家族団体	GA（長野）メンバー
	ギャマノン（長野）メンバー
関係事業者団体	長野県遊技業協同組合
医療従事者・研究者	長野県医師会
	信州大学医学部
法曹関係者	長野県弁護士会・長野県司法書士会
自治体職員	法テラス長野
	長野県精神保健福祉センター所長（座長）

出典：長野県「行政が主導した自助組織の立ち上げ」を基にみずほ総合研究所作成

長野県精神保健福祉センターではアルコール、ギャンブル等、薬物の3つの依存症の当事者及び家族向けのグループミーティングを開催している。2016年において、ギャンブル等はアルコールに続く人数の参加者があり、特に家族グループの参加者の割合が多いことが特徴といえる。

図表 2-42 依存問題グループ（当事者、家族）参加者の依存問題種別（2016年度）

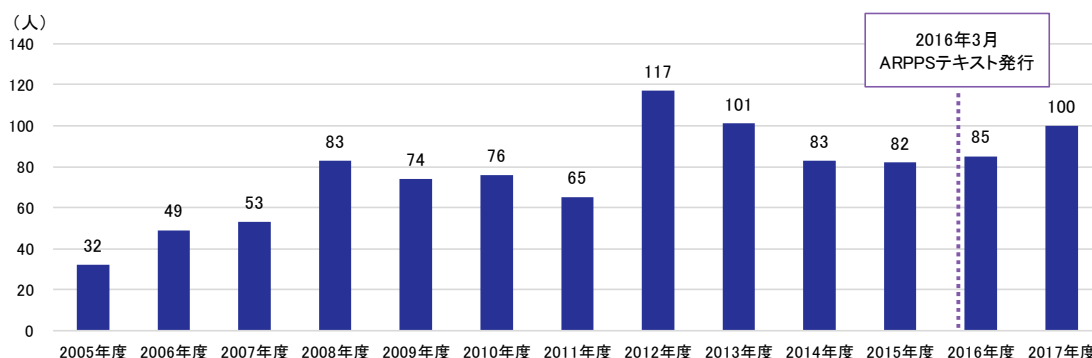


出典：長野県「ギャンブル依存症の回復と家族支援」を基にみずほ総合研究所作成

長野県では新規の電話相談件数は2012年をピークに2014年まで減少傾向にあったが、2015年より再び増加傾向にある。ヒアリングによると、現在まで相談数は増加しており、ギャンブル依存症への相談機関として認知度が上がっていることが要因と考えられる。

長野県としては、今後の目標として家族グループミーティングの参加数また継続参加の回数を伸ばしていきたいとしている。

図表 2-43 ギャンブル等依存症に関する新規電話相談件数の推移



出典：長野県「行政が主導した自助組織の立ち上げ」を基にみずほ総合研究所作成

長野県では、2019 年からギャンブル等依存症対策基本法で定められたギャンブル依存症啓発週間に講演会を開催している。講師代は長野県くらし安全消費生活課が負担し、会場は県施設を利用することでセンターの負担を少なくして開催をしたとのことであった。また、NHK や地元メディアによる開催前の宣伝の影響もあり、100 人を超える参加者があり、効果として講演会以降はセンターへの相談件数が増加している。

同センターでは 2 名の常勤職員及び依存症相談員で運営しており、共著で同センターの取組や実績をまとめた論文発表もしている。今後の取組として、新たに WHO ガイドラインにも依存症であることが明記されたゲーム障害について注目をしている。

図表 2-44 長野県 ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
長野県精神保健福祉センター		長野県長野市
<b>(1) 依存症対策の取組について</b>		
取組事例・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2003 年よりギャンブル等依存症の方の家族グループミーティング、2013 年よりギャンブル等依存症の本人向けミーティング実施。</li> <li>・薬物依存症対策で用いられる SMARPP を基本に、薬物、アルコール依存症にも用いる独自の治療・回復プログラムとして ARPPS を開発。</li> <li>・自助組織育成（GA グループの立ち上げ支援）、ギャンブル依存症対策会議の開催、ギャンブル依存症家族講座の開催、リーフレット等の作成、ギャンブル依存症に関する講演会（支援者・一般住民対象）の開催</li> </ul>	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターでは 2 名の常勤職員及び依存症相談員で相談業務を実施</li> <li>・ARPPS のメリットは一つのプログラムで 3 種類の依存症に対応できるので、限られた人員・予算であらゆる相談に対応できること</li> </ul>	
<b>(2) 実績及び効果の検証について</b>		
検証の実施・手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの取組をまとめた論文を担当者と共著し発表</li> </ul>	
実績及び検証を踏まえ有効と考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（依存症にかかってしまった後ではあるが）家族講座が有効</li> <li>・家族だけでなく、仲間同士で誘い合っ本人グループミーティングへの参加も効果がある。</li> </ul>	
<b>(3) 他機関との連携について</b>		
関係業界団体、民間支援団体、医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・関連業界それぞれが依存症対策を行い、情報交換はオープンな場で事例共有等をおこなうべき</li> </ul>	
大学や研究機関、国の機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県ギャンブル等依存症対策関係者会議に県内大学の研究者、弁護士会、司法書士会から委員を各 1 名推薦して委員に就任。</li> </ul>	
<b>(4) その他</b>		
先進的・検討中の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーム障害について注目している。</li> </ul>	

出典：長野県へのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

## 山梨県

山梨県は 2015 年から 2018 年まで依存対象を問わない「依存症家族教室」を開催し、2019 年から「ギャンブル等依存症」に特定した家族教室を開始している。2019 年 4 月の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を受けての開始であるがギャンブル等依存症の相談件数が増加してきていることも背景にあるとのことであった。

この「家族教室」は、参加しやすいように平日の 18 時半から全 5 回を 1 クールとして開

催している。講師は同センターの職員が主に担当し、ギャンブル等依存症回復支援施設グレイス・ロード<sup>16</sup>からも講師を招聘している。

また、家族向けプログラム CRAFT (Community Reinforcement And Family Training) も実施しているが、元々は県内病院の認定看護師から紹介を受けたもので、非常に有効である。家族教室に参加できない家族にも、個別相談でこの CRAFT プログラムを実施している。

依存症当事者向けには、月 1 回平日午後にはグループミーティングを実施しており、長野県が開発した ARPPS 及び島根県が開発した SAT-G を回復プログラムとして用いている。

図表 2-45 山梨県 当事者向け (左図)、家族向け (右図) ミーティングの案内

### 参加回数自由 途中参加OK

## 依存症当事者 グループミーティング

**日程:** 毎月第2水曜日 15:00~17:00

**対象:** アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の当事者で、  
集団でのミーティングに参加可能な方  
プログラムを受けることが適当と認められる方

**講師:** 山梨県立精神保健福祉センター職員等

\*\*\* プログラム内容 \*\*\*

学 習: 依存症についての学習 (依存症治療・回復プログラム『ARPPS』  
ギャンブル依存症・回復プログラム『SAT-G』を用いて)

ミーティング: 体験談を中心とした意見交換等

**場 所:** 山梨県立精神保健福祉センター  
集団精神療法室 (山梨県甲府市北新1-2-12) 秘密は厳守  
いたします

**申 込 み:** 山梨県立精神保健福祉センターに直接、電話でお申し込みください

アルコール等の依存に対して、本人や家族からの相談を受け付けています。

お困りごとを本人や家族だけで抱え込まず、ご相談ください。

**依存症相談窓口【山梨県立精神保健福祉センター】**  
Tel.055-254-8644

### ギャンブル依存症家族教室のご案内

家族のギャンブル依存症で、心配し、苦しんでいませんか?  
依存症は、本人の意思ではやめることができず、仕事や生活にも支障が出てきます。  
本人が自ら病院に受診や相談しようとはなりにくい病気のため、家族が困ってしまいます。  
多くの家族が、依存に対して、怒り、悲嘆、悔しなど考えられることは全てやってみますが、  
効果もなく、本人の依存問題に巻き込まれてしまう経験をしています。  
依存症は適切な治療と援助を受けることで回復していく病気です。  
家族が依存症に対する正しい知識を得て、適切な対応方法を学び、同じ悩みをもつ家族と  
気持ちを共有することで、気持ちが変わります。  
ぜひ、ご参加ください。

日 程

- ① 令和元年 9月 3日 (水) 「ギャンブル依存症とは？」
- ② 令和元年 10月 1日 (水) 「当事者の体験談」
- ③ 令和元年 11月 5日 (水) 「家族の体験談」
- ④ 令和元年 12月 3日 (水) 「CRAFT を用いた効果的な家族支援」
- ⑤ 令和2年 1月 7日 (水) 「地域における相談支援」

\*時間は、18時30分~20時

場 所 山梨県立精神保健福祉センター  
(甲府市北新一丁目2-12 山梨県福祉プラザ3階)

対 象 家族のギャンブル依存症で悩んでいる方  
依存症に関する相談を受けている地域支援者

内 容 テキストを用いた講義とミーティング

講 師 山梨県立精神保健福祉センター職員等

申 込 み 山梨県立精神保健福祉センターに直接申し込み

\*秘密は厳守いたします。途中からの参加もできます。参加回数も自由です。

問い合わせ先 山梨県立精神保健福祉センター 電話 055-254-8644

出典：山梨県立精神保健福祉センター作成資料

また、ミーティング参加者は県内がほとんどであるが、2019 年まで依存症家族教室の参加者は平均 2~3 人程度だったが、今年は平均 12~13 人へと増えているという。また 2020 年から開催している当事者グループミーティングについても、初回は参加者 0 人であったが、2 回目は 2 名となり、その後も回を追うごとに増えているとのことであった。

山梨県では 2019 年度からギャンブル依存症に特定した取組を開始しているため、具体的な取組事業の検証は次年度以降となる。なお、相談者のなかにはアルコール依存症とギャンブル依存症を合併している当事者もあり、複数の依存症を合併するケースへの対応方法

<sup>16</sup> グレイス・ロードについては後述を参照



が、今後の取り組むべき課題となっている。

図表 2-46 山梨県 ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
山梨県立精神保健福祉センター		山梨県甲府市
<b>(1) 依存症対策の取組について</b>		
取組事例・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015～2016年頃から依存対象は特定せずに「依存症家族教室」を開催</li> <li>・「ギャンブル依存症」に特定した取組を始めたのは2019年度から</li> <li>・依存症治療回復プログラム「ARPPS」、ギャンブル依存症回復プログラム「SAT-G」を用いたプログラムを実施</li> </ul>	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的なことを学ぶ依存症の職員教育は外部研修に参加している。</li> <li>・プログラムや家族教室は経験がある職員が担当し、経験がない職員は徐々に参加していく体制を取っている。</li> </ul>	
<b>(2) 実績及び効果の検証について</b>		
検証の実施・手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内病院の認定看護師を講師として招聘した際、CRAFTの提案を受けたことがきっかけ。当初はアルコール依存症から導入</li> </ul>	
実績及び検証を踏まえ有効と考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CRAFT受講者は継続率が高いのが特徴。CRAFTを用いて、家族が当事者との関わり方を振り返ることに効果があると感じている。</li> </ul>	
<b>(3) 他機関との連携について</b>		
関係業界団体、民間支援団体、医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な形が官民共同で大事だと考えているなかで、行政が運営する相談拠点を選ばれる方もいる。</li> <li>・県内における専門医療機関の立ち上げは重要であると考えている。</li> </ul>	
大学や研究機関、国の機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内大学の教授に、依存症啓発週間の講演での講師を依頼している。</li> </ul>	
<b>(4) その他</b>		
先進的・検討中の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題として、複数の依存症を合併する事案への対応方法の検討が必要</li> </ul>	

出典：山梨県へのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

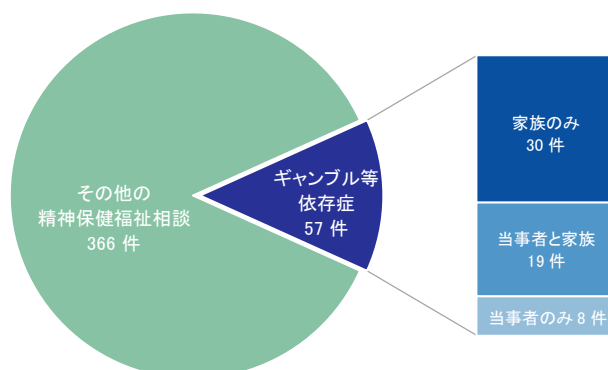
## 埼玉県

埼玉県は2018年よりギャンブル等依存症の相談拠点機関として埼玉県立精神保健福祉センターを指定している。また、埼玉県は地方競馬の浦和競馬場、競輪の大宮競輪場と西武園競輪場の主催者でもある。

同センターによると、埼玉県でも依存問題やひきこもり傾向のある当事者の家族向けプログラムCRAFTを昨年より年2回実施しており、1回当たりの平均参加人数は15名程度である。また、ギャンブル等依存症に関する取組としてSAT-Gを用いたプログラムを実施しており、毎回4～5名程が参加している。平日昼間に開催しているが、仕事の都合がある当事者の休みにあわせ、個別で対応をすることもある。

実績として、全ての依存問題に関する面接、電話、メール含む相談件数は年間1000件を超えており、2018年度の新規来所相談は423件、うちギャンブル等依存問題は57件である。また、ギャンブル等依存問題に関する取組の効果検証は2021年以降である。

図表 2-47 新規来所相談の件数（左図）及びギャンブル等依存症の内訳（右図）



出典：埼玉県ヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

同センターでは埼玉県の公営競技主管課の担当者と、依存症対策の取組について意見交換を行っており、公営競技主管課で受けた相談を必要に応じて同センターに紹介することを申し合わせている。また、今後の取組課題として、人員体制の拡充ができれば現在開催しているプログラムの回数を増やしたいとしている。

図表 2-48 埼玉県 ヒアリング結果の概要

ヒアリング先	所在地
埼玉県立精神保健福祉センター	埼玉県伊奈町
<b>(1) 依存症対策の取組について</b>	
取組事例・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度より相談拠点機関となりギャンブル依存症の相談窓口を設置</li> <li>・本人向けに SAT-G を活用したプログラムを実施。年2クール（1クール6回）を実施し、毎回4～5名参加</li> <li>・依存問題やひきこもり傾向のある当事者の家族向けに CRAFT を活用したプログラムを実施。年2回開催し、1回あたり平均15名参加</li> </ul>
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員9名で年間1000以上の相談に対応。相談件数は増加傾向にある。相談窓口設置に伴い相談員1名増員</li> </ul>
<b>(2) 実績及び効果の検証について</b>	
検証の実施・手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務開始から間もないが、プログラム受講時は一定の効果が出ている。</li> </ul>
実績及び検証を踏まえ有効と考えられる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に不安がある方、精神疾患がある方などからの相談もあり、行政として福祉の支援も同時に必要と感じている。</li> </ul>
<b>(3) 他機関との連携について</b>	
関係業界団体、民間支援団体、医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばちんこ、公営競技より業界団体の取組の説明があった。</li> <li>・家族会から、リーフレットの配布を依頼があった。</li> </ul>
大学や研究機関、国の機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立の久里浜医療センターへの研修参加や、講師依頼をしたことがある。</li> </ul>
<b>(4) その他</b>	
先進的・検討中の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員体制の拡充ができれば現在開催しているプログラムの回数を増やしたい。</li> </ul>
公営競技主管部局と依存症対策部局との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営競技主管課担当者と、依存症対策の取組を意見交換。主管課で受けた相談をセンターに紹介することを申合せ。</li> </ul>

出典：埼玉県へのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

### 2.3.3 ギャンブル等業界による取組事例や実績

#### 公営競技

公営競技の中央競馬、地方競馬、競輪、モーターボート競走及びオートレースでは、各競技の主催者団体を取りまとめる業界団体と、また、それら業界団体を取りまとめる全国公営競技施行者連絡協議会において、足並みを揃えてギャンブル等依存症対策の取組を行っている。

本項では公営競技における依存症対策の取組事例や実績を調査するにあたり、以下の業界団体等を選定し、調査のご協力を頂いた。

調査手法は、各業界団体のギャンブル等依存症対策の担当者に、国のギャンブル等依存症対策推進計画に係る依存症対策の取組等についてヒアリング調査を実施した。

図表 2-49 公営競技 ヒアリング調査を実施した業界団体等

業種		主催者・事業者	業界団体等
競馬	中央競馬	日本中央競馬会	日本中央競馬会
	地方競馬	地方公共団体	地方共同法人地方競馬全国協会 全国公営競馬主催者協議会
競輪		地方公共団体	公益社団法人全国競輪施行者協議会 公益財団法人 JKA
モーターボート競走		地方公共団体	一般財団法人全国モーターボート競走 施行者協議会
オートレース		地方公共団体	公益財団法人 JKA

公営競技の各団体において、ギャンブル等依存症に係る普及啓発の推進、レース場等への入場制限及びインターネット投票の利用停止、また、プレイヤーの相談及び治療につながる取組等に取り組んでおり、概要は以下のとおりである。

2019年4月閣議決定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」において関係事業者に対する様々な取組が求められているが、その関係事業者による取組のなかには「IR推進法」の成立後の関係閣僚会議の発足後より進められたものや、また、「IR推進法」の成立前より監督官庁の指導を受けて進めてきたものもある。

図表 2-50 公営競技によるギャンブル等依存症対策の主な取組の概要

項目	取組事例	概要
ギャンブル等依存症に関する普及啓発の推進	注意喚起を促すポスターの作成・掲示	2019 年度より全国公営競技施行者連絡協議会にて共同作成
	大学生向けセミナーの開催	大学施設等においてギャンブル等依存症問題の啓発セミナーを実施
	SNS によるギャンブル等依存症に関する情報の発信	全国公営競技施行者連絡協議会等では Twitter で情報発信している。
レース場等への入場規制・インターネット購入の制限	本人・家族の申告によるレース場への入場規制	本人・家族より申告があった方の入場制限を実施。一部レース場等ではカメラによる顔認証システムの実証実験を実施
	本人・家族の申告によるインターネット投票の利用停止	本人・家族の申告によりインターネット購入サイトのアクセス制限を実施。限度額設定の仕組みを導入検討中
	セルフチェックツールの開発・普及	プレイヤーの自発的な対応を促すために、全国モーターボート競走施行者協議会を中心にセルフチェックツールを開発している。
相談・治療につなげる取組	電話・メールによる相談窓口の設置及び周知	全国公営競技施行者連絡協議会にてカウンセリングセンターを運営。モーターボート競走では 24 時間対応の相談センターを運営
	職員等へのギャンブル等依存症に関する研修等の実施	講師招聘し職員向け研修会を実施。e ラーニングを導入している事例もある。
	各地域包括的な連携協力体制への参画	各事業者は、今後各都道府県で立ち上がる連携協力体制に参画する意思がある。
その他	レース場から ATM 等の撤去	各団体は ATM 等の撤去を進めている。
	民間団体等への支援	各団体においてギャンブル等依存症対策に関する民間団体等への支援を検討中

出典：公営競技各業界団体へのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

2016 年「IR 推進法」の成立により、ギャンブル等依存症に係る普及啓発の推進として、各団体ではギャンブル等依存症の注意喚起を促すためにポスターやステッカー等の広告物を作成し、掲示及び配布を行っている。また、2019 年 4 月閣議決定した「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」により開始された同年 5 月のギャンブル等依存症問題啓発週間において全国公営競技施行者連絡協議会がポスターを共同作成している。

また、大学生向けのセミナーを東京都内の大学施設等において開催するなどの啓発活動も行われているほか、更に、SNS の活用による普及啓発活動として全国公営競技施行者連絡協議会の Twitter アカウトにおいてギャンブル等依存症の情報発信を行っている。

図表 2-51 全国公営競技施行者連絡協議会の啓発ポスター（2種類）



出典：全国公営競技施行者連絡協議会ウェブサイト

図表 2-52 大学生向け啓発セミナーの様子



出典：全国公営競技施行者連絡協議会より

適切な利用を促すために、公営競技の各主催者では、本人又は家族からの申告に基づく入場制限を各レース場で受け付けており、受付件数も相当数あるとのことである。また、2019年に中央競馬及びモーターボート競走の一部レース場と場外馬券売場においてカメラの顔認証システムの実証実験が行われた。

公営競技のインターネット投票の利用停止も同様に本人又は家族からの申告に基づき実施している。家族からの申告の場合はギャンブル依存症と診断書が出されていること等を要件にしているが、特に手続きにおいて問題が発生したことはないとのことであった。今後は任意での購入限度額設定システムの導入を予定している。

また、プレイヤー自身がリスクを感じ取り、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入につながる、簡単に自己診断が可能な仕組みを、全国公営競技施行者連絡協議会を中心にセルフチェックツール<sup>17</sup>の開発を進めている。

図表 2-53 入場規制の顔認証システム実証実験の様子



出典：全国公営競技施行者連絡協議会より

相談・治療につなげる取組として、ギャンブル等依存症の当事者及び家族向けの相談窓口の設置を行っている。公営競技のうち、競馬（中央競馬及び地方競馬）、競輪、オートレースの各団体がそれぞれ費用分担し、全国公営競技施行者連絡協議会がとりまとめて「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を開設している。

このカウンセリングセンターの運営は、東京海上日動メディカルサービス株式会社に委託しており、専門の臨床心理士等が電話及びメールにて相談を受け付けている。また、各

<sup>17</sup> セルフチェックツールとは、一般的に、簡単な質問に回答することで、自身の状態などを調べることができるツール。

団体の担当者は定期的にカウンセラーから報告を受けているとのことであった。

モーターボート競走でも同様に相談窓口として「一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター」を公益財団法人日本財団の助成を受けて設置している。受付時間は24時間年中無休であり、臨床心理士を含む専門家が電話で相談を受け付けている。また、相談に関するデータを株式会社 NTT データが分析し、アニュアルレポートとして同センターのウェブページで公開している。

図表 2-54 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの案内

ホーム 活動内容 協議会の概要 依存症対策への取り組み 各種リンク

公営競技ギャンブル  
依存症カウンセリング  
センター

依存症対策への取り組み > 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター

のめり込みに不安・お悩みの方やそのご家族からのご相談先として「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を開設しています。

お電話でのカウンセリング

0120-321-153

- ご利用になる場合は上記電話番号にてご予約をお願いします。
- 予約受付時間は平日9:00~20:00です（除く 土曜日・日曜日・祝日・年末年始）

メールでのカウンセリング

<https://tms-soudan.com/gamble/>

- 受付から概ね3営業日以内に返信いたします。

出典：全国公営競技施行者連絡協議会ウェブページ

また、各業界団体や主催自治体の役職員等へのギャンブル等依存症に関する研修等を実施している。ギャンブル等依存症に関する研究者や臨床心理士等の専門職を招聘した講演会の実施、また専門家の協力を得ながら e ラーニングを作成するなどの手法が取られている。

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」においても定められた都道府県における各地域の包括的な連携協力体制の構築は、現在は立ち上げの段階であり、公営競技として参加を前向きに検討するとしている。

その他の取組事例として、各レース場等からの ATM 等の撤去を順次進めている。また、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に盛り込まれている民間団体等への経済的支援について、具体的な団体や方法については検討中である。

## ぱちんこ

ぱちんこでは、パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会が複数あるぱちんこ関連業界団体の相互連携等を目的に組織され、また依存問題への対応等に取り組んでいる。

本項では遊技業界の依存問題の取組事例や実績を調査するにあたり、パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会の事務局として、全国のパチンコホールの事業者のとりまとめ団体である全日本遊技事業協同組合連合会を選定した。

調査手法は、全日本遊技事業協同組合連合会の担当者に、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に係る依存症対策の取組等についてヒアリング調査を実施した。

図表 2-55 ぱちんこ ヒアリング調査を実施した業界団体等

業種	主催者・事業者	業界団体等
ぱちんこ	各ぱちんこ事業者	全日本遊技事業協同組合連合会

パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会では 2019 年に「パチンコ依存問題対策基本要綱」を策定し、業界における依存問題への具体的対策を示した「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」を制定している。実施内容は 14 項目あり、取組の概要は以下のとおりである。

図表 2-56 「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」実施内容の概要

	実施内容	概要
1	リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充のための支援	2006 年開設した電話相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク」への継続支援
2	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度の充実	各事業所で依存問題への適切な案内ができるよう「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度の研修受講者 37,000 名達成
3	依存防止を啓発する広告・宣伝を推進するための全国的な指針の策定	共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう」を折り込みチラシや啓発ポスター、ATM への表示
4	18 歳未満立入禁止対応の徹底	18 歳未満の可能性のある者への身分証明書等の年齢確認書類による年齢確認の実施
5	普及啓発の推進	毎年 5 月「ギャンブル等依存症問題啓発週間」中に依存問題フォーラムを開催
6	自己申告・家族申告プログラムの普及と改善	本人または家族からの申告に基づき入店制限及び 1 日の上限金額・時間を設定できるプログラム、また 1 ヶ月の来店日数を設定できるプログラムを実施
7	営業所の ATM 及びデビットカードシステムの撤去等	ぱちんこ事業所からの ATM 等の順次撤去
8	依存問題の予防と解決に取り組み民間団体等に対する経済的支援の実施	「一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構」を通じてリカバリーサポート・ネットワークや回復支援施設等への経済的支援を実施



	実施内容	概要
9	都道府県選定「依存症専門医療機関」の広報協力	相談者から医療機関の紹介を求められたとき「依存症対策全国センター」のウェブページを紹介
10	第三者機関「パチンコ・パチスロ産業依存症対策有識者会議」からの評価・提言に基づく依存症防止対策の見直しと改善	学識経験者、法律家、報道関係者、医師等で構成された第三者機関により、業界の取組に対する諮問・答申を毎年度実施
11	「一般社団法人遊技産業健全化推進機構」による依存防止対策実施状況調査の実施	「一般社団法人遊技産業健全化推進機構」は遊技機の不正改造を任意検査する団体であり、検査項目に依存防止対策の実施状況を追加
12	各地域の包括的な連携協力体制への参画	各地域の業界関連団体は都道府県等の連携協力体制に参画し、取組の情報共有に努め、普及啓発に関する広報活動等に協力する
13	リカバリーサポート・ネットワークの相談データの分析等による相談者の実態把握	リカバリーサポート・ネットワークの相談データを分析しウェブページで公表
14	出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入	各種規則に適合し、出玉情報等が容易に確認できる遊技機への入替えを推進する

出典：「パチンコ・パチスロ産業依存症問題対策要綱」及びヒアリングよりみずほ総合研究所作成

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」においてぱちんこ業界団体及び事業者に対して様々な取組が求められているが、業界団体や各事業者において「IR 推進法」の成立前から進めている取組もある。

ギャンブル等依存症に関する普及啓発の推進として、2019 年から「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」で定められたギャンブル等依存症問題啓発週間中に依存問題フォーラムを都内のホールにて開催している。

図表 2-57 啓発週間ポスター（左図）及び依存問題フォーラムの様子（右図）



出典：パチンコ・パチスロ依存症問題フォーラム実行委員会資料及び全日本遊技事業協同組合連合会

また、普及啓発として各ぱちんこ事業所が作成・掲示するポスター広告において、依存問題の注意喚起を図る共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう」等のめり込み防止標語デザインを策定し、ポスター広告の一部面積を割り当てるよう業界団体から要請している。

広告紙面の面積に対する標語デザインをおよそ 20%とするなどの具体的な基準を設けているほか、各ぱちんこ事業所がデザインするポスターに合うよう複数のカラーや縦横のテンプレートがあり、また、リカバリーサポート・ネットワーク（後述）の案内を含めたデザインなど複数作成している。

図表 2-58 ポスター広告における「のめりこみ防止標語デザイン」



(※「店舗広告欄」下部の防止標語デザインを4パターンから選択できる)  
 出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページより

ぱちんこ業界では相談・治療につなげる取組として、2006年に依存問題を抱える当事者からの電話相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク」を設立しており、現在も相談体制の強化及び機能拡充を継続している。また、事業の効果検証として、リカバリーサポート・ネットワークの相談データを分析し、同ウェブページにて公表している。

図表 2-59 リカバリーサポート・ネットワーク 啓発用のポスター

パチンコは、  
適度に楽しむ  
遊びです。

パチンコ・パチスロ依存は、  
誰にでも起こりうる問題です。  
ひとりで悩まず、  
お電話ください。

もし、ひとつでも当てはまるなら、  
あなたの遊技は、もう“適度”を  
超えてしまっているかもしれません。

- パチンコをするためにワソをついた
- 使ってはいけないお金を、使ってしまった
- 負けを取り返そうとして、途中で止められなくなった
- やり始めると、時間や金額が分からなくなってしまう
- パチンコをするために、お金を借りた
- パチンコが原因で、大切な人とケンカになった

相談窓口  
**050-3541-6420**  
月～金(土日祝日除く)10:00～22:00(受付は21:30まで)

ホームページ  
**http://rsn-sakura.jp/**

ぱちんこ依存問題相談機関  
**認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク**

リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存問題からの回復を支援する非営利相談機関です。電話による無料相談を行っています。相談は匿名でお受けしています。当団体の活動は、パチンコ・パチスロ産業21世紀会の支援、会費、寄付によって支えられています。

※パチンコ・パチスロ産業21世紀会(加盟14団体)  
全日本遊技事業協同組合連合会、一般社団法人日本遊技関連事業協会、日本遊技機工業組合、日本電動式遊技機工業協同組合、  
全国遊技機商業協同組合連合会、回胴式遊技機商業協同組合、一般社団法人遊技場自動サービス機工業会、  
遊技場自動補給装置工業組合、遊技場メダル自動補給装置工業会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、  
一般社団法人余暇環境整備推進協議会、一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会、一般社団法人電子認証システム協議会、  
一般社団法人プリベイドシステム協会

出典：リカバリーサポート・ネットワークウェブページ

ぱちんこ業界では従業員の研修として、各ぱちんこ事業所で依存問題を抱える方の相談があった場合に、相談窓口の紹介をするなどの対応ができるよう、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度を作っており、現在では研修受講者は約 37,000 名にのぼるとのことであった。

アクセス制限として、本人申告または家族申告による入場制限、また本人申告による 1 日あたりプレイする金額や時間及び 1 ヶ月の来店回数の上限を事前に設定し、それを超過した際は従業員が声がけを行う制度が設けられている。自己申告及び家族申告は各事業所にて受け付けているが、申告者の情報は個人情報であることから他の事業者とは共有することができないため、申告を行った当該事業所でのみ実施がされる。

また、本人同意のない家族申告について検討中であり、今後各事業者で実施できるよう運用プログラムを作成中とのことである。

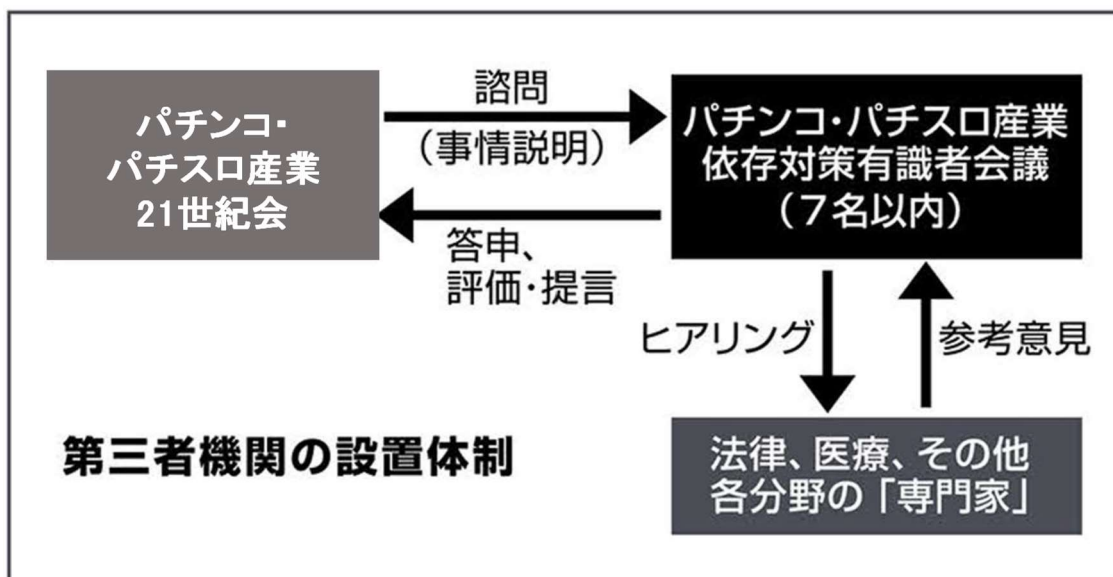
図表 2-60 自己申告・家族申告プログラムのステッカー、リーフレット、ポスター



出典：日本遊技関連事業協会広報誌

業界の取組を評価する第三者機関として、2019年1月に「パチンコ・パチスロ産業依存症対策有識者会議」を設置し、業界団体の取組や実績に関する諮問及び答申、評価、提言をおこなう体制が組まれている。同有識者会議の構成員は、医療関係者2名、学識経験者1名、法曹関係者2名、メディア関係者1名の6名で構成されている<sup>18</sup>。

図表 2-61 パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議（第三者機関）の概要



出典：一般社団法人日本遊技関連事業協会広報誌を基にみずほ総合研究所作成

<sup>18</sup> 一般社団法人日本遊技関連事業協会広報誌「NEWS 日遊協活動」2019年1月号より

民間団体等に対する経済的支援の実施として、ぱちんこ業界団体では、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構を通じて相談窓口のリカバリーサポート・ネットワークのほか、回復支援施設やその他団体への助成金を交付している。

図表 2-62 一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構による支援事業  
(2019 年度) (一部抜粋)

分野	団体	事業名	金額
パチンコ・パチスロ依存問題の予防と解決に取り組む事業・研修への支援	認定特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク	「ぱちんこ依存問題に関する相談および回復支援」事業	1,000 万円
	認定特定非営利活動法人 ワンデーポート	「パチンコ・パチスロに問題がある人への支援の個別性を伝えるための啓発」事業	190 万円
	一般社団法人 神戸ダルクヴィレッジ	「関西圏域でのパチンコ・パチスロ依存問題の相談支援」事業	180 万円
	特定非営利活動法人 ちゅーりっぷ会長崎ダルク	「回復支援と相談支援の事業拡張」事業	200 万円
	一般社団法人 むらワーカースホーム	「コーヒー豆の栽培・販売を通して依存者の社会復帰を支援するプロジェクト」事業	180 万円

出典：一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構ウェブページよりみずほ総合研究所作成

### 金融関係業界

公営競技及びぱちんこのほか、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」における多重債務問題等への取組として、金融関係業界に対し、貸付自粛制度の適切な運用及び的確な周知の実施を求めている。

本項では金融関係業界である貸金業及び銀行業における取組事例や実績を調査するにあたり、日本貸金業協会を選定した。

調査手法は、日本貸金業協会の担当者に、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に係る貸付自粛制度の取組や実績についてヒアリング調査を実施した。

図表 2-63 金融関係業界 ヒアリング調査を実施した業界団体等

業種	事業者	業界団体等
貸金業	各貸金業者	日本貸金業協会

日本貸金業協会では 2008 年の協会設立時より浪費の習癖やギャンブル等依存症等を理由とした本人申告による貸付自粛制度を実施していたが、2019 年 3 月よりギャンブル等依存症対策体制整備の一環として一般社団法人全国銀行協会と連携して貸付自粛制度を実施するようになった。日本貸金業協会または全国銀行協会のどちらかへ本人が申告することにより、株式会社日本信用情報機構（JICC）、株式会社シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀

行個人信用情報センターの3つの信用情報機関に、貸付自粛情報が登録される。

同制度の特徴は、一度貸付制度の申請を行うと3 か月は撤回ができないことにある。その3 ヶ月の間に、借入れをせずつに家計を見直すための無料カウンセリングも実施しており、同協会には臨床心理士、ファイナンシャルプランナーが数名在籍している。また、財産権の保障の観点から、本制度は法定代理人等を除き本人のみが申告することができる。

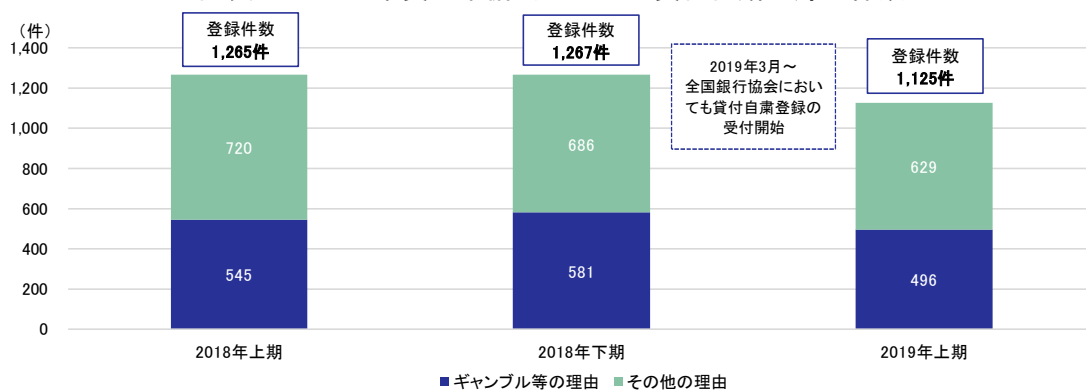
同制度の広告宣伝方法として、消費者センターや法テラスなど、消費者と関わりがなくて困ったときに立ち寄る場所にチラシを設置している。今後は、同協会と全国銀行協会が共同してポスターを作成する予定である。

図表 2-64 貸付自粛制度チラシ（左図）及びパンフレット・申告書（右図）

出典：日本貸金業協会

また、貸付自粛制度の登録件数は、日本貸金業協会への件数、内ギャンブル等登録数は以下のとおりであり、2019 年上期におけるギャンブル等を理由にした貸付の比率は 44.1% である。なお、2019 年度にかけて登録数は減少しているが、2019 年 3 月より全国銀行協会と申し込み先が二分されたことが背景にあるため、全体の登録数は増えているという。

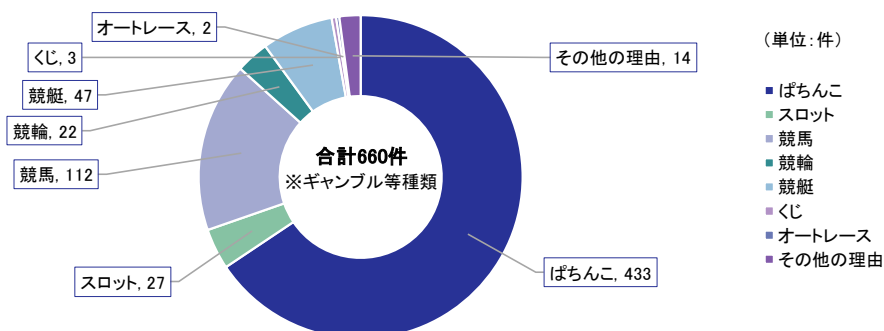
図表 2-65 日本貸金業協会における貸付自粛登録の件数



出典：「令和元年12月9日多重債務者及び消費者向け金融等に関する懇談会資料」よりみずほ総合研究所作成

2019 年度上期の貸付自粛登録において、回答を得られたギャンブル等の種類の内訳は以下のとおりである。なお、2019 年度上期はギャンブル等の理由の登録件数 496 件であるが、種類は複数回答が可能のため合計 660 件となっている。

図表 2-66 貸付自粛登録の理由とするギャンブル等の種類（2019 年度上期）



出典：「令和元年 12 月 9 日多重債務者及び消費者向け金融等に関する懇談会資料」よりみずほ総合研究所作成

同協会の取組実績への検証について、貸付自粛申告書の申告理由欄で「ギャンブル等をやめられない」にチェックをつけた人にはヒアリングを実施している。今後、Web での申込みを実施するとともに検証をすすめていく予定であり、例えば貸付自粛制度を知った場所などを分析し、申込書等のチラシ設置場所などについて検討していくとしている。

### 2.3.4 民間の支援団体等による活動事例及び実績

国内ではギャンブル等依存症の当事者やその家族を支援する多くの民間支援団体が活動をしており、その多くは2016年「IR推進法」成立前より重要な役割を果たしている。

本項では、国内の民間支援団体等による活動事例及び実績に焦点をあて、依存症の当事者及び家族向け支援を行う団体、業界団体等の補助を受けて支援を行う団体、また支援業務を行う司法書士、産学官連携で依存症研究を行う大学に協力を頂き調査を行った。

調査手法は、それぞれの民間団体の代表者や広報担当者に、(1) 団体の運営概要、(2) 取組の主な内容と実績、(3) 実績及び効果の検証、(4) 他機関との連携、(5) その他先進的取組事例等について聞き取り調査を実施した。

#### 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会

ギャンブル依存症問題を考える会は、代表の田中紀子氏がギャンブル等依存症の支援を積極的に発信する団体が必要と感じて2014年に設立した団体である。

同会ではセルフチェックツールとして4項目の質問で構成する簡易診断LOST<sup>19</sup>を研究者らと共同開発し、2018年アルコールアディクション医学会優秀論文賞を受賞しており現在、多くの県市区町村、医療機関で用いられている。更にNTTデータ及びLINE株式会社とアプリを開発し、簡易診断LOSTを用いたセルフチェックや医療機関及び回復機関等の情報提供のサービスを行っている。

---

<sup>19</sup> 病的ギャンブラーとギャンブル愛好家を弁別する重要4項目のうち、直近1年間のギャンブル経験にあてはめて、2つ以上「はい」と答えたらギャンブル依存症の危険度が高いと自己診断できるツール。「Limitlessギャンブルをするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない」「Once againギャンブルに勝ったときに『次のギャンブルに使おう』と考える」「Secretギャンブルをしたことを誰かに隠す」「Take money backギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う」



図表 2-67 LINE を活用した啓発サービスの案内

### LINE を活用したギャンブル依存症問題に関する啓発サービス開始！！

本サービスのコンテンツ

- (1) **ギャンブル依存に関する危険度セルフチェック**  
(計 8 問の設問でギャンブル依存の危険度を計測)
- (2) ギャンブル依存症に関する基礎情報の提供
- (3) 専門機関（病院、クリニック、公的な相談機関）および民間の回復施設に関する情報提供
- (4) **啓発メッセージ配信（1日1通）**
- (5) ヘルプ/お問い合わせ

ギャンブル依存症問題を考える会 × NTTデータ  
ギャンブル依存症に関するLINEサービスを開始！

ギャンブル依存危険度チェックの提供

ギャンブル依存症基礎情報の提供

専門機関・回復施設情報の提供

啓発メッセージの配信

サービス提供者：株式会社 NTT データ  
監修：公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 田中紀子代表  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 松本俊彦部長  
筑波大学大学院 森田展彰准教授

QR コードからお友達登録してくださいね！

「今日のひとこと」にグッときます！

**今日のひとこと**  
「もうこれで最後。一生やめよう！」と誓うより、「とりあえず今日の所はやめておこう。」と実行する方がうまくいくよ。

**今日のひとこと**  
人生を変えるのは大きな決断なんかじゃない。小さな習慣なんだよね。

**今日のひとこと**  
人生は「完璧主義」より「カーナビ主義」で行こうよ。間違えても別の道があるんだから！

**今日のひとこと**  
「自分はできていない」「自分は劣っている」「自分は足りていない」自分を縛り、縮こませ、苦しめる頭の中の独り言に気をつけて。

公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会

出典：ギャンブル依存症問題を考える会より

また、同会は NPO 法人ギャンブル依存症家族の会と連携をした家族向けの支援業務をはじめ、全国各地での家族の会の立ち上げに携わっている。特に家族からの電話相談では、依存症を原因とする DV や横領、窃盗といった刑事事件等へのサポートなど、他の相談窓口では対応困難な相談対応に注力しており、状況によっては現地に赴き当事者への介入も行っている。

他の機関との連携の事例として、「依存症問題の正しい報道を求めるネットワーク」で事務局を務め、依存症の誤解や偏見報道の是正を促しているほか、公益社団法人キリン福祉財団と連携して、企業における依存症予防啓発事業を実施している。

図表 2-68 ギャンブル依存症問題を考える会 ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会		東京都中央区
<b>(1) 団体の運営概要</b>		
団体発足・依存症対策を手掛けた経緯	・2014年に発足。自助グループだけでなく、「顔出し」「実名」で積極的に発信していく団体の必要性を感じて設立	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	・家族と当事者によるボランティア、運営費は当事者家族からの寄付	
<b>(2) 取組の主な内容と実績</b>		
特に注力する事業	・各地で家族会の立ち上げを実施。家族支援や相談業務を行う。 ・国会議員など働きかけを含む法案政策提言の活動	
ギャンブル等依存症を判断する手法	・簡易診断 LOST を開発、活用	
当事者家族への支援における注意点	・一刻を争う相談対応へのタイミング・瞬発力（行政や医療には難しい部分である）を大事にしている。	
国の基本計画による影響又は新たな取組	・依存症対策は医療機関の治療だけでなく家族教育も重要だと考えている。	
<b>(3) 実績及び効果の検証</b>		
実績及び効果の検証を踏まえた有効な取組	・簡易診断 LOST を LINE アプリ化。LINE で簡易診断が可能になった。	
<b>(4) 他機関との連携</b>		
医療機関との連携	・一部医療機関では極端に営利目的と思われる依存症への医療行為や、依存症自体を否定する意見があると感じている。	
業界団体等との連携	・今後のカジノを含めたギャンブル等から税金等の一定割合を依存症対策費として確保し、支援団体等に公平性、透明性をもって分配すべきと考えている。	
企業や機関との連携	・NTT データ及び LINE と診断アプリ開発、麒麟福祉財団等と連携をしている。	
<b>(5) その他</b>		
先進的な事例の取組検討中の取組	・地域に既にある社会福祉協議会、地域包括支援センターと協力して、ギャンブル等依存症の当事者や家族への支援を行っていききたい。	

出典：ギャンブル依存症問題を考える会へのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

### 一般社団法人ギャンノン日本サービスオフィス

ギャンノンは1989年に発足したギャンブル等依存症当事者の家族及び友人が匿名で参加するグループミーティングを開催する団体である。医師やカウンセラー等は同席しないことから、依存症当事者のグループミーティングであるギャンブラーズ・アノニマス（GA）と同様に自助グループと称される。

ギャンノン設立にあたり参考にした米国ギャンノンは宗教色のある禁酒会がもとであることから、文書等には宗教的なフレーズは含まれるが、運営には宗教は排除している。

現在、関東を中心に全国約 180 グループあり、参加者は居住地ないし勤務地の近くなど通いやすいグループを選んで参加をする。各グループは独自に運営され、国内をとりまとめる全国委員会があり、委員会の一部委員が法人としての一般社団法人ギャンノン日本サービスオフィスの役員を兼任しているとのことである。

基本的にはアルコール依存症の自助グループであるアルコールリクス・アノニマス（AA）「12のステップ」を参照に作成した「ギャンノンの12のステップ」に沿ってミーティング

に取り組んでおり、安心して参加者が自分の思いや考えを話せるミーティングであること、またミーティングでのお互いの情報共有や、家族が抱える共依存を認知する機会であることを心がけているとのことであった。また、全国委員会からは、ギャンブル等依存症当事者の家族を医療機関や自治体の研修会等で講師として派遣することもある。

また、ギャマノンが広報活動のためのハンドブックやグループミーティングで用いる書籍は、米国ギャマノン発行ハンドブックを翻訳し使用している。

図表 2-69 ギャマノンの回復の 12 のステップ

ステップ 1	私たちは、ギャンブルの問題に対して無力であり、思い通りに生きていけなくなっていたことを認めた。
ステップ 2	私たちより偉大な力が、私たちの考え方や生き方を健全なものに戻してくれると信じるようになった。
ステップ 3	私たちの意志と生き方を、自分なりに理解した、この力の配慮にゆだねる決心をした。
ステップ 4	探し求め、恐れることなく、生き方の棚卸表を作った。
ステップ 5	自分自身に対し、またもう一人の人間に対し、自分の誤りの正確な本質を認めた。
ステップ 6	これらの性格上の欠点を取り除いてもらう心の準備が完全にできた。
ステップ 7	自分の短所を取り除いてくださいと謙虚に自分の理解している神に求めた。
ステップ 8	私たちが傷つけたすべての人の表を作り、そのすべての人たちに埋め合わせをする気持ちになった。
ステップ 9	その人たち、または他の人たちを傷つけない限り、機会あるたびに直接埋め合わせをした。
ステップ 10	自分の生き方の制御を実行し続け、誤ったときは直ちに認めた。
ステップ 11	自分で理解している神との意識的な触れ合いを深めるために、神の意志を知り、それだけを行っていく力を、祈りと瞑想によって求めた。
ステップ 12	自分のあらゆることにこの原理を実践するように努力を続け、このメッセージを他の人に伝えるように努めた。

出典：ギャマノンウェブページ「回復の 12 ステップ」

図表 2-70 ギャマノン書籍（一部）



出典：ギャマノン全国委員会より提供

なお、本調査ではギャマノン全国委員会の役員及び複数の一般参加者へのヒアリングを実施したが、ギャマノンは外部の問題に意見を持たないとしており、あくまでも参加者個人の意見であることを前提に聞き取った内容である。

また、依存症当事者の自助グループであるギャンブラーズ・アノニマス（GA）に電話でヒアリングを行ったところ、全国約 190 グループが活動していること、運営資金は各グループでの献金を原資としていること、また、GA で作成した書籍及び GA の 12 のステップを基に各グループが運営していることなどを確認した。

図表 2-71 ギャマノン ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス		東京都豊島区
<b>(1) 団体の運営概要</b>		
団体発足・依存症対策を手掛けた経緯	・1989年に発足。依存症の当事者と家族のグループミーティングを開催していたが、日本ギャマノンとして家族のみのグループを設立	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	・外部からの寄付はギャマノン12のステップに基づき断っている。 ・会員会費で各グループの会場費等を支出、残額はサービスオフィスに納付され運営費に充当	
<b>(2) 取組の主な内容と実績</b>		
特に注力する事業	・ミーティングでの情報共有や、当事者と家族の共依存の認知の機会	
ギャンブル等依存症を判断する手法	・ギャマノン流の生き方(7～8頁)「あなたは脅迫的ギャンブラーと暮らしていませんか?」がある。	
当事者家族への支援における注意点	・脅迫的ギャンブルには完治はなく、進行抑制しかできない病気であること家族には理解いただくようにしている。	
国の基本計画による影響又は新たな取組	・自治体からはギャンブル等依存症対策推進会議委員に就任要請がある。財政支援の申出もあったが謝絶した。	
<b>(3) 実績及び効果の検証</b>		
実績及び効果の検証を踏まえた有効な取組	・家族内の金銭トラブルが初期段階で生じるので、家族からの相談が依存症進行の予防に重要	
<b>(4) 他機関との連携</b>		
医療機関との連携	・メッセージ活動として医療機関に赴き講演をすることもある。	
業界団体等との連携	・特になし。	
企業や機関との連携	・県主催の福祉職(社会福祉協議会や福祉センターなど)向け研修会で講演することもある。	
<b>(5) その他</b>		
先進的な事例の取組検討中の取組	・「ギャマノンの12のステップ」に沿って今後とも活動してゆく。	

出典：ギャマノンへのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

### 一般社団法人グレイス・ロード

グレイス・ロードは山梨県甲府市及び甲斐市にあるギャンブル等依存症当事者向けの回復施設を運営している。山梨ダルク(薬物・アルコール依存症の回復施設)本部に、ギャンブル依存症問題を考える会からギャンブル等依存症当事者の入所依頼があったことがきっかけで取組がはじまり、2014年12月に一般社団法人グレイス・ロードとして法人を設立した。その後、2015年2月にギャンブル等依存症専門の回復施設を開設した。

取組事業としては、デイケアプログラムとしてグループミーティング、スポーツ、ボランティア活動等の回復プログラムを実施し、ナイトケアプログラムとして入寮施設運営や山梨県内外にある自助グループへの参加を毎日夜間に実施している。定員はデイケアが60名、ナイトケアは80名程度である。入所者により生活形態は様々であり、ナイトケアからデイケアに通う人もいれば、ナイトケアから仕事に通う人もいるとのことであった。

2019年10月に開設した東京センターは、回復支援のほか就労支援も行う施設であり、山梨で回復プログラムを受けて、その後、関東近辺で就職、復職、復学などをする際に利用されている。

施設の運営は、元入所者かつプログラム修了者である職員4名を施設ごとに配置してお

り、また職員も施設に居住して入所者と24時間一緒に過ごす。運営費用の大半は入寮者の施設利用料（初月18万円、翌月から16万円）であるが、寄付を募る場合もあるとのことであった。

なお、グレイス・ロードによる地域住民との交流を通じた回復支援の取組は高齢化で人口減が進む地域にとって活力をもたらす存在にもなっており、こうした取組は「山梨モデル」と呼ばれ、地方紙46紙と共同通信社が開催する2019年度の第10回地域再生大賞において山梨県から推薦され、優秀賞として表彰されている。

図表 2-72 グレイス・ロード ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
一般社団法人グレイス・ロード		山梨県甲府市
<b>(1) 団体の運営概要</b>		
団体発足・依存症対策を手掛けた経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨ダルク本部へ、ギャンブル依存症問題を考える会田中紀子代表から依頼があったことがきっかけ</li> <li>2015年2月に山梨ダルクから独立して、グレイス・ロードを設立</li> </ul>	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>元入所者が職員として勤務、運営費の大半は入所者が毎月支払う入所料</li> </ul>	
<b>(2) 取組の主な内容と実績</b>		
特に注力する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復支援。毎日夜は山梨県内もしくは県外の自助グループに参加し、退所後も自助グループに参加を促す。</li> </ul>	
ギャンブル等依存症を判断する手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所の際はインテーク（初回面接）を取るのので、本人に申告してもらう。</li> <li>必要に合わせ提携医療機関を受診し診断してもらう。</li> </ul>	
当事者家族への支援における注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>8割の入所者は家族に連れてこられる。</li> <li>家族にも、家族会等で正しい対応方法を身に付けてもらう。</li> </ul>	
国の基本計画による影響又は新たな取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ギャンブル依存症」という言葉がメディアで取り上げられるようになり、入所者数が増えている。</li> </ul>	
<b>(3) 実績及び効果の検証</b>		
実績及び効果の検証を踏まえた有効な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族は依存者当事者が求める金銭的な支援を行ってはならないなど、正しい知識が世間に認知されてほしい。</li> </ul>	
<b>(4) 他機関との連携</b>		
医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>久里浜医療センター所属医師と連携し、講師や全国の支援者向けの資料作成依頼、またデータの共有をしている。</li> </ul>	
業界団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>	
企業や機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元商工会や人材会社からの働き手の引き合いがある。</li> </ul>	
<b>(5) その他</b>		
先進的な事例の取組検討中の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復施設と地域社会の連携は「山梨モデル」といわれており、他にはない事例となっている。</li> </ul>	

出典：グレイス・ロードへのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

### 一般社団法人ギャンブル予防回復支援センター

ギャンブル予防回復支援センターは「IR推進法」成立をきっかけに2017年6月設立された、ギャンブル等依存症の支援相談及び調査研究事業を行う団体である。

公益財団法人日本財団が助成する調査研究事業として年間約1億円の支援を受けているが、相談は特定のギャンブル等に限らない。同センターは24時間年中無休、医師が24時間常駐していることが特徴であり、対面のカウンセリングルームを大都市圏に計4カ所（東

京2カ所、大阪、名古屋）設置している。

調査研究事業として、電話相談のデータを基にギャンブル依存症等の調査研究をおこなっており、相談者の属性分析（性別、居住地、年齢、就業状況、借金の有無）、抱える問題、併存する問題や疾患、同センターへの紹介先、相談の時間帯、相談時間の長さ、ギャンブル等の項目別に分析をしている。そのほか同センターの利用状況、流入元のサーチエンジン、利用末端の種類など団体としての情報発信のあり方も分析をしている。

また、同センターの知名度向上に注力しており、インターネット上でインフィード広告<sup>20</sup>を出稿するなど広報宣伝活動に力を入れている。

図表 2-73 ギャンブル予防回復支援センター ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
一般社団法人ギャンブル予防回復支援センター		東京都港区
<b>(1) 団体の運営概要</b>		
団体発足・依存症対策を手掛けた経緯	・「IR 推進法」をきっかけに、2017年6月30日設立。	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	・日本財団より毎年1億円補助を受けて運営、ただし毎年度申請を行う。 ・24時間年中無休、医師が24時間常駐	
<b>(2) 取組の主な内容と実績</b>		
特に注力する事業	・コールセンター事業「サポートコール」に最も注力している。 ・外部シンクタンクにデータの分析を依頼し、アニュアルレポートで公表	
ギャンブル等依存症を判断する手法	・依存症の実態を把握するため、5段階の「トリアージレベル」を定義	
当事者家族への支援における注意点	・本人の診断書等も含まれるため個人情報の取り扱いに注意 ・家族相談の場合、本人に知られると暴力事件の恐れもあり細心の注意	
国の基本計画による影響又は新たな取組	・広報宣伝活動に力を入れて、基本計画以降、相談件数が増加している。	
<b>(3) 実績及び効果の検証</b>		
実績及び効果の検証を踏まえた有効な取組	・若年層にもわかりやすくするため、まんが冊子を作成	
<b>(4) 他機関との連携</b>		
医療機関との連携	・医療機関のリストがあり、紹介で受診した場合は初診料を負担する。	
業界団体等との連携	・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターと、情報交換を実施	
企業や機関との連携	・時事通信社と自治体職員対象の「ギャンブル依存症セミナー」を開催	
<b>(5) その他</b>		
先進的な事例の取組検討中の取組	・将来的には、本支援センターが、全国の相談拠点の中心として発展活用されることも望んでいる。	

出典：ギャンブル予防回復支援センターへのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

## 認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク

リカバリーサポート・ネットワークは、2006年より活動を開始し、2013年12月の認定非営利活動法人化をしたぱちんこ依存問題相談機関である。

日本遊技事業協同組合連合会が2003年発足させた「依存症研究会（現ぱちんこ依存問題研究会）」の議論を踏まえ、パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決

<sup>20</sup> ウェブページやアプリの、コンテンツとコンテンツの間に表示される体裁の広告のこと。

の支援を行うことを目的に設立され、遊技関連 14 団体からの助成、支援、会費、寄付により活動を行っている。

活動内容は、電話相談事業としてパチンコ・パチスロ依存問題に特化した無料の電話相談サービスを実施しているほか、ソーシャルワーカー等を対象としたばちんこ依存問題分野の専門的な研修プログラムの提供、調査研究として回復支援に用いられる相談マニュアルや各種プログラムの出版などを実施している。

図表 2-74 リカバリーサポート・ネットワーク ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
一般社団法人ギャンブル予防回復支援センター		沖縄県西原町
<b>(1) 団体の運営概要</b>		
団体発足・依存症対策を手掛けた経緯	・2006 年日本遊技事業協同組合連合会との共同事業として活動開始。	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	・遊技関連 14 団体からの助成、支援、会費、寄付により活動。	
<b>(2) 取組みの主な内容と実績</b>		
特に注力する事業	・パチンコ・パチスロ依存問題に特化した無料電話相談サービスの提供。	
ギャンブル等依存症を判断する手法	・医療モデルの狭い視点に囚われず、パチンコ・パチスロによって生じているプレイヤーや家族の主観的な苦痛や問題認識に焦点を当てている。 ・医療機関でないためギャンブル依存症の判断は行わない。	
当事者家族への支援における注意点	・問題あるギャンリング習慣がなぜ生じているかを安易に依存症という用語でまとめてしまわないように注意を払っている。	
国の基本計画による影響又は新たな取組み	・独立した NPO 法人であり必要と考える活動を立案、遂行している ・政府や自治体から協力要請があれば内容を検討し個別に協力を考える。	
<b>(3) 実績及び効果の検証</b>		
実績及び効果の検証を踏まえた有効な取組み	・匿名電話相談の記録をデータ化・解析し相談者の動向を把握している。 ・対面相談会のデータも集積し、臨床的分析を行っている。	
<b>(4) 他機関との連携</b>		
医療機関との連携	・公衆衛生モデルを基礎に、福祉の SDG s の視点から多彩な連携が必要であるし、可能性にチャレンジしている。	
業界団体等との連携	・問題発生予防を中心としたステークホルダーとの連携、協働事業は積極的に取り組んでいる。	
企業や機関との連携	(同上)	
<b>(5) その他</b>		
先進的な事例の取組み検討中の取組み	・遊技産業従事者用の問題ギャンリングの e-ラーニングシステムの構築、Ai 等を活用したカウンセリングサービスの開発、プレイヤーの自己制限支援のアプリやプログラムの開発、遊技産業内でのより効率的な問題啓発の戦略開発 等	

出典：リカバリーサポート・ネットワークへのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

## 司法書士稲村厚事務所

所長の稲村厚氏は、2000年に発足した回復支援施設を運営する認定NPO法人ワンダーボートの理事長でもあり、司法書士としてギャンブル等依存症当事者の債務整理をすると同時に、家族や夫婦関係の調整や仕事面での相談など生活全体の相談も行っている。

債務整理の業務において工夫する点として、依存症当事者であるクライアントが返済中もギャンブル等をしてしまうことを想定し、少々多めに返済金を預ることにより補填ができる仕組みにしている。

ギャンブル等依存症の債務整理においても特に夫婦関係の調整が必要な場合が多いとしている。家族にギャンブルの負けを打ち明けないことで、再びギャンブルで負けを取り戻そうとする「後追い」が起こり、借金が深刻化することがある。「後追い」を減らすためにも、継続的な支援や、預り金の管理、家族間の調整が重要であるとしている。

なお、包括的な連携協力体制の参画に司法書士会等が示されているが、依存症に関する司法書士個人の意見や知見が異なることに留意が必要だとしている。連携協力体制に参画する各団体の委員が過去携わった個別事例の検討を連携体制のなかで共有し、ノウハウを蓄積することが有効だとしている。

図表 2-75 司法書士稲村厚事務所 ヒアリング結果の概要

ヒアリング先	所在地
司法書士稲村厚事務所	川崎市多摩区
<b>(1) 団体の運営概要</b>	
団体発足・依存症対策を手掛けた経緯	・司法書士として債務整理と同時に、必要性を感じ生活支援業務を開始 ・認定NPO法人ワンダーボートを2000年に発足し理事長に就任
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	・独立した司法書士として債務整理の業務を実施している。
<b>(2) 取組の主な内容と実績</b>	
特に注力する事業	・債務整理に加えて家族や夫婦関係の調整、仕事など生活全体の解決支援 ・司法書士の業務として、借金の返済資金を預かり管理をしている。
ギャンブル等依存症を判断する手法	・傾向として相談者には社会に適應できない人。就労支援や引きこもり支援なども必要とする場合が多い。
当事者家族への支援における注意点	・債務整理後の人生設計や仕事面のことなど相談者の視野を広げていく。
国の基本計画による影響又は新たな取組	・医療だけでなく総合的政策として内閣府が担当することに意義がある。
<b>(3) 実績及び効果の検証</b>	
実績及び効果の検証を踏まえた有効な取組	・貸金業だけでなく銀行カードローン「総量規制」適用の検討も必要 ・スマホのクレジット機能対応が必要
<b>(4) 他機関との連携</b>	
医療機関との連携	・発達障害の可能性がある場合、提携医療機関又は福祉系団体を紹介
業界団体等との連携	・ワンダーボートはパチンコ業界から支援を受けており、パチンコ企業の社員教育やテキスト作成に関わっている。
企業や機関との連携	・千葉県において非常勤でギャンブル依存症相談を担当している。
<b>(5) その他</b>	
先進的な事例の取組検討中の取組	・依存症対策において家族関係や夫婦関係の相談、調整が重要である。

出典：司法書士稲村厚事務所へのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成



## 京都大学こころの未来研究センター

京都大学こころの未来研究センターは2007年に発足した神経科学、認知科学、文化・社会心理学、臨床心理学、公共政策学等をはじめとした分野を学際的に研究する組織である。2017年から「IR推進法」成立をきっかけに、同センターではギャンブル等依存症の予防に関する研究をセガサミーホールディングス社と産学連携で行っている。

依存症予防の内容として、ギャンブルへののめりこみのプロセスに注目し、何がきっかけ又は要因で依存症になるのかを研究している。今までのフィールド研究では1人の研究者が限られた対象者のプレイ行動を観察してデータを得ていたが、セガサミー社が運営するカジノにおける匿名化された顧客データを研究用に提供を受けることで、大規模なプレイ行動のデータを分析に用いることが可能となった。

研究結果として、学会での論文発表を行っているが、今後の研究課題として一度に大金を賭けてしまう問題のほか、長時間ものあいだ少額を賭け続けてしまう問題もあり、問題行動別への察知をする研究をしたいとのことであった。

また、今後更に検討したい取組として、同センターとして、SNSを使ったカウンセリングをギャンブル依存症対策に用いるにあたって、どのような効果があるかの研究を挙げている。

図表 2-76 京都大学こころの未来研究センター ヒアリング結果の概要

ヒアリング先		所在地
京都大学こころの未来研究センター		京都市左京区
<b>(1) 団体の運営概要</b>		
団体発足・依存症対策を手掛けた経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年IR推進法成立きっかけにカジノ運営の実績のあるセガサミー社産学官連携を実施</li> </ul>	
人員確保、予算、育成ノウハウ等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都大学内の心理学、医科学系など研究者5名で研究実施</li> <li>・セガサミー社はデータを匿名化したうえで京都大学に提供</li> </ul>	
<b>(2) 取組の主な内容と実績</b>		
特に注力する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル依存症を発症するメカニズムの解明</li> </ul>	
国の基本計画による影響又は新たな取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブルを研究対象にする環境をオープンに作るができる。</li> </ul>	
<b>(3) 他機関との連携</b>		
業界団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所をフィールド研究の場として活用している。</li> </ul>	
企業や機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の基礎データを行政側に提供できるメリット</li> <li>・中高生等への依存症教材・プログラム開発への協力</li> </ul>	
<b>(4) その他</b>		
先進的な事例の取組検討中の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSカウンセリングをギャンブル依存症対策に用いるにあたっての研究</li> </ul>	

出典：京都大学こころの未来研究センターへのヒアリングを基にみずほ総合研究所作成

## 2.4 ギャンブル等依存症対策の課題整理

### 2.4.1 「IR 整備法」で定める依存症対策

「IR 整備法」においてギャンブル等依存症対策が国、自治体、事業者等に義務付けをされている。具体的には、「IR 整備法」の条文に直接規定をされているもの、同法成立において国会での付帯決議がある。また、同法に基づき制定済み及び制定が想定される政令、省令並びに基本方針においても依存症対策について定められている。

まず IR 区域整備計画に関連して、国土交通大臣（以下「国交大臣」という）が定める基本方針、自治体が定める実施方針、自治体と事業者が共同作成する区域整備計画並びに区域認定後に締結する実施協定、これら全てにおいて依存症対策を含めることを定めている。更に、事業者に対して国及び自治体を実施する依存症対策への協力を義務付けしており、また関係行政機関の長から国交大臣及び首長に対して依存症対策の措置を求めることが可能となっている。これら取組は、国土交通省が実施する IR 区域整備計画の審査及び評価委員会において評価されることになる。

また「IR 整備法」では、IR 施設内に開設するカジノの事業者に対し、カジノ管理委員会が実施する免許審査及び取消等の規程があり、依存防止措置の実施や、入場規制、本人確認、広告勧誘の規制も含まれている。今後策定するカジノ管理委員会規則に詳細が定められる予定である。

図表 2-77 IR 整備法及び関連法令における依存症対策（抜粋）

法令等	名称	状況	条文	概要
法律	特定複合観光施設区域整備法	施行	第 3 条	国に対する、カジノ利用及び設置及び運営に伴う悪影響の防止及び排除の義務付け
			第 4 条	自治体に対する、カジノ利用及び設置及び運営に伴う悪影響の防止及び排除の義務付け
			第 5 条	国交大臣が定める基本方針において依存症対策を含むこと
			第 6 条	自治体が定める実施方針において依存症対策を含むこと
			第 9 条	自治体と事業者が作成する区域整備計画において依存症対策を含むこと
			第 13 条	自治体と事業者が締結する実施協定において、国土交通省令で定める事項（注：未施行・パブリックコメント済）を含めること
			第 15 条	事業者に対する、国及び自治体の依存症対策への協力義務付け
			第 33 条	関係行政機関の長から、国交大臣及び自治体の長に対して、区域整備計画における依存症対策に関する措置の要求が可能
			第 40 条	事業者からカジノ管理委員会への免許申請に依存防止規定を含めること
			第 41 条	免許審査において、依存防止規定が法令に適合し十分であることを審査
			第 49 条	依存防止規定が基準に適合しないと判明したとき免許取消
			第 68 条	事業者に対し、本人・家族申立てによる入場制限、不適切と認められる者の入場制限、相談体制整備、従業員への教育訓練、統括者・監査人の選定ほか、カジノ管理委員会規則が規定する依存防止措置の実施義務付け
			第 69 条	20 歳未満の者、暴力団員等、入場料未納者の入場制限
第 70 条	身分証明書等による本人確認による入場禁止対象者の記録			

法令等	名称	状況	条文	概要
			第 106 条	カジノ利用の注意喚起、20 歳未満の者への影響を配慮した広告規制
	参議院付帯決議	成立	その 1	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除
			その 3	区域認定・評価に当たっての副次的弊害の防止の配慮
			その 13	入場回数制限及び入場料と依存症との関連性を検証・対策
			その 15	著しく射幸心を防止する基準策定に関するカジノ管理委員会規則に当たり国内外の調査・研究の成果を反映
			その 16	カジノ管理委員会規則の措置の実効性の確保、事業者の遵守の徹底、実効性の検証
			その 17	依存症対策の予防から治療・社会復帰までの対策
			その 19	多重債務等の問題が生じないよう事業者による顧客の返済能力に関する調査の徹底
			その 23	区域外での広告掲示可能施設の可能な限りの限定
			その 24	景品類の提供が過度な利用を誘発することないように留意
			その 25	不適切者の利用禁止・制限、監視・警備への万全の措置
	その 29	立地自治体に加えて周辺自治体においても万全の対策を講ずる		
政令	特定複合観光施設区域整備推進本部令	施行		(特に定めなし)
政令	特定複合観光施設区域整備法施行令	施行	第 15 条	広告規制は、IR 区域以外では国際空港やクルーズ船ターミナルの入国手続きが完了までの部分のみ規制対象外とする
省令	特定複合観光施設区域整備法第二章の規定による特定複合観光施設区域に関する国土交通省令(仮称)	パブリックコメント済		IR 整備法 9 条区域整備計画にカジノ利用及び設置及び運営に伴う悪影響の防止及び排除の項目を含むこと
省令	カジノ管理委員会規則等	策定中		(IR 整備法で定めるカジノ管理委員会の所掌業務である第 68 条から第 71 条、213 条から 230 条について詳細が規定されることが予想される)
基本方針	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)	パブリックコメント済		<p>区域整備計画の認定審査の基準に、カジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられるものであることとして、具体的に以下 2 点を明示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施。</li> <li>・I R 事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。</li> </ul>

出典：e-Gov 法令及びパブリックコメント情報を基にみずほ総合研究所株式会社作成

## 2.4.2 先進的な事例を踏まえた現状の課題整理

本項では、IR 整備における最大の懸念事項である依存症対策の課題について、国内のギャンブル等依存症の取組に関する調査を踏まえ、ギャンブル等依存症の当事者または家族に対するアプローチを実施するタイミングを考慮し、(1) 利用前、(2) 適切な利用、(3) 治療・回復と三つの時系列で整理した。

### (1) 利用前

#### 調査研究の充実

国の基本計画に基づき、ギャンブル等依存症の対策を事業者や自治体が求められているなか、ギャンブル等依存症の実態を示す指標となる基礎的な調査研究を、更に充実させていく必要がある。また、ギャンブル等依存症に関する専門家及び研究者からのアドバイスのニーズが高まっていることから、専門的な人材の育成についても必要性が増している。

#### 更なる普及啓発の展開

ギャンブル等依存症問題啓発週間において、一部自治体の相談機関では予算をやり繰りしてシンポジウムを開催しており、今後は民間の医療機関や支援団体への助成など、更なる取組の強化が必要になると考えられる。

また、メディアによるギャンブル等依存症の問題の取り上げが、自治体や民間支援団体への相談件数に影響を及ぼすとの事象もみられることから、依存症が回復可能であることなどの正しい知識を普及啓発し、依存症への関心・認知度を向上させることが必要であると考えられる。

#### 注意喚起の実効性向上

国内ギャンブル等での注意喚起の広告宣伝には、「適切な利用」を呼びかけるものがあるが、プレイヤーにより「のめり込み易い」もしくは「のめり込みづらい」など性格は様々であることから「止める」選択肢を示す広告宣伝も必要であると考えられる。

また、「適切な利用」の呼び掛けでは、ポスターやチラシなどでの業界団体等による注意喚起の標語が定められており、IR においても引き続き新たな広告媒体などを活用した情報発信の充実などに取り組む必要があると考えられる。

### (2) 適切な利用

#### プレイヤーの自己抑制の促進

国内ギャンブル等では、プレイヤー自身のギャンブル等依存症のリスクを把握するため、セルフチェックツールが開発されており、先進事例として SNS を用いたツールの開発及び活用がされている。プレイヤー本人にプレイする金額及び時間の自己抑制を促進することや、事業者への申告による 1 日のプレイ金額及び時間制限や入場制限を求めるアクセス制

限の利用促進、または専門機関への相談等を自主的に促すなど、自己抑制の促進が必要であると考えられる。

### **アクセス制限の確実な実施**

国内ギャンブル等では本人・家族からの申告による入場制限やネット購入制限のアクセス制限が実施されており、引き続き広告宣伝を通じてプレイヤーおよびその家族に制度を周知していくことが課題として考えられる。

また、現在は入場制限のプレイヤーは係員の目視で識別しているが、実効性の向上から現在実証実験中の顔認証システム等の技術活用により更に実効性を高めていく必要があると考えられる。

### **(3) 治療・回復**

#### **依存症の早期発見**

依存症は早期に対応することが重要とされているが、プレイヤーのなかには依存症を認めることを拒絶する場合も多い。また、現状では当事者もしくは家族からの問合せ等に基づき依存症対策の対応がなされていることから、早期発見が重要であると認識されながらも日常生活ないし社会生活に深刻な影響を及ぼしている事例が多いと推測される。

#### **専門機関での治療強化**

国の基本計画では、都道府県等が相談拠点及び専門医療機関の整備及び指定を行うこととされているが、多くの地域において指定に時間を要しており、その理由の一つとして、ギャンブル等依存症の治療回復プログラムやそのための体制づくりに時間を要していることが挙げられている。

図表 2-78 現状の課題整理の概要

現状のギャンブル等依存症対策の課題整理	
利用前	<p><u>調査研究の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組企画立案の基礎データ不足</li> <li>・ ギャンブル等依存症に関する専門家、研究者のニーズの増加</li> </ul>
	<p><u>更なる普及啓発の展開</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体における普及啓発活動の強化の必要性</li> <li>・ 社会におけるギャンブル等依存症への認知度向上及び正しい知識の更なる啓発</li> </ul>
	<p><u>注意喚起の実効性向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意喚起における「適切な利用」呼びかけ、「止める」選択肢も示す必要性</li> <li>・ 注意喚起の発信の更なる強化の必要性</li> </ul>
適切な利用	<p><u>プレイヤーの自己抑制の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セルフチェックツール等の普及及び活用によるプレイヤー自らのリスク把握、利用抑制</li> </ul>
	<p><u>入場制限等の確実な実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレイヤーや家族に対する自己申告によるアクセス制限の周知</li> <li>・ 目視に依拠した入場者チェックの限界</li> </ul>
	<p><u>依存症の早期発見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレイヤー本人の依存症認知拒絶</li> <li>・ 依存症が疑われるプレイヤーへの対応の制約</li> </ul>
治療・回復	<p><u>専門機関での治療強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門治療機関の指定に時間を要する地域あり</li> <li>・ 専門機関の能力向上に向けた回復プログラム向上、医療従事者確保の必要性</li> </ul>

出典：みずほ総合研究所作成

### 2.4.3 効果的な依存症対策のため事業者及び自治体に求められる取組の整理

本調査では、ギャンブル等依存症に関する国内の先行する調査研究、各関係者へのヒアリングを通じた事例と実績の情報収集を行った。

本項では、前項の課題について、国内のギャンブル等依存症対策の取組みを踏まえて、立地自治体及びIR事業者が実施すべきと考えられる取組を整理した。

#### (1) 利用前

##### 調査研究

###### (IR事業者)

国内大学等の研究機関で実施される回復予防の研究調査へのデータ提供を含む協力が求められる。

###### (立地自治体)

調査研究の環境整備を進めていくほか自治体が運営する公立大学や研究機関を活用し、ギャンブル等依存症の調査研究を推進していくことが必要である。

##### 普及啓発

###### (IR事業者)

自治体の行う普及啓発に協力するほか、国内外の他施設において依存症対策に有効であった普及啓発活動を積極的に実施することが求められる。

###### (立地自治体)

高等学校や小中学校において、新学習指導要領や指導参考資料を活用した依存症問題の普及啓発のほか、セミナーやイベントの開催、成人式での啓発パンフレット配布など、あらゆる機会をとらえて普及啓発を推進していくことが必要である。

##### 注意喚起

###### (IR事業者)

カジノ入場時に実施する本人確認における注意喚起や、広告宣言の媒体に自ら定めた注意喚起の標語を併記することが求められる。

###### (立地自治体)

事業者に対して広告へ注意喚起の標語併記を求めるほか、国の基本計画で定められたギャンブル等依存症問題啓発週間において、一步踏み込んだ注意喚起のため、立地自治体においてプレイを「止める」ことも選択肢として示したポスターの作成及び掲示を検討する必要がある。

## **(2) 適切な利用**

### **自己抑制**

(IR 事業者)

プレイヤーからの申告による自己抑制に至る前段階において、プレイヤー自らの意思で相談しやすい環境を整備するため、依存症に関する専門研修を受講した相談担当者を24時間配置するなど、相談体制の充実が求められる。

(立地自治体)

パンフレットやアプリなどによるセルフチェックをプレイヤーに推奨することにより、プレイヤー自らがギャンブル等依存症になるリスクを把握し、自己抑制による適切な利用を促すことが有効である。

### **入場規制等**

(IR 事業者)

現在、国内ギャンブル等で導入されている本人もしくは家族からの申告による入場制限、上限金額や時間制限について、IRにおいても導入することが求められる。また、自己申告があった人を確実に特定できるよう、入場時やプレイ時に本人確認が可能な顔認証システムの導入及びメーカーと協力した機能向上を図ることが重要である。

(立地自治体)

上記の取組実施をIR事業者へ求めることとあわせて、これら入場規制を事業者が適正に運営しているかモニタリングを行うことが重要である。

## **(3) 治療・回復**

### **早期発見**

(IR 事業者)

プレイヤーが負けを取り返す「後追い」行為や、長時間も同じスロットマシンやテーブルでプレイし続ける行為など、依存症が疑われるプレイヤーに対して積極的に声掛けを行うとともに、必要に応じて相談機関等の紹介を行っていくことが必要である。

(立地自治体)

ギャンブル等依存症と疑わしき当事者の特徴のひとつとして、自身が依存症であることを否認する傾向があり、家庭内における金銭トラブルが依存症の予兆で見られる事例もある。自治体として、家族や友人向けの相談取組の啓発やサービス拡充を行うことで、依存症と疑わしき当事者に対して家族や友人から早めに治療に結び付けられるきっかけづくりをすることが有効である。



## 治療強化

(IR 事業者)

後述の自治体が設定する改善目標に向けて全面的な協力を行うと共に、IR 事業者が他の国・地域で実績を持つ依存症対策の対応策の提案を自治体に対して行うことも有効である。

(立地自治体)

地域内の依存症に関する改善目標を設定し、計画的に治療体制を強化していく必要がある。また、専門医療機関の整備・指定を進めることも重要である。更に、地域の関係機関が連携して対応した事例について研修等を通じて共有することでノウハウを蓄積し、地域における対応能力の向上を図っていく必要がある。

なお、上記であげた(1)～(3)の取組においては実施内容を精査の上、IR 整備法等に基づく納付金や入場料といった歳入の一部を財源として充当することが必要である。

図表 2-79 効果的な依存症対策のため自治体及び IR 事業者を求める取組（概要）

		IR事業者に求められる取組	立地自治体に求められる取組
利用前	調査研究	国・自治体・大学等による研究調査へのデータ提供含む協力	調査研究の環境整備や公立大学・研究機関の活用による研究推進
	普及啓発	自治体による普及啓発への協力、普及啓発活動の積極的な実施	学校教育、セミナーやイベントの開催、パンフレット配布等の依存症問題の啓発
	注意喚起	カジノ利用前の本人確認時の注意喚起、広告への標語併記	ギャンブル等依存症問題啓発週間における統一ポスターの作成
適切な利用	自己抑制	相談担当者の常時配置	パンフレットやアプリなどを活用したセルフチェックの推奨
	入場制限等	本人・家族申告による入場制限又は金額・時間制限、顔認証システムによる実効性の確保	IR事業者に対する入場制限等の運用のモニタリング
	早期発見	依存症の疑いがあるプレイヤーへの声がけや相談機関の紹介	依存症と疑わしき当事者の家族・友人向け相談の拡充
治療・回復	自治体が設定する改善目標の達成への協力及び対応策の提案	依存症に関する改善目標の設定、相談拠点及び医療機関の整備、民間支援団体・医療機関等との連携による対応能力の向上	

出典：みずほ総合研究所作成

## 第3章 海外のIR・カジノ施設、MICE 施設に関する調査

### 3.1 調査分析対象施設の概要

#### 3.1.1 アスパーズ（ロンドン）

##### 開発の背景

アスパーズ・カジノ（正式にはアスパーズ・ストラットフォード）はロンドン東部ニューアム区にある国内最大規模のショッピングセンター「ウエストフィールド・ストラットフォード・シティ」内に2011年開業したカジノである。

2005年都市再生をテーマとして誘致に成功した、2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技会に向けメインスタジアム等整備と同時に、大型再開発地区<sup>21</sup>ストラットフォード・シティの開発が行われた。

開発は豪州不動産大手ウエストフィールド社及び英国不動産・建設大手レンドリース社が中心となり実施された。2011年9月開業したウエストフィールド・ストラットフォード・シティのほか、2012年競技会終了後は、組織委員会現地本部が入居した建物を転用した教育施設（チョブハム・アカデミー）や、選手村跡を転用した集合住宅（イーストビレッジ）が整備された。

図表 3-1 ロンドン アスパーズ・ストラットフォードの位置



出典：Google Map よりみずほ総合研究所作成

<sup>21</sup> 隣地の旧ストラットフォード駅貨物ターミナル跡地を転用した。

## 運営施設の概要

ウエストフィールド・ストラットフォード・シティは豪州不動産大手ウエストフィールド社が株式 100%を所有していたが、開業前の 2010 年に政府系投資ファンドであるオランダ公務員年金基金に保有株式 25%、カナダ年金制度投資委員会に対し保有株式 25%の合計 50%を売却した。

また、2018 年仏投資不動産投資・管理会社ユニベイル・ロダムコ社がウエストフィールド社を買収し、現在は新たに設置されたユニベイル・ロダムコ・ウエストフィールド社がウエストフィールド・ストラットフォード・シティの株式 50%を保有し、施設の運営をしている<sup>22</sup>。

現在、ウエストフィールド・ストラットフォード・シティにはアスパーズが運営するカジノ・ストラットフォードのほか、約 300 を超える小売店、レストラン、複数のデパート、スーパーマーケット、ホテル、映画館がある。また、ストラットフォード駅にはロンドン地下鉄の複数路線が乗り入れ、長距離列車の発着があるほか、長距離バスのターミナルも併設されている。

図表 3-2 ウェストフィールド・ストラットフォード・シティの施設概略

開業年	所在地	開発投資額
2011 年 9 月	英国ロンドン・ニューハム区（ロンドン東部）	約 2,520 億円
施設の概要		
施設全体	183,400 m <sup>2</sup> （総賃貸面積：テナントに対して賃貸可能な面積）	
構成施設	カジノ	1 軒：24 時間営業（アスパーズ・ストラットフォード）
	ホテル	ホテル：3 軒 プレミアイン：267 客室 ホリデーイン：188 客室 ステイブリッジスイーツ：162 客室
	飲食	レストラン：80 店舗以上
	商業	小売店：300 店舗以上（デパート 2 軒、スーパーマーケット 1 軒含む）
	エンタメ等	映画館：20 スクリーン ボーリング場：14 レーン
備考	来場者数：約 5,290 万人（2019 年度）	

出典：ユニベイル・ロダムコ・ウエストフィールド社ウェブページ等よりみずほ総合研究所作成

アスパーズ・ストラットフォードは、大規模商業施設ウエストフィールド・ストラットフォード・シティ 3 階に位置しており、ホテル、レストランの大半、ショッピングモールや映画館等は、カジノエリア外に立地している。

アスパーズ・ストラットフォードは英国ゲーミング委員会からカジノ免許の交付を受けており、ルーレット、ブラックジャック等のテーブルゲームをはじめ、スロットマシン等が設

<sup>22</sup> 日本経済新聞 URL:<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ024541270S7A211C1FFE000/>

置されている。

カジノは24時間営業しており、カジノエリア内にはカジノ客向けの深夜営業レストラン、またスポーツ観戦が楽しめるバー等の飲食施設が運営されている。

英国では入場の際して会費納入や事前審査を必要とする会員制カジノがあるが、アスパーズ・ストラットフォードは18歳以上であれば入場が可能である。

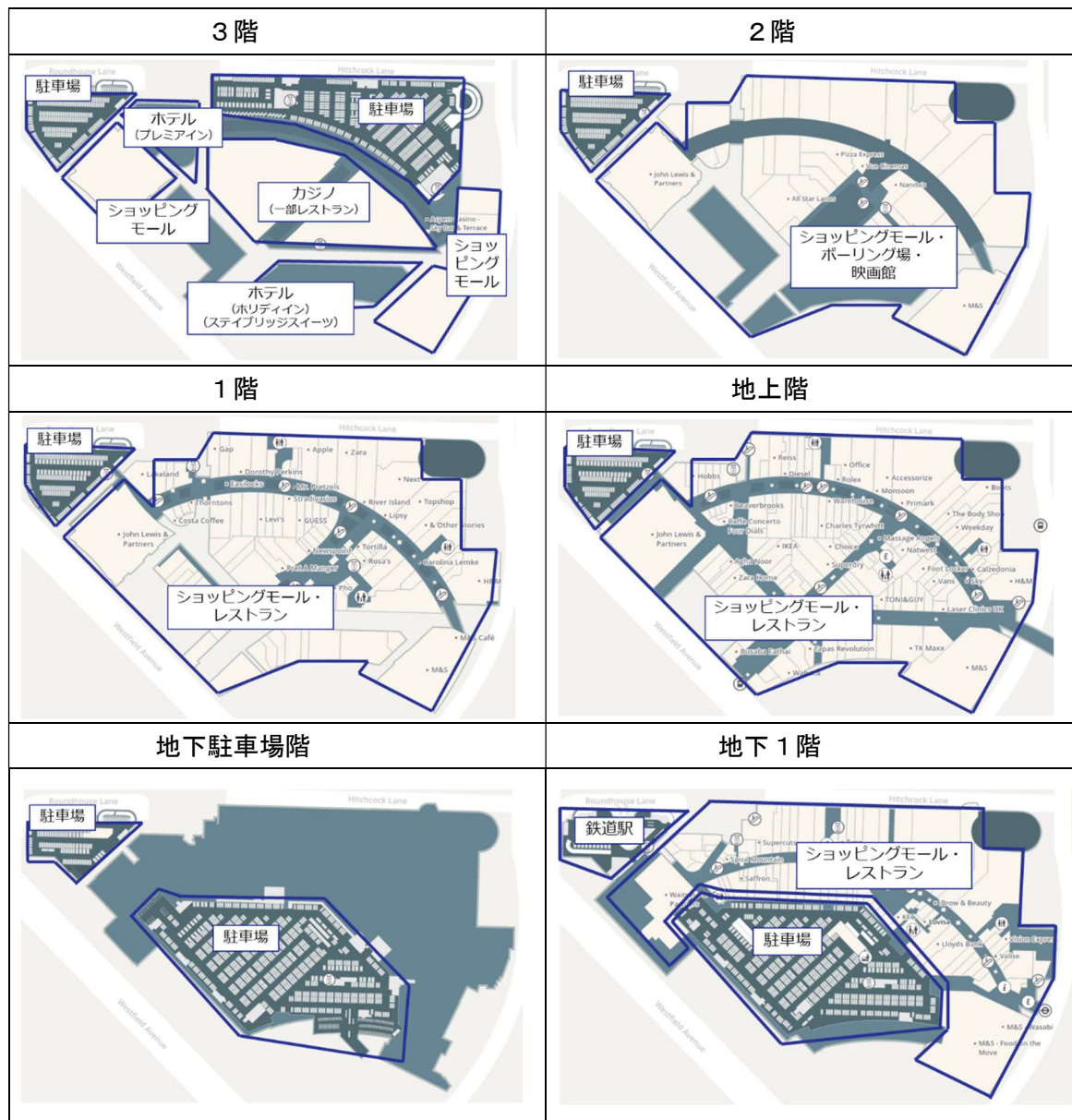
図表 3-3 アスパーズ・ストラットフォードの概略

開業年		所在地	
2011年9月		英国ロンドン・ニューハム区（ロンドン東部） ウエストフィールド・ストラットフォード・シティ3階	
施設の概要		売上高	
施設全体		約 6,000 m <sup>2</sup> (65,000sqf)	90.1 億円
構成施設	カジノ	ルーレット、ブラックジャック：40 テーブル 電子ゲームマシン：92 台 ポーカー：150 シート スロットマシン：150 台	
	ホテル	(ウエストフィールド・ストラットフォード・シティ内にホテルあり)	
	飲食	レストラン、バー：4 軒 (ほかウエストフィールド・ストラットフォード・シティに飲食施設あり)	
	商業	(ウエストフィールド・ストラットフォード・シティにモールあり)	
	エンタメ等	(ウエストフィールド・ストラットフォード・シティに映画館、ボーリング場等あり)	

出典：The Guardian 及び英国会社登記所公表等のデータよりみずほ総合研究所作成<sup>23</sup>

<sup>23</sup> 施設の面積、カジノのゲーム種類などは The Guardian より抜粋。財務情報は英国会社登記所 (Companies Houses) HP にて公表されている財務諸表を参照。この表に記載のある売上高は、アスパーズ・ストラットフォードにおけるカジノ及びレストラン、バー等の飲食事業を合わせた金額である。

図表 3-4 ウェストフィールド・ストラットフォード・シティの平面図（各階）



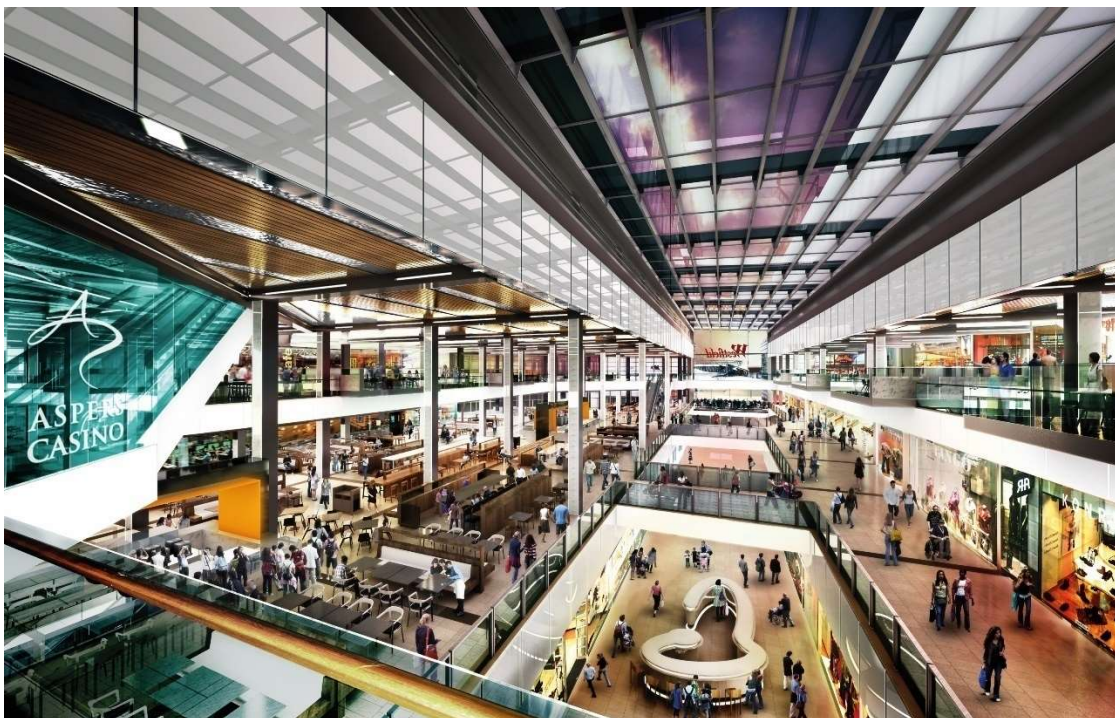
出典：ユニベル・ロダムコ・ウェストフィールド社ウェブページよりみずほ総合研究所作成

図表 3-5 ウェストフィールド・ストラットフォード・シティの外観



出典：ユニベイル・ロダムコ・ウェストフィールド社ウェブページ

図表 3-6 アスパーズ・ストラットフォードの内観（3階）



出典：ユニベイル・ロダムコ・ウェストフィールド社ウェブページ

### 運営事業者の概略

アスパーズ・ストラットフォードは、英豪合弁会社であるアスパーズ UK ホールディングス社 (Aspers UK Holdings Limited) によって運営されている。同社は英国の実業家アスピナル (Aspinall) ファミリーの出資比率が 50%、豪州 IR 事業者クラウン・リゾート社 (Crown Resorts) の出資比率が 50% の共同出資により設立した IR 事業者である。

アスパーズ UK ホールディングスはストラットフォード (ロンドン) を含め英国内 4 か所のカジノを運営するほか、オンラインカジノも運営している。また、英国南部のサウサンプトンにも新たなカジノの建設計画がある。

図表 3-7 アスパーズ UK ホールディングス社の概要及び売上高

設立年	本社所在地	運営施設数
2004年	英国 ロンドン	カジノ：4か所 (ストラットフォード、ミルトンケインズ、ノーザンプトン、ニューカッスル)、オンラインカジノ
売上高 (2018年度)		
売上高		143.3億円
事業内容	カジノ (飲食含む)	141.7億円
	インターネットカジノ	1.6億円

出典：英国会社登記所公表等のデータよりみずほ総合研究所作成

図表 3-8 アスパーズ・グループ社運営のカジノの位置



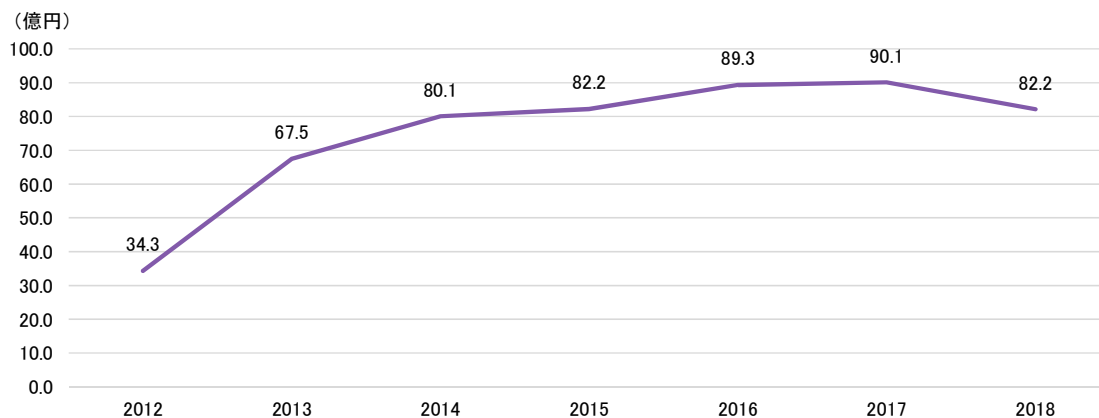
出典：Google Map よりみずほ総合研究所作成



### 事業別売上等の推移

カジノ及び飲食事業の売上高は2014年より約80億円から約90億円で推移している。ア  
 スパーズ・ストラットフォードは、ホテル、ショッピングモール、エンターテインメントを  
 運営していないため、売上高には含まれていない。

図表 3-9 売上高の推移（2012年度～2018年）

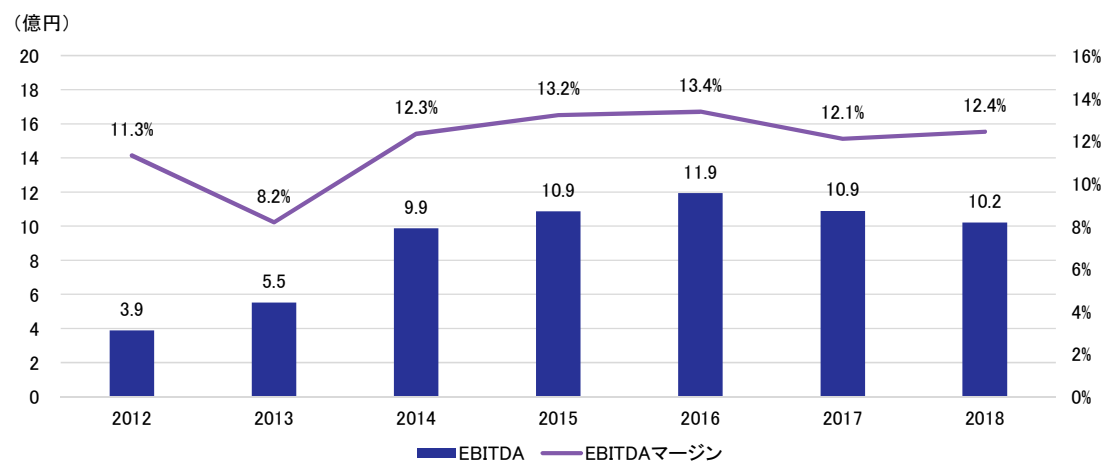


出典：英国会社登記所公表等のデータよりみずほ総合研究所作成

### 事業採算性

開業3年後の2014年以降、EBITDA マージンは12%から13%台で推移しており、概ね平  
 均的な欧州上場企業と日本上場企業の間程度の水準である<sup>24</sup>。

図表 3-10 EBITDA（左軸）及び EBITDA マージン（右軸）の推移



出典：英国会社登記所公表等のデータよりみずほ総合研究所作成

<sup>24</sup> みずほ銀行「みずほ産業調査/59 2018 No.1」より

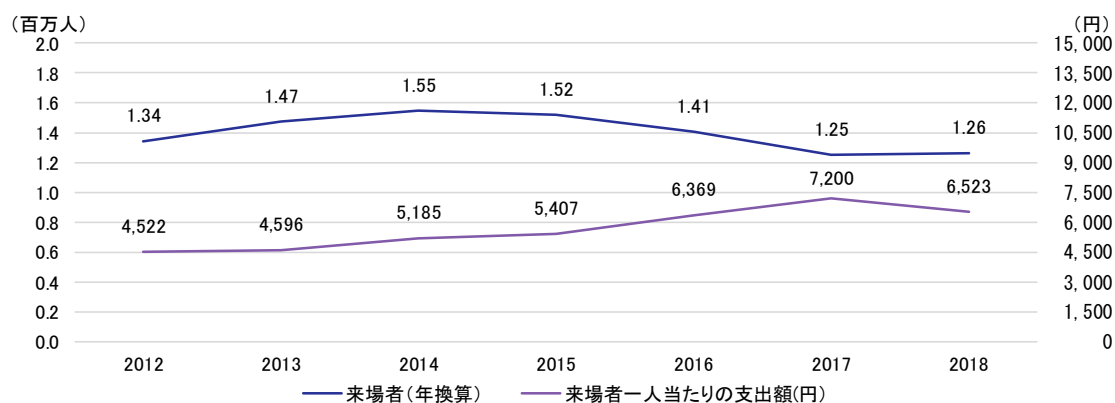
なお、アスパーズはウェストフィールド・ストラットフォード・シティのテナントであり、開発費用を他の IR 施設と比較するのは困難である。

### 顧客内訳

アスパーズ・ストラットフォードでは、1日あたりのカジノの来場者を公開している。開業3年目の2014年をピークに減少傾向にあるが、2013年以降に英国内でカジノ開業が相次いだ<sup>25</sup>ことが要因のひとつとして考えられる。

ただし、来場者一人当たりの支出額は増加傾向にあることから、プレイ金額の低い客層は減少する一方で、一定のプレイ金額を支出する客層は固定化していると推測される。

図表 3-11 来場者数（左軸）及び来場者一人当たりの支出額（右軸）の推移



出典：英国会社登記所公表等のデータよりみずほ総合研究所作成

<sup>25</sup> 図表 3-55 「英国 大規模カジノ（ラージカジノ）の位置」を参照

### 3.1.2 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティ（ニューヨーク）

#### 開発の背景

リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティはニューヨーク市ジャマイカ地区にあるアケダクト競馬場の敷地内に建設されたカジノ施設である。

ニューヨーク州内の競馬場ではスロットマシン等のビデオゲームの設置が許可されており、2000年代後半から州政府はアケダクト競馬場敷地内のビデオゲーム施設の運営事業者の公募を行い、ゲンティン・マレーシア社を選定した。

アケダクト競馬場の所有者であるニューヨーク州政府からゲンティン・マレーシア社に対する30年間の土地使用权及び施設運営権の付与と引き換えに、ゲンティン・マレーシア社はビデオゲーム施設の整備、スタンド等の競馬施設のリノベーションなどを行った。このときに整備されたビデオゲーム施設が2011年に開業したリゾート・ワールド・カジノニューヨークシティである。

また、ゲンティン・マレーシア社は免許手数料として3.8億米ドル（422億円）を支払ったほか、カジノ売上の一定割合を州政府の教育財源として納付している。

図表 3-12 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティの位置



出典：Google Map よりみずほ総合研究所作成

## 運営施設の概要

マレーシアの不動産大手ゲンティン・マレーシア社（Genting Malaysia Berhad）の子会社であるゲンティン・ニューヨーク社（Genting New York LLC）が運営するカジノ施設である。

本施設はニューヨーク市内で免許が付与されている2つのカジノのうちの1つであるが、ビデオゲームに限定したカジノ免許による営業である。従って、ディーラーがプレイヤーと向き合うポーカーテーブル等は設置されておらず、全てのゲームがテレビゲームである。また、チップ等のプレイ情報は全て電子化され、プレイヤーの投入額や払戻額など、ニューヨーク州ゲーミング委員会によりモニタリングされている。

本施設では2017年に新たな拡張計画を発表しており、2020年中に新たに客室数400のホテルやレストラン、ショッピングモールの建設、またカジノ拡張が予定されており、完成後はニューヨーク・ジョン・F・ケネディ国際空港の近接地に立地するIR施設となる見通しである。

図表 3-13 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティの施設概要

開業年		運営主体	開発投資額
2011年 (2020年施設拡張予定)		ゲンティン・マレーシア社	921.3億円
			再投資額 444億円
施設の概要			
施設全体		敷地面積 139,354 m <sup>2</sup> (1,500,000sqf) 延床面積 68,375 m <sup>2</sup> (736,000sqf)	
構成施設	カジノ	【2010年開業】 カジノ延床面積 20,903m <sup>2</sup> (225,000sqf) スロット、テーブルゲーム 6,500台	
		【2020年開業予定】 カジノ拡張延床面積 2,787m <sup>2</sup> (30,000sqf) スロット、テーブルゲーム 400台以上追加	
	ホテル	【2020年施設拡張予定】 ホテル：400室	
	飲食	【2010年開業】 フードコート、レストラン、バー、カフェ	
		【2020年開業予定】 レストラン4軒	
	モール	【2010年開業】 ギフトショップ	
【2020年開業予定】 ショッピングモール			
	コンベンション他	【2010年開業】 イベントスペース延床面積 4,645 m <sup>2</sup> (50,000sqf)	
その他	・来場者数 2019年6.1百万人（2020年1月時点）、2018年7.7百万人、2017年7.6百万人		

出典：リゾートワールド・カジノ・ニューヨークウェブページよりみずほ総合研究所作成

図表 3-14 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティ 施設の平面図 (各層別)



出典：リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティウェブページを基にみずほ総合研究所作成

図表 3-15 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティの外観



出典：リゾート・ワールド・ゲンティン社ウェブページ

図表 3-16 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティの内観



出典：リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティウェブページ

図表 3-17 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティ 施設の配置図



出典：Google Map よりみずほ総合研究所作成

図表 3-18 拡張計画の完成イメージ



(※正面手前施設が整備中のホテル、レストラン、ショッピングモール)  
出典：リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティウェブページ

## 運営事業者の概要

事業者であるゲンティン・ニューヨーク社はマレーシア首都のクアラルンプールに本社がある大手不動産企業であるゲンティン・マレーシア社の子会社である。

同社の主力事業であるレジャー・ホスピタリティ部門では、カジノ、テーマパーク、ホテルなどのリゾート開発及び運営をしており、マレーシア、英国及びエジプト、米国及びバハマの3地域において合計47のIR及びカジノを運営している。

なお、同社はシンガポールのリゾート・ワールド・セントーサの運営事業者であるゲンティン・マレーシア社 (Genting Malaysia Berhad) とは別法人であり個別に事業展開をしているが、両社とも共通の親会社ゲンティングループ社を持つグループ企業である。

図表 3-19 ゲンティン・マレーシア社の概要・売上高

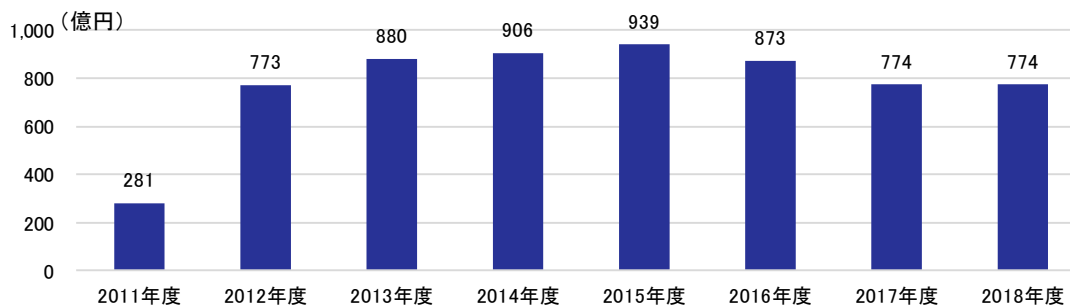
設立年	本社所在地	運営施設数
1980年	マレーシア クアラルンプール	IR・カジノ：47カ所
事業別売上高（2018年度）		
売上高（レジャー・ホスピタリティ部門）		2,635億円
事業内容	カジノ	2,095億円
	ホテル	196億円
	飲食	155億円
	小売り他	189億円

出典：マレーシア・ゲンティン社 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

## 売上等の推移

2015年をピークに売上高は減少しており、2016年以降に同州内でIR開業が相次いだことが要因と考えられる<sup>26</sup>。また、カジノ以外の施設については、飲食施設はフードコート等、また商業施設はギフトショップであることから、施設全体の売上高の大半はカジノであると推測される。

図表 3-20 カジノ事業売上高の推移（2011年～2018年）



出典：ニューヨーク州ゲーミング委員会データよりみずほ総合研究所作成

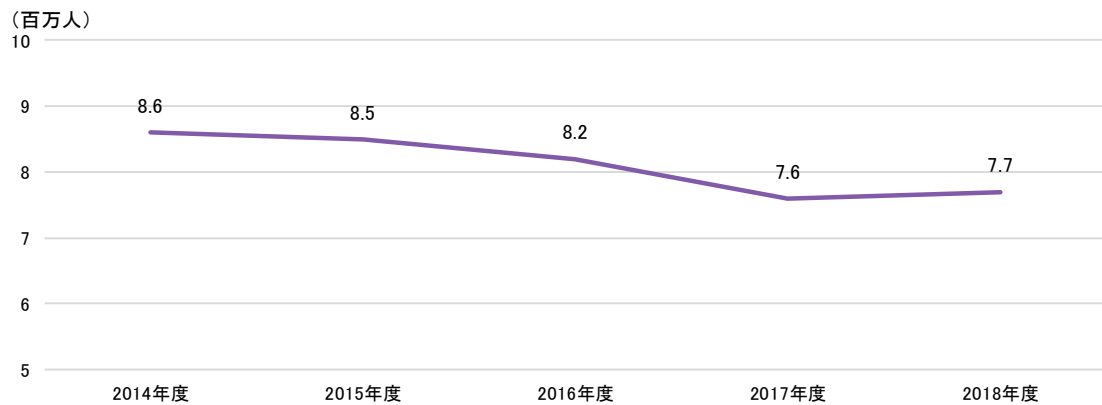
<sup>26</sup> ゲンティン・マレーシア社は個別施設の売上高等を非公開のためニューヨーク州ゲーミング委員会よりデータ参照。



## 顧客内訳

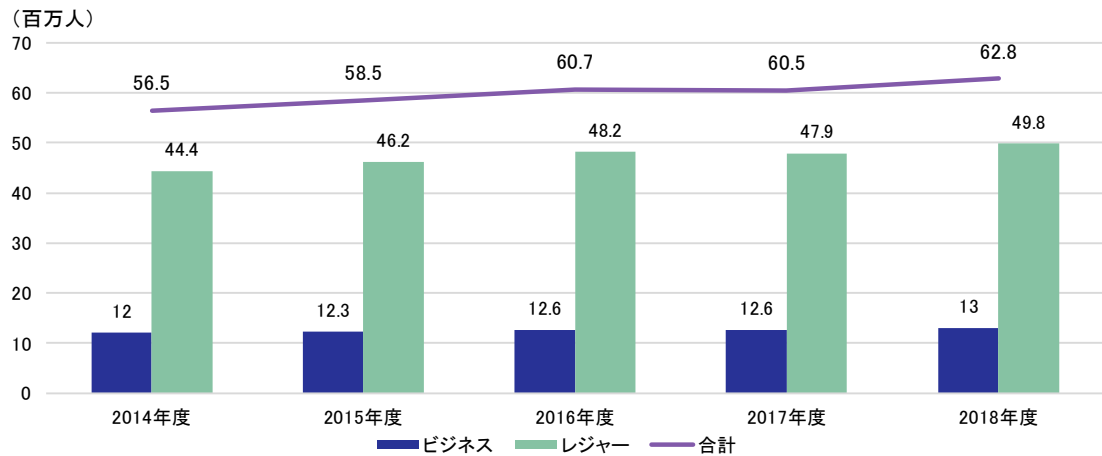
売上高と同様に、2016年以降にニューヨーク州内でIR施設の開業が相次いだため、2015年をピークに来場者数も減少している。ただし、2018年以降は下げ止まっており、ニューヨークへの観光者による訪問が来場者数を押し上げている可能性がある。

図表 3-21 来場者数の推移



出典：ゲンティン・マレーシア社 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

図表 3-22 ニューヨークへの目的別の来訪者数の推移



出典：NYC アンド・カンパニー Annual Report よりみずほ総合研究所作成

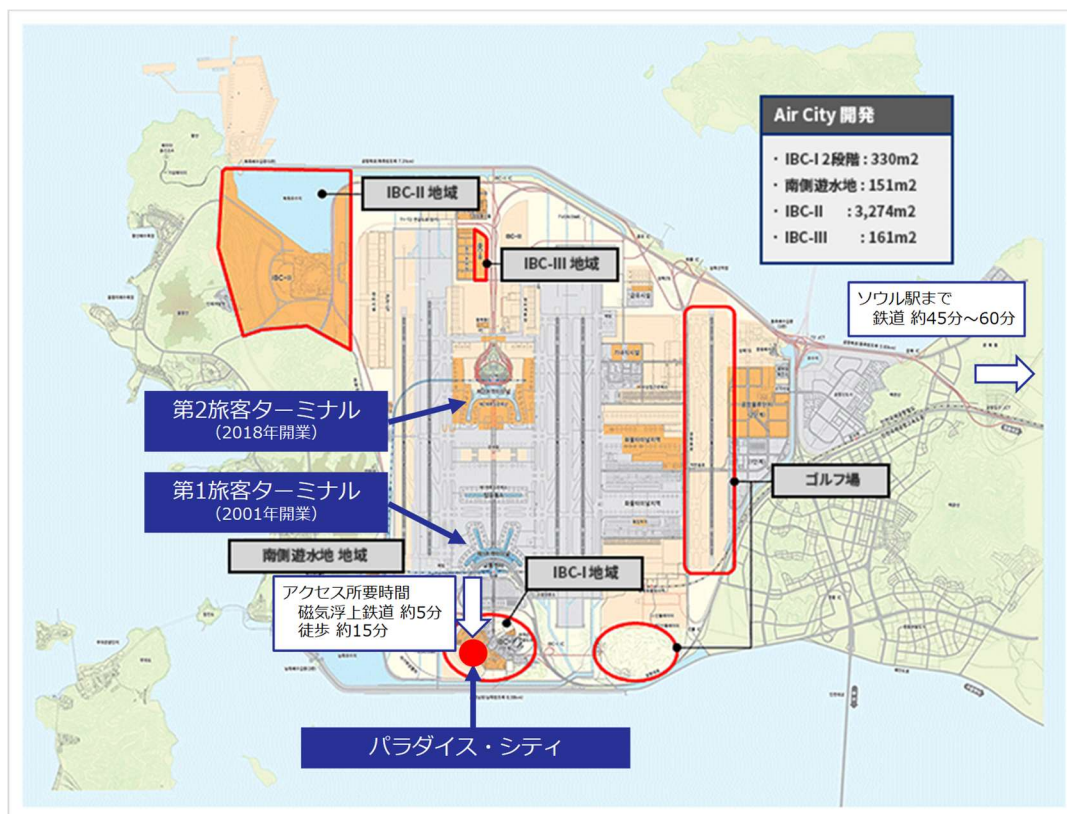
### 3.1.3 パラダイス・シティ（仁川）

#### 開発の背景

パラダイス・シティは仁川国際空港を運営する仁川国際空港公社が所有する敷地に建設された IR 施設である。仁川国際空港公社は、海を埋め立てて造成した 5,610 平方メートルの敷地に空港施設を整備し、第 1 旅客ターミナルに隣接するエリアを IBC-I 地域、空港北西側のエリアを IBC-II 地域、第 2 旅客ターミナルに隣接する IBC-III、空港南側の遊水地地域など開発区域を設定し、東北アジアの観光・ビジネスの拠点となるべく空港複合都市開発を進めている。仁川国際空港公社が定期借地権を設定する用地に、民間が施設開発・運営をする方式を取っており、パラダイス・シティの土地使用期間は 50 年である<sup>27</sup>。

パラダイス・シティが立地する IBC-I 地域には、ホテル、オフィス・商業施設、レジャー施設が開業済みである。2020 年現在 IBC-II 地域及び IBC-III に外国人観光客向けのホテル、エンターテインメント、商業施設等を誘致中である。

図表 3-23 仁川国際空港 開発エリア見取り図



出典：仁川国際空港公社ウェブページ

<sup>27</sup> 仁川国際空港公社 HP URL: [https://www.airport.kr/co\\_cnt/ja/majbus/airport/airove/airove.do](https://www.airport.kr/co_cnt/ja/majbus/airport/airove/airove.do)

## 運営施設の概要

韓国の IR 事業者であるパラダイス社 (Paradise Co. Ltd.) と、日本のエンターテインメント企業のセガサミーグループが共同で出資・開発した韓国最大規模の IR 施設である。

2017 年 4 月の開業時はカジノ、ホテル (Paradise Hotel) 及びコンベンションセンターの施設構成であったが、2018 年 9 月にブティックホテル (Art Paradiso)、商業施設、ナイトクラブをはじめ、アートスペース、スタジオ等のアートとエンターテインメントの融合をコンセプトにした施設が追加開業した。2019 年 4 月には、ファミリー向けエンターテインメント施設である屋内型テーマパーク Wonderbox が開業している。

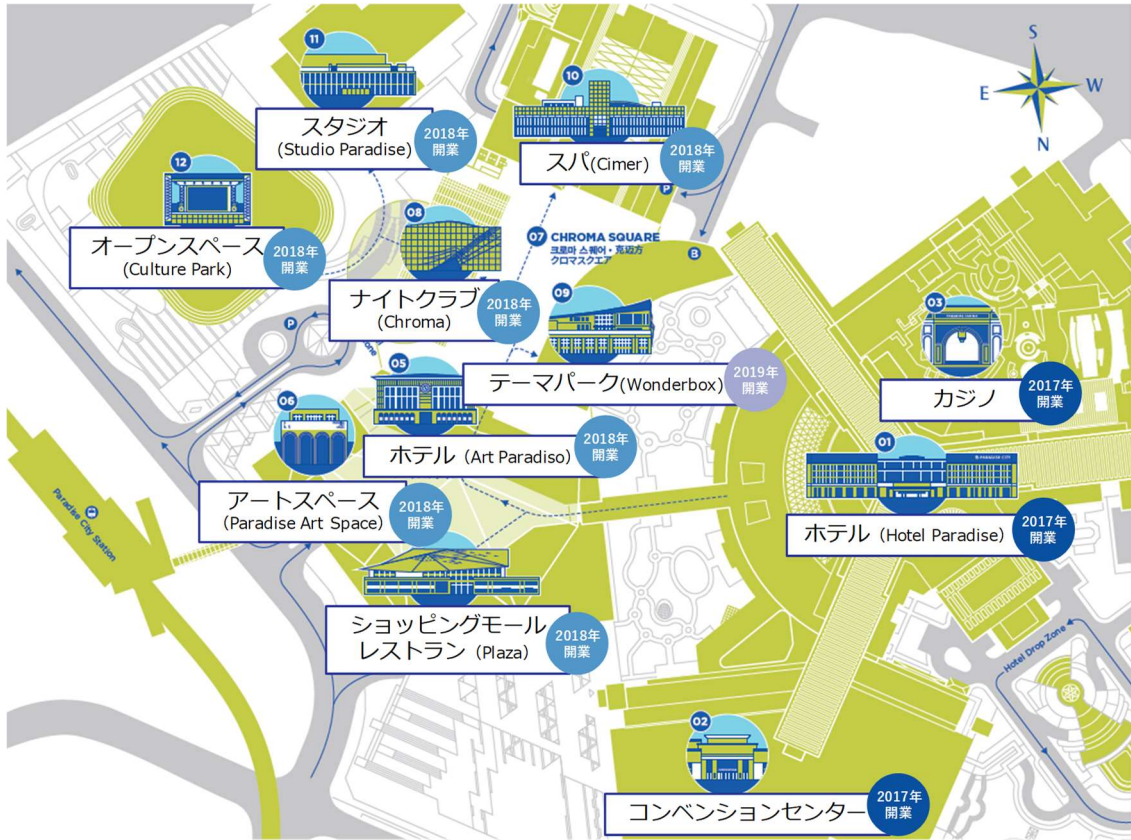
なお、韓国では、江原道にある IR 施設カンウォンランドを除き、全てのカジノにおいて外国籍ないし海外居住等の条件を満たす韓国籍の者であることを入場条件にしており、パラダイス・シティもカジノへの入場において同じ制限が課されている。

図表 3-24 パラダイス・シティの施設概要 (売上高は 2019 年度)

開業年		所在地		開発投資額
2017 年 4 月		大韓民国 仁川広域市		1,568 億円
施設の概要				売上高*
施設全体		敷地面積	330,000m <sup>2</sup>	463.3 億円
		延床面積	195,143.73m <sup>2</sup>	
構成施設	カジノ	カジノ延床面積	15,858m <sup>2</sup>	375.6 億円
		テーブル	154 台	
		ゲームマシン	351 台	
	ホテル	客室数計	計 769 室	69.2 億円
		【2017 年 4 月開業】		
		Paradise Hotel	711 室	
その他	飲食	【2018 年 9 月開業】	18.5 億円	
		レストラン (下記ショッピングモールに併設)		
	※各ホテル内にもレストランあり			
商業	【2018 年 9 月開業】	ショッピングモール 約 8,000m <sup>2</sup>		
コンベンション、エンタメ等	【2017 年 4 月開業】	コンベンションセンター 約 8,000m <sup>2</sup>		
	【2018 年 9 月開業】			
	ナイトクラブ、スパ、アートスペース、スタジオ			
備考	【2019 年 4 月開業】 屋内型テーマパーク Wonderbox			
備考	2018 年 9 月に全部屋スイートルームのブティックホテル Art Paradiso、商業施設 (モール)、スパ、アートスペース等が開業。2019 年 4 月に屋内型テーマパーク Wonderbox 開業。			

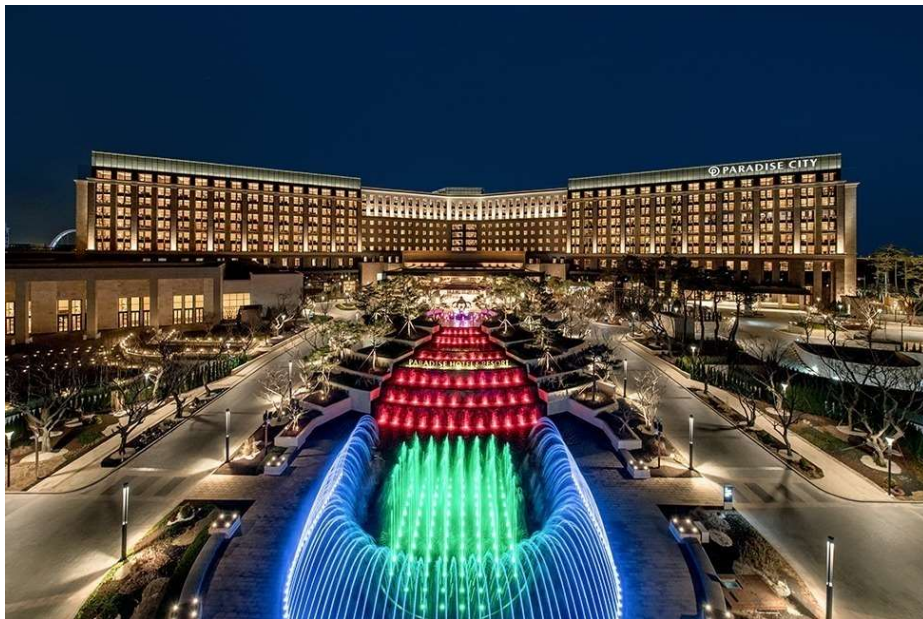
出典：平成 30 年度内閣官房委託調査及びパラダイス・シティウェブページ等よりみずほ総合研究所作成

図表 3-25 IR施設の平面図



出典：パラダイス・シティウェブページを基にみずほ総合研究所作成

図表 3-26 パラダイス・シティの外観



出典：パラダイス・シティウェブページ

## 運営事業者の概要

IR 施設パラダイス・シティは、2012 年設立された日韓合弁企業であるパラダイス・セガサミー社によって運営されており、同社に対する韓国パラダイス社の出資比率は 55%、日本のセガサミーホールディングス社の出資比率は 45%となっている。

韓国パラダイス社は、韓国に本社を置く IR 事業者であり、韓国で最初のカジノ施設を仁川に開業した。現在、同社はパラダイス・シティを含め韓国内 5 カ所の外国人専用カジノホテル、スパ等を運営している。

図表 3-27 パラダイス社の概要・売上高（2018 年度）

設立年	本社所在地	運営施設数
1972 年	大韓民国ソウル特別市	IR・カジノ：4 カ所 (ソウル、仁川、釜山、濟州島)
事業別売上高		
売上高		787.6 億円
事業内容	カジノ	635.9 億円
	ホテル	131.0 億円
	その他	20.7 億円

出典：パラダイス社ウェブページよりみずほ総合研究所作成

セガサミーホールディングス社は、ぱちんこ等の遊技機製造、ゲームコンテンツやアミューズメント機器の開発、IR やリゾート施設を開発・運営するリゾート事業の 3 領域で事業展開している。同社のリゾート事業における、パラダイス・シティへの事業出資は IR 施設の開発・運営のための知見を蓄積することを目的としている。そのほか 2012 年全株式を取得した宮崎県宮崎市にあるフェニックスリゾートを運営している。

図表 3-28 セガサミーホールディングス株式会社の概要・売上高（2018 年度）

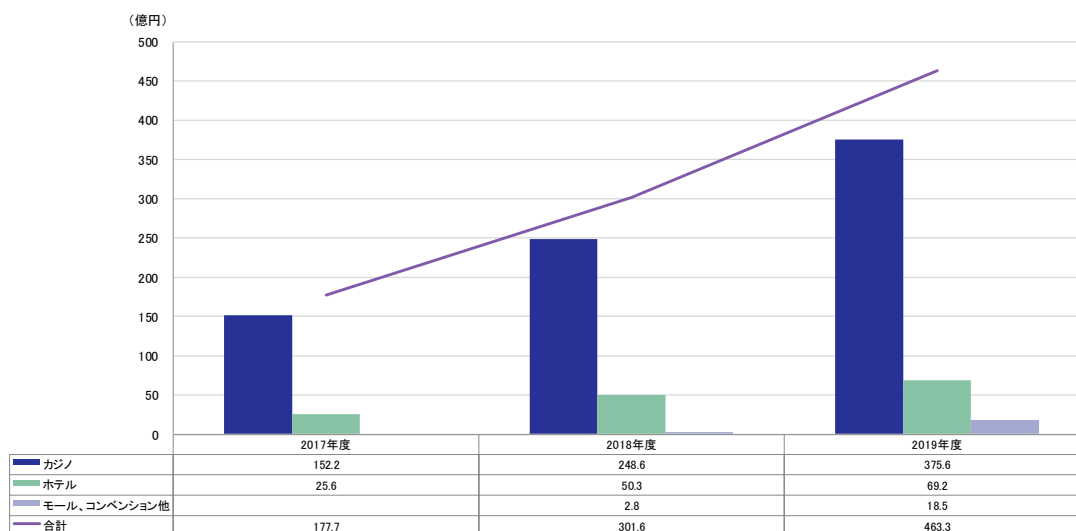
設立年	本社所在地	運営施設数
2004 年	東京都港区	IR・カジノ：1、 リゾート施設：1 (仁川、宮崎県宮崎市)
事業内容		
売上高		3,236.6 億円
事業内容	遊技機事業（ぱちんこ等機器製造）	1,056.5 億円
	エンタテインメントコンテンツ事業	2,080.8 億円
	リゾート事業（カジノ・リゾート施設運営）	99.3 億円
	その他（報告セグメントに含まれていない事業セグメント）	0.01 億円

出典：セガサミーホールディングス社ウェブページよりみずほ総合研究所作成

## 事業別売上等の推移<sup>28</sup>

2018年9月にHotel Paradiseよりグレードの高い客室のArt Paradisoを開業、その後ショッピングモール、コンベンションセンター等が開業しており、IRを構成するカジノ、ホテル、モール・コンベンション他の売上高の増加につながっていると推測される。

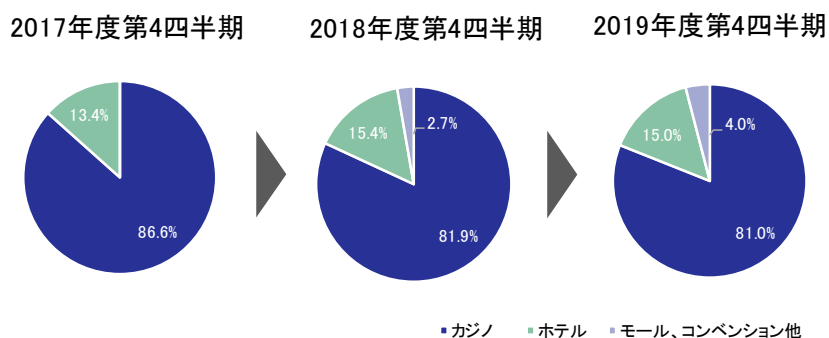
図表 3-29 事業別売上高の推移（2017年度～2019年度）



出典：パラダイス・シティウェブページよりみずほ総合研究所株式会社作成

モール、コンベンション等の開業により、売上高構成におけるカジノ事業が占める比率は低下している。

図表 3-30 各事業の売上高構成の比較



出典：パラダイス・シティウェブページよりみずほ総合研究所株式会社作成

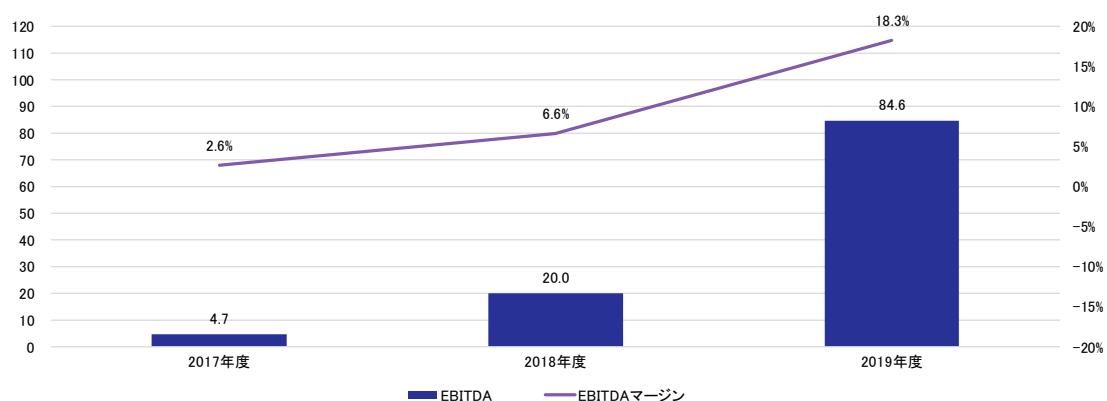
<sup>28</sup> 本項目ではパラダイス・シティウェブページで公表する4半期データを年度ごとに合算した数値を各年度データとしている。尚、同施設は2017年4月開業のため、2017年第1四半期の数値は含めていない。

## 事業採算性

EBITDA は開業当初低く推移していたが、開業 3 年目の 2019 年は、安定的に利益を出している。

また、EBITDA マージンは開業 3 年目には 18% 台まで上昇している。なお、2017 年度の日米欧における上場企業の EBITDA マージンは日本 11.2%、北米（米国・カナダ）15.7%、欧州 15.6%と比較しても、高い水準となっている<sup>29</sup>。

図表 3-31 EBITDA（左軸）及び EBITDA マージン（右軸）の推移

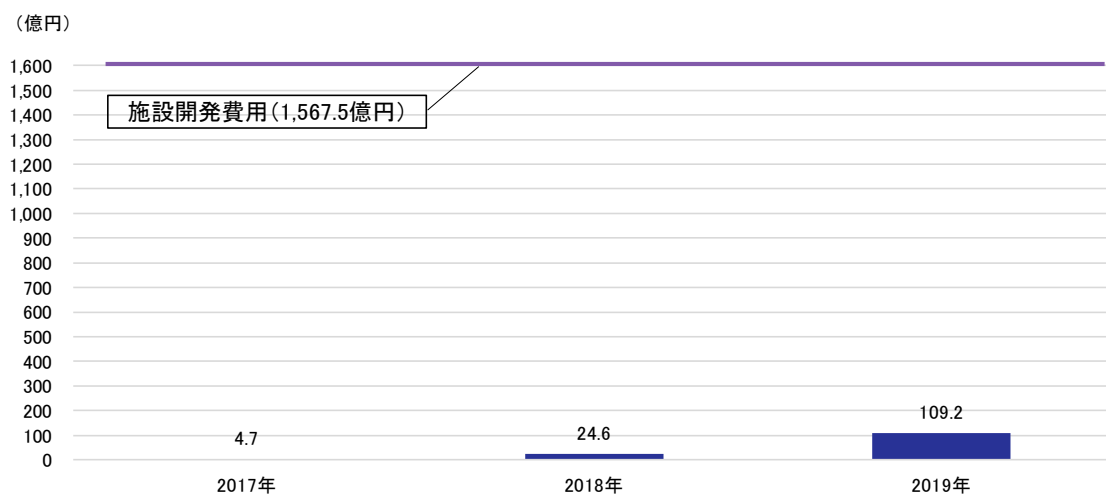


出典：パラダイス・シティウェブページよりみずほ総合研究所作成

開業 2 年目の 2018 年から EBITDA 累計が黒字に転じており、2019 年度の EBITDA 累計は 109.2 億円に達している。ただし、投資開発費用である 1,567.5 億円に達するまでの見通しは不明である。

<sup>29</sup> みずほ銀行「みずほ産業調査/59 2018 No.1」より。

図表 3-32 開発費用及び EBITDA 累積額の推移

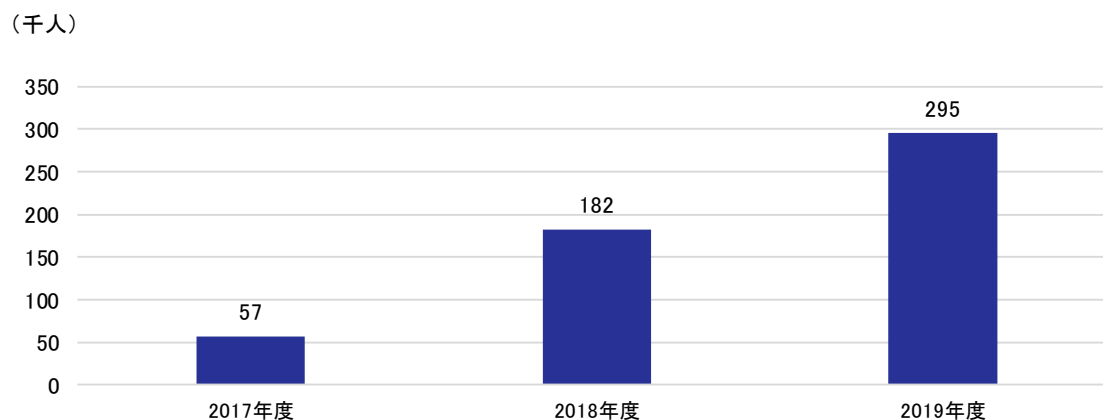


出典：パラダイス・シティウェブページよりみずほ総合研究所株式会社作成

#### 顧客内訳

パラダイス・シティの顧客数は開業した 2017 年度累計 5.7 万人から、2019 年度累計 29.5 万人まで年間約 10 万人程度の増加傾向を示しており、順調に来場者数は増加しているものと考えられる。

図表 3-33 カジノ顧客数の推移（累積）<sup>30</sup>



出典：セガサミーホールディングス Integrated Report2019 よりみずほ総合研究所株式会社作成

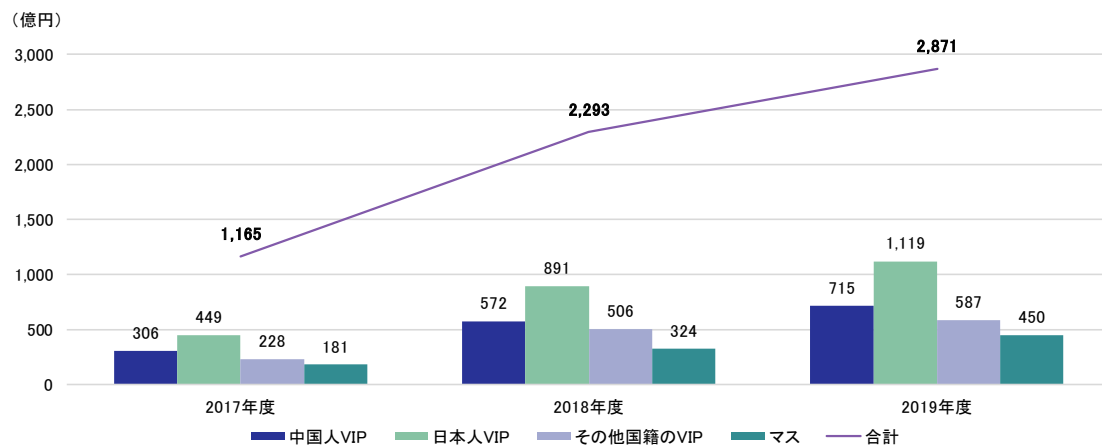
パラダイス・シティでは中国人、日本人 VIP、その他国籍の VIP 及びマス客の 4 つのセグメントに顧客を分類し投入金額（プレイ金額）を公表している。全てのセグメントにおいて増加傾向にある中でも日本人 VIP の投入金額が最も多く、日本国内からカジノ需要を引

<sup>30</sup> パラダイス・シティのカジノ入場には個人情報の登録を必要としており、カジノ顧客数は登録者と推測される。



き付けていると推測される。

図表 3-34 顧客セグメント別の投入金額



出典：パラダイス・シティウェブページよりみずほ総合研究所株式会社作成

2018年9月の新たな施設の追加開業が日本人VIP及びその他国籍のVIPの増加にも寄与していると推測される。ただし、中国人VIPについては、2017年の韓国政府と中国政府の関係緊張による中国人観光客の渡航制限や、2018年以降の米中貿易戦争による中国経済の冷え込み等の影響が一定程度あることが推測される。

### 3.1.4 マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）

#### 開発の背景

マリーナ・ベイ・サンズは、シンガポールのマリーナ地区に建設された IR 施設である。現在のマリーナ地区の大半は、シンガポール中心街に隣接した海辺（マリーナ・ベイ）を 360 ヘクタール埋め立て造成した土地であり、都市再開発庁により開発が進められ、マリーナ・ベイ・サンズのほか、国際金融機関等が多く入居するマリーナ・ベイ金融センター等の複合オフィスビルが立地するビジネス街へと発展している。

2000 年頃から近隣のアジア諸国の観光産業が発展してきたことをはじめ、2002 年から 2003 年にかけて SARS（重症急性呼吸器症候群）流行により観光客数が落ち込んだことに危機意識を強めたシンガポール政府は、カジノについて検討をすすめ、マリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサの IR 施設が 2カ所整備された。

シンガポールでは、事業者はカジノ免許の申請及び更新の際に再投資計画の提出が求められており、2019 年マリーナ・ベイ・サンズの免許更新が認可されたことに伴い、新たな施設整備計画が公表されている。

図表 3-35 シンガポール IR 施設の位置



出典：Google Map よりみずほ総合研究所作成

## 運営施設の概要

シンガポール政府が2006年実施した事業者公募の入札で米国大手ラスベガス・サンズ社 (Las Vegas Sands Corporation) が落札し、2010年に開業したIR施設である。

高さ約200mの3棟のホテルタワーとそれらの屋上を連結して覆うように建設された船状の空中庭園、大型MICE施設、カジノ、ショッピングモール、劇場、博物館などからなる特徴的な外観を持つ。

2019年4月ラスベガス・サンズ社はマリーナ・ベイ・サンズの新たな拡張計画に関してシンガポール政府との合意を発表した。その新たな施設開発としては、既存3棟のホテルタワーの隣地に4棟目となる約1,000室のホテルタワー、15,000席のアリーナ、MICE施設の拡張である。再投資額は約33億米ドル(3,663億円)であり、完成時期は現時点で未定である。

また、非カジノ施設の拡張に伴い、カジノ面積の2,000㎡拡張とゲーミングマシンの1,000台追加、カジノ免許の2030年までの延長がシンガポール政府より認められ、カジノ事業の収益力向上も同時に図られている。

図表 3-36 マリーナ・ベイ・サンズの施設概要 (ネット収益<sup>31</sup>は2018年度)

開業年		運営主体	開発投資額
2010年 (新施設完成時期未定)		マリーナ・ベイ・サンズ社	6,216億円
			再投資額
			3,663億円
施設の概要			ネット収益
施設全体		敷地面積: 155,000m <sup>2</sup> 延床面積: 581,400m <sup>2</sup>	3,407億円
構成施設	カジノ	【2010年開業】 カジノ面積: 15,000m <sup>2</sup>	2,416億円
		【2019年発表の拡張計画】 カジノ面積: 2,000 m <sup>2</sup>	-
	ホテル	【2010年開業】 ホテル: 2,561室	436億円
		【2019年発表の拡張計画】 ラグジュアリー・ホテル: 約1,000室	-
	飲食	レストラン、ナイトライフスポット他	234億円
	モール	リテール約200店、レストラン約60店	199億円
	コンベンション他	【2010年開業】 Sands Expo and Convention Centre	120億円
		【2019年発表の拡張計画】 既存MICE施設の約30%~40%拡張	-
その他	【2010年開業】空中庭園(150mプール含む)、博物館、劇場等 【2019年発表の拡張計画】アリーナ(15,000席)		

出典: ラスベガス・サンズ社 Annual Report、ニュースリリース等よりみずほ総合研究所作成

<sup>31</sup> ネット収益 (Net Revenues) はコンプ (Comp/Complimentary の略) と呼ばれる顧客へのホテル宿泊費や飲食費など無料になるサービスを差し引いた後の売上高を指す。

図表 3-37 IR施設の平面図



出典：ラスベガス・サンズ社公表完成イメージ図を参考にみずほ総合研究所作成

図表 3-38 マリーナ・ベイ・サンズの外観



出典：ラスベガス・サンズ社ウェブページ

図表 3-39 マリーナ・ベイ・サンズの内観（宴会場）



出典：ラスベガス・サンズ社ウェブページ

## 運営事業者の概要

ラスベガス・サンズ社 (Las Vegas Sands) の子会社であるマリーナ・ベイ・サンズ社 (Marina Bay Sands Pte Ltd.) が運営している。

ラスベガス・サンズ社は、米国ラスベガスに本社を置く米国大手 IR 事業者であり、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズのほか、米国のネバダ州ラスベガスで2施設、ペンシルバニア州で1施設、マカオで5施設の3カ国で9施設を運営している。

同社の特徴は、展示会の主催者かつ旅行業者として有名であったシェルドン・アンデルソン氏（現ラスベガス・サンズ社 CEO）が1995年カジノ産業に進出し、カジノとコンベンション等を組み合わせた統合型リゾートのビジネスを展開したことである。

図表 3-40 ラスベガス・サンズ社の概要・売上高（2018年度）

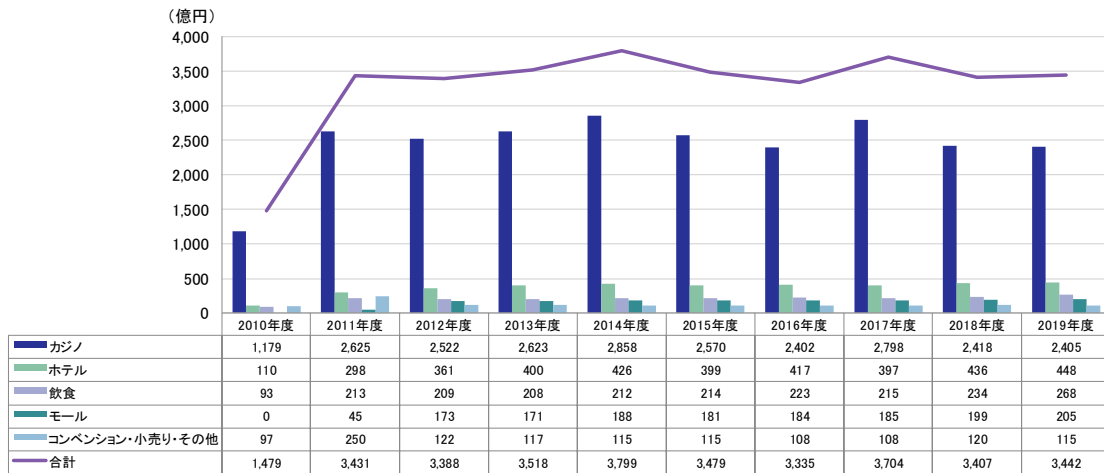
設立年	本社所在地	運営施設数
1988年	米国ネバダ州ラスベガス	IR：9施設・3カ国 米国 ラスベガス2施設 ペンシルバニア州1施設 マカオ5施設 シンガポール1施設
事業内容		
ネット収益		15,239億円
事業内容	カジノ	10,899億円
	ホテル	1,924億円
	飲食	960億円
	ショッピングモール	766億円
	コンベンション他	690億円

出典：ラスベガス・サンズ社 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

### 事業別売上等の推移

施設全体の売上高はカジノ売上高とほぼ同じ推移をたどっており、施設全体におけるカジノの影響は引き続き大きい。高いホテル稼働率と部屋単価の上昇が、2015 年以降復調しているホテル売上高の要因であると考えられる。

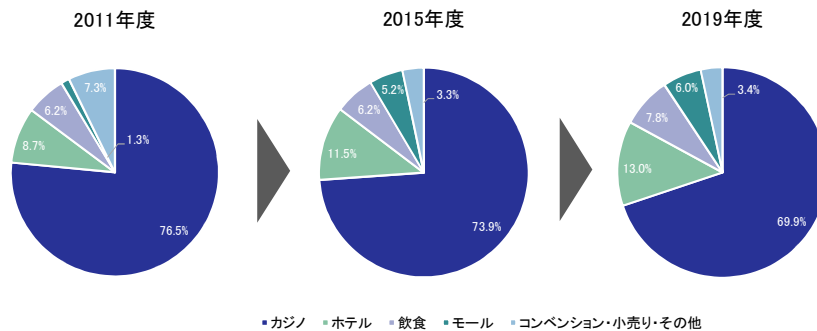
図表 3-41 事業別売上高の推移（2010 年度～2019 年度）<sup>32</sup>



出典：ラスベガス・サンズ社 4 半期 Earnings Release よりみずほ総合研究所作成

カジノ売上高の割合は減少する一方でカジノ以外の事業の割合が増加している。これは施設全体の売上高が横ばいながら、ホテル、飲食、モールの売上高が堅調に成長したことにより、相対的な割合が増えたことが要因であると考えられる。

図表 3-42 各事業の売上高構成の比較（2011 年度、2015 年度、2019 年度）



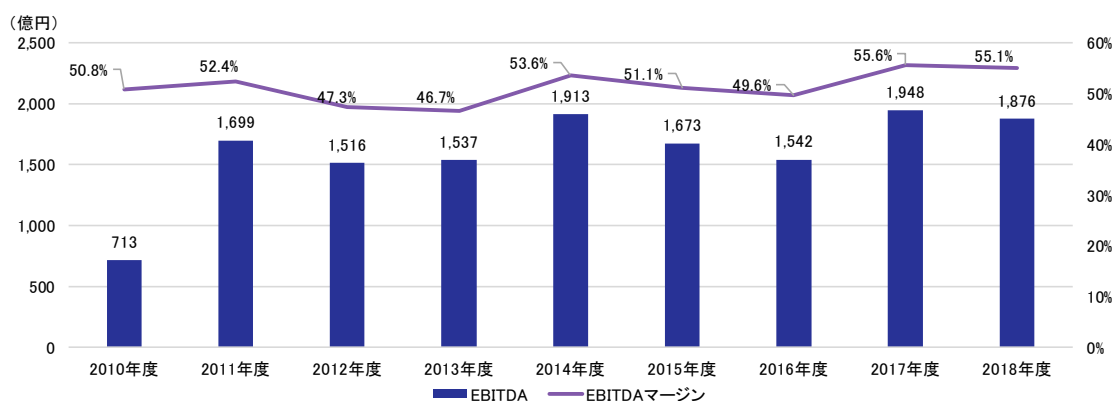
出典：ラスベガス・サンズ社 4 半期 Earnings Release よりみずほ総合研究所作成

<sup>32</sup> この表では、ラスベガス・サンズ社 4 半期 Earnings Release より各事業の売上高を抽出したうえ合算した数値を合計としているが、Promotional Allowance を控除した金額がネット収益となるため、この表でいう合計はネット収益とは同義ではない。

## 事業採算性

利益から採算性を見ると、EBITDA は 2014 年以降 2 年間下落したものの、2017 年以降は復調しており安定的に利益を出している。EBITDA マージンは開業以来 46%～56%で推移し、シンガポール証券取引所に上場する大手企業の通信企業シンガポールテレコム<sup>33</sup>の 27%や農業ビジネス企業ウィルマー<sup>34</sup>の 7%と比較しても収益率が高い。

図表 3-43 EBITDA（左軸）及び EBITDA マージン（右軸）の推移

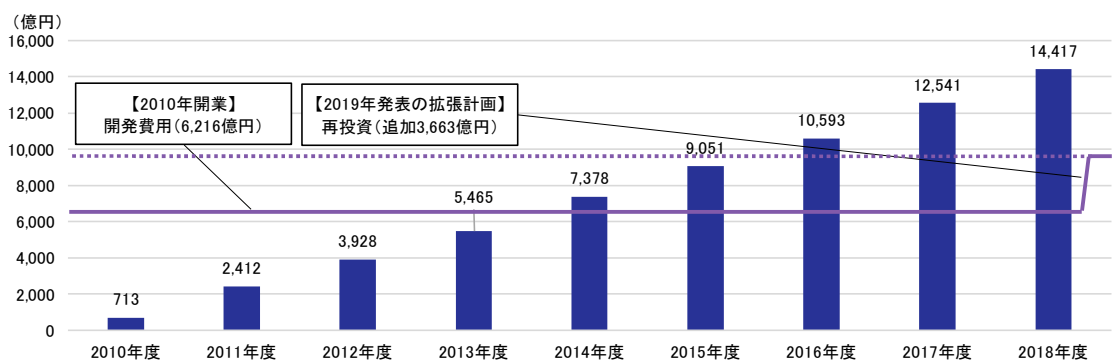


出典：ラスベガス・サンズ社 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

投資回収から採算性を見ると、開業 5 年目に EBITDA 累計額が開発費用を上回っており、2019 年発表の拡張計画の再投資額を加えても開業 7 年目に既に上回っている。

日本のビジネスホテル事業では 10 年～15 年が返済期間であるのと比較し収益性は高いと推測される<sup>34</sup>。

図表 3-44 開発費用及び EBITDA 累積額の推移



出典：ラスベガス・サンズ社 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

<sup>33</sup> 両社 Annual Report より 2018 年度の EBITDA マージンを計算。両社はシンガポール証券取引所の上場企業のうち金融業を除くと時価総額第 1 位、2 位である（2020 年 2 月時点）。

<sup>34</sup> 第 13 次業種別審査辞典「第 9 巻 9046 ビジネスホテル」一般社団法人 金融財政事情研究会



### 3.1.5 サンテック（シンガポール）

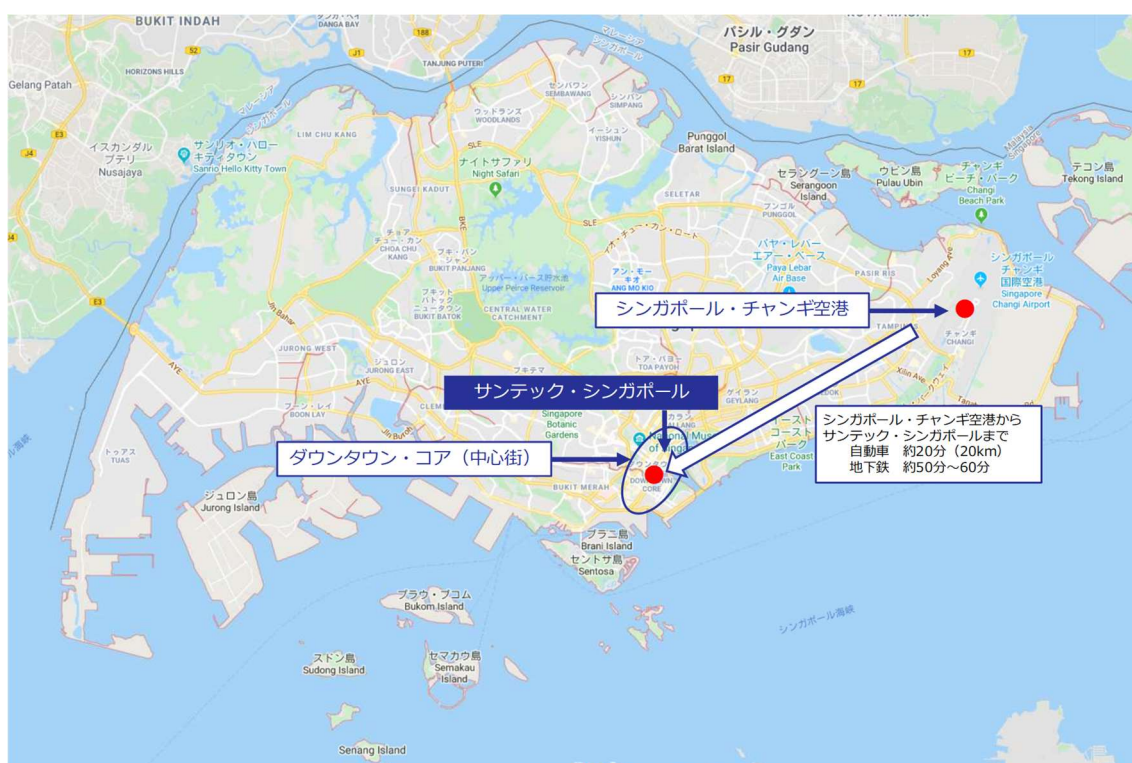
#### 開発の背景

サンテック・シンガポールはシンガポールの中心街にあるマリーナ地区に位置する MICE 施設であり、ショッピングモールのサンテック・シティモール及び 5 つのオフィスタワーとともに、統合型ビジネスシティであるサンテック・シティを構成している。

サンテック・シティが整備された 11.7 ヘクタールの建設用地は、元々は埋め立てして造成された土地である。1988 年に、都市再開発庁により、民間事業者であるサンテック・シティ・デベロップメント社（Suntec City Development Pte. Ltd.）へ売却されてから開発が始まった。開発当初より、東南アジア最大の MICE 施設かつシンガポール最大のエンターテイメント兼ショッピングモールを目指しており、1994 年から完成した施設から順次開業され、1997 年に MICE 施設、ショッピングモール、オフィスタワーが全面開業した。

また、2012 年から 2015 年にかけてサンテック・シティの再開発が実施された。サンテック・シンガポールにおいても、2012 年 10 月から 2013 年 6 月まで 184 百万シンガポールドル（149 億円）を再投資して、一部 MICE フロアを飲食及びショッピングモールへ転換した。また、ロビーへの大型スクリーンの設置等が行われた。

図表 3-45 サンテック・シンガポールの位置



出典：Google Map よりみずほ総合研究所作成

## 運営施設の概要

1997年に開業したサンテック・シンガポールの主な施設構成は、3階全フロアが会議室、また4階が展示スペース、6階が着座式会食も可能な会議スペースとなっている。

また、1階ロビーの壁には664枚もの55インチ液晶ディスプレイが縦15メートル、横64メートルにわたって設置されているほか、2階に小規模なホール、地下には3,100台分の駐車スペースがあるほか、1階及び2階の一部は飲食及びショッピングモールのスペースとなっている。

図表 3-46 サンテック・シンガポールの施設概要（2018年）

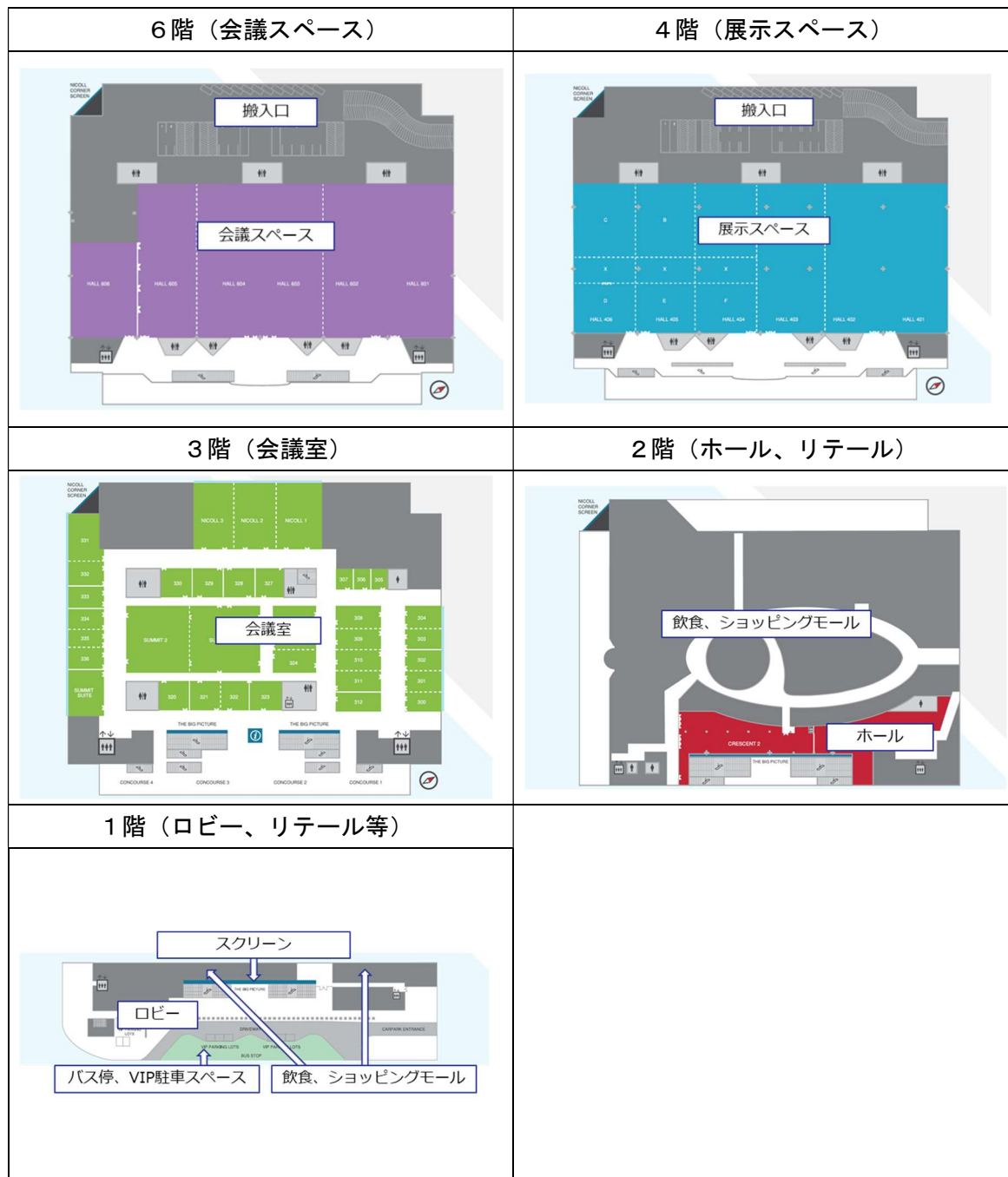
開業年		運営主体	開発投資額 <sup>35</sup>
1997年		サンテック不動産投資信託 (サンテック・シンガポール株式 60.8%保有)	1,863億円
			再投資額 149億円
施設の概要			売上高（総収入） <sup>36</sup>
施設全体		延床面積：42,000㎡	73億円
構成割合	コンベンション	【地下：駐車場】 駐車スペース：3,100台 【1階：ロビー】 バス停、VIP駐車場等あり 【2階：ホール】 延床面積：1,971㎡ 【3階：会議室】 会議室数：最大36部屋 ※可動仕切り壁で部屋面積変更可 【4階：展示スペース】 延床面積：12,000㎡ ※可動仕切り壁で1～8区画変更可 【6階：会議スペース】 延床面積：10,000㎡ ※可動仕切り壁で2～4区画変更可	57億円
	リテール	【1階：飲食、ショッピングモール】 【2階：飲食、ショッピングモール】	56億円
備考	隣接するサンテック・シティのほか、周辺にホテルが立地している		

出典：サンテック・シンガポールウェブページよりみずほ総合研究所作成

<sup>35</sup> 表の開発投資額はサンテック・シティ全体の開発投資額を記載

<sup>36</sup> 売上高（総収入）はサンテック投資信託が保有する60.8%分から得る収入額を示している。

図表 3-47 サンテック・シンガポールの見取り図（5階は存在しない）



出典：サンテック・シンガポールウェブページを基によりみずほ総合研究所作成

図表 3-48 サンテック・シンガポールの外観



出典：シンガポール政府観光局ウェブページ

図表 3-49 サンテック・シンガポールの内観（1階ロビー）



出典：シンガポール政府観光局ウェブページ

### 運営事業者の概要

サンテック不動産投資信託（Suntec Real Estate Investment Trust）がサンテック・シンガポールの60.8%の株式を保有している。

サンテック不動産投資信託はシンガポールにおいて4つ、豪州において2つの不動産を保有しており、サンテック・シンガポールを以外の5施設は複合オフィスビルである。同投資信託では、これら資産からの不動産収入を収益源に、不動産投資信託の投資主に利益分配をしている。

図表 3-50 サンテック不動産投資信託の概要（2018年）

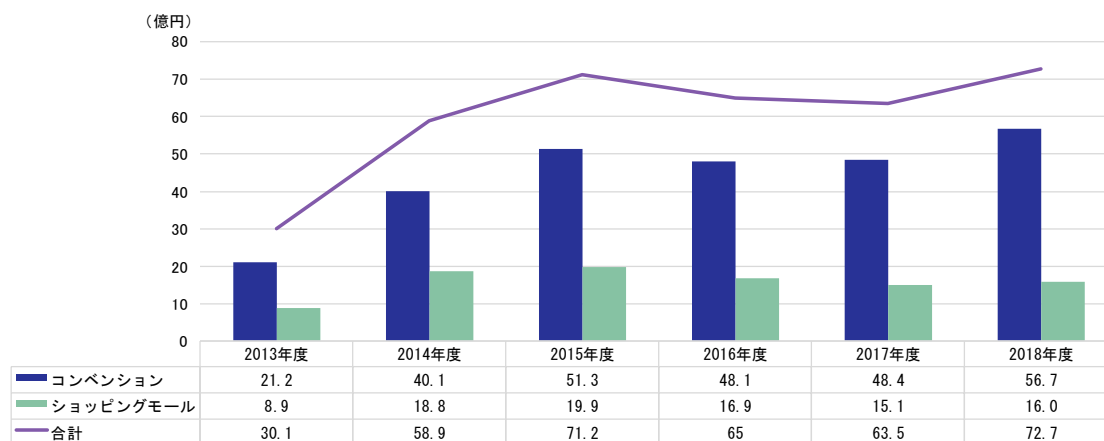
設立年	本社所在地	運営施設数 (ポートフォリオ)
2004年	シンガポール	シンガポール：4軒 豪州：2軒
事業内容		
売上高（総収入）		294億円
事業内容	オフィス	138億円
	リテール	100億円
	コンベンション	56億円

出典：サンテック不動産投資信託 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

### 事業別売上高等の推移

2013年は6月まで再開発をしていたため、同年売上高は2014年の約半分に留まっているものの、コンベンション売上高及びショッピングモール売上高とも増加している。

図表 3-51 事業別売上高の推移

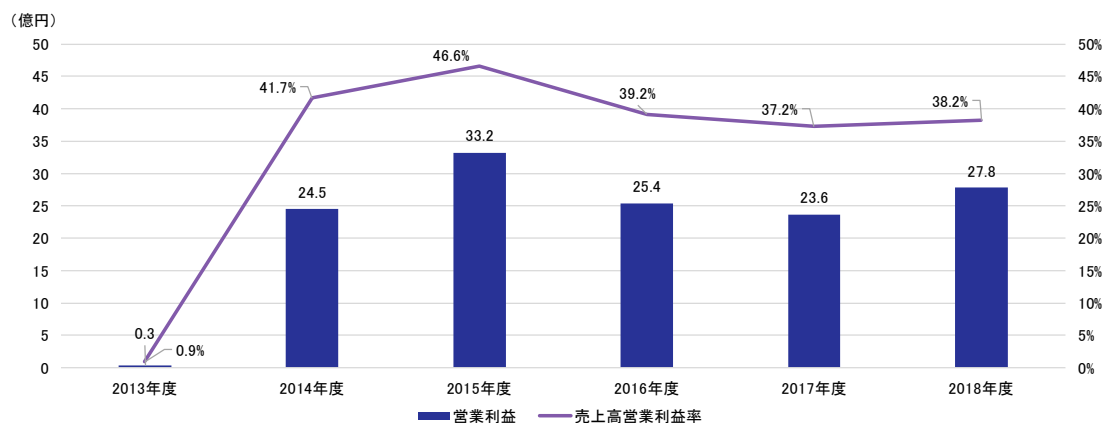


出典：サンテック不動産投資信託 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

## 事業採算性

2013年度は6月まで再開発をしていたことから、売上高が低いながら人件費等の営業支出が生じ、低い営業利益となっていると推測される。ただし、翌年2014年から安定して営業利益を出しているうえ、売上高営業利益率は40%前後で推移しており、極めて収益性は高いと考えられる。

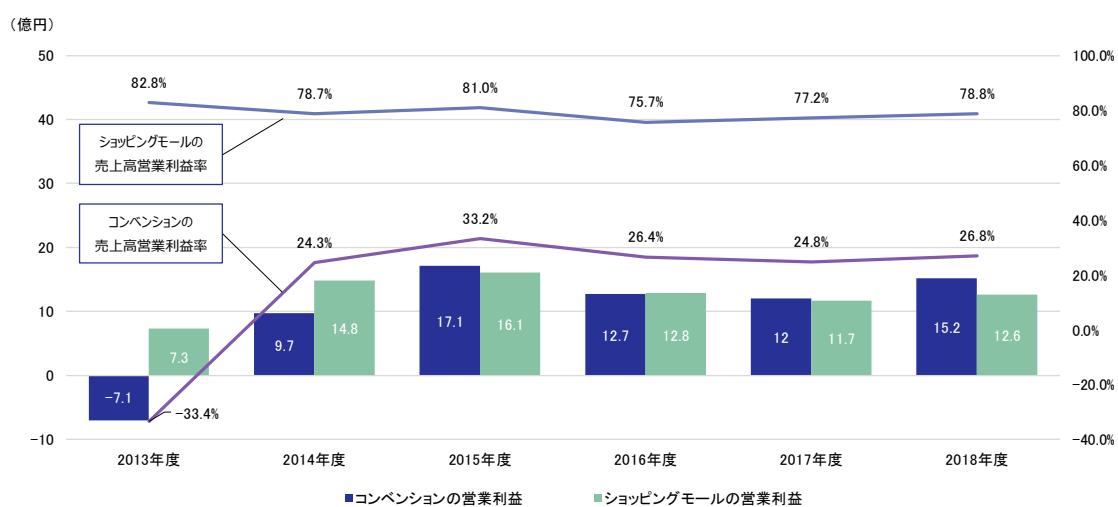
図表 3-52 営業利益（左軸）及び売上高利益率（右軸）の推移



出典:サンテック不動産投資信託 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

事業別に見ると、2014年以降のコンベンション及びショッピングモールの営業収益はほぼ同じであるものの、売上高営業利益率ではコンベンションは約25%~30%であるのに対して、ショッピングモールは80%前後であり、全体の収益性を押し上げている。

図表 3-53 事業別営業利益（左軸）及び事業別売上高利益率（右軸）の推移



出典:サンテック不動産投資信託 Annual Report よりみずほ総合研究所作成

## 3.2 調査分析対象施設を取り巻く環境の変化

### 3.2.1 ロンドン

#### ロンドンの観光戦略

ロンドン市は観光客誘致戦略（Visitor Destination Strategy）を策定している。最新の2019-2023年版では、国内を外国人旅行者（外国観光客）、ロンドン市内外からの日帰り家族客（国内家族客）、ロンドン在住の子連れでない客（ローカル客）、ビジネス出張者（ビジネス客）の4つに分類し、各客層に合ったマーケティング戦略を描いている。

マーケティング戦略では、ロンドン市の強みであるブランド力の向上、観光施設や既存イベントの集客強化、旺盛なビジネス需要の促進など、既存の都市が持つ強みを更に高めていくことを今後の取るべき戦略としている。

観光客誘致戦略には、特にIRないしカジノに特定した記述はないものの、ナイトエコノミーの推進や、大企業主催会議の誘致において活用されることが予測される。また同戦略では特に中国人観光客の増加を見込んでおり、カジノへの集客効果も考えられる。

図表 3-54 ロンドン観光客誘致戦略 2019-2023 年版のマーケティング戦略（一部抜粋）

取組	具体的な施策	ターゲット層			
		外国人旅行者	国内家族客	ローカル客	ビジネス客
アイデンティティ・ブランドづくり	シティプロモーション、SNS等を活用した宣伝活動	○	○	○	○
観光需要の平準化	平日から週末への需要誘導、ツアー客の呼び込み	○	○	○	
ビジネス需要の創出	滞在日数の増加、リピート率向上				○
既存施設・イベントの魅力向上	美術イベントの発信、スポーツ大会の誘致	○	○	○	

出典：ロンドン市観光客誘致戦略 2019-2023 年度版よりみずほ総合研究所作成

#### 英国のカジノ市場

英国では会員制カジノをはじめとした様々なカジノが運営されていたが、2000年代の労働党政権はカジノ整備を推進し、国内に大型カジノ（ラージカジノ）8カ所並びに小型カジノ（スモールカジノ）8カ所の免許を交付する方針が掲げられた。

2011年に開業したアスパーズ・ストラットフォードもこのときに免許が交付された大型カジノのひとつである。現在まで、大型カジノは英国内の各地で整備が進む一方、なかには計画中止や計画段階に留まっているものもある。

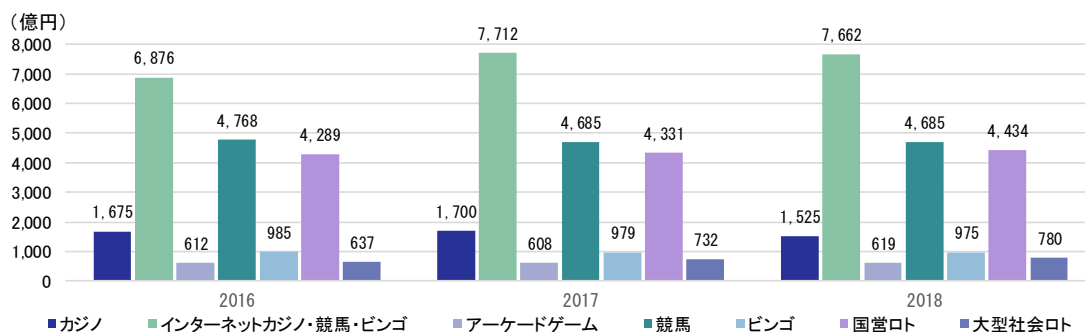
図表 3-55 英国 大規模カジノ（ラージカジノ）の位置



出典：BBC News を基にみずほ総合研究所作成<sup>37</sup>

イギリスのゲーミング委員会の統計によると、2017年度から2018年度にかけて英国内のカジノ売上高は減少している。インターネットでのカジノ等のギャンブル、競馬、国営ロトの売上高はカジノを上回っている。また、カジノ免許数は2017年3月の149件から2018年9月には152件に増加しており、カジノあたりの売上高は減少していると考えられる。

図表 3-56 英国 各ギャンブルの売上高の推移



出典：英国ゲーミング委員会 Annual Report を基にみずほ総合研究所作成

<sup>37</sup> BBC News 「What happened to the new wave of 'large' casinos?」 November 9, 2015



### 3.2.2 ニューヨークシティ

#### ニューヨークシティの観光戦略

ニューヨークシティ(ニューヨーク市)の観光戦略は、同市のDMO(Destination Management Organization)でありコンベンション&ビジターズビューローであるNYC アンド・カンパニー(NYC & Company)が、博物館をはじめとした市内の施設や機関と連携し誘致活動を実施している。

NYC & Companyの2018年事業報告書(Annual Report)において、MICE需要の呼び込み、メディア戦略、家族連れ旅行者や富裕層への働きかけなどの取り組むべき事業展開が示されている。

この事業報告書には、IRやカジノを含めて特定の事業者及び施設について記載はないが、MICEの開催や富裕層旅行の呼び込みなどの観光客誘致戦略において、ニューヨークシティにおけるIR施設の役割は重要になると考えられる。

図表 3-57 NYC アンド・カンパニーのマーケティング戦略(一部抜粋)

取組	具体的な施策
ミーティングプランナーとの関係構築	ミーティングプランナーに対する情報発信、営業活動の強化
旅行業者との関係強化	ツアー業者、旅行代理店、オンライン旅行ガイド、インフルエンサーへの働きかけを強化
メディアとの関係構築	メディアを通じてニューヨークが安全で魅力ある都市であることをPR
家族旅行者の惹きつけ	アニメキャラクターを観光大使に起用
富裕層旅行の誘致強化	富裕層旅行の国際商談会(ILTM)等での営業活動を強化

出典：NYC アンド・カンパニーAnnual Report2018 よりみずほ総合研究所作成

#### ニューヨークのカジノ市場

ニューヨーク州では2000年後半からIR・カジノの整備に取り組んでおり、リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティやエンパイア・シティ・カジノなど競馬場内の既存ビデオゲーミング施設を拡張する手法と、新たにIR施設を開発整備する手法が取られ、現在はテーブルゲーム等も行えるカジノを営業するIR施設が4か所開業している。

それまで、ニューヨークシティから約200キロ南にあるニュージャージー州アトランティックシティに多くのカジノが立ち並び、ニューヨークシティを含めた米国東海岸からのカジノ客の需要を引き受けていた。

1990年にはいると、ニューヨーク州東隣コネチカット州においてインディアンカジノ<sup>38</sup>のフォックスウッドやモヒガン・サンが大規模IR施設を建設、2000年代にはIR施設がもた

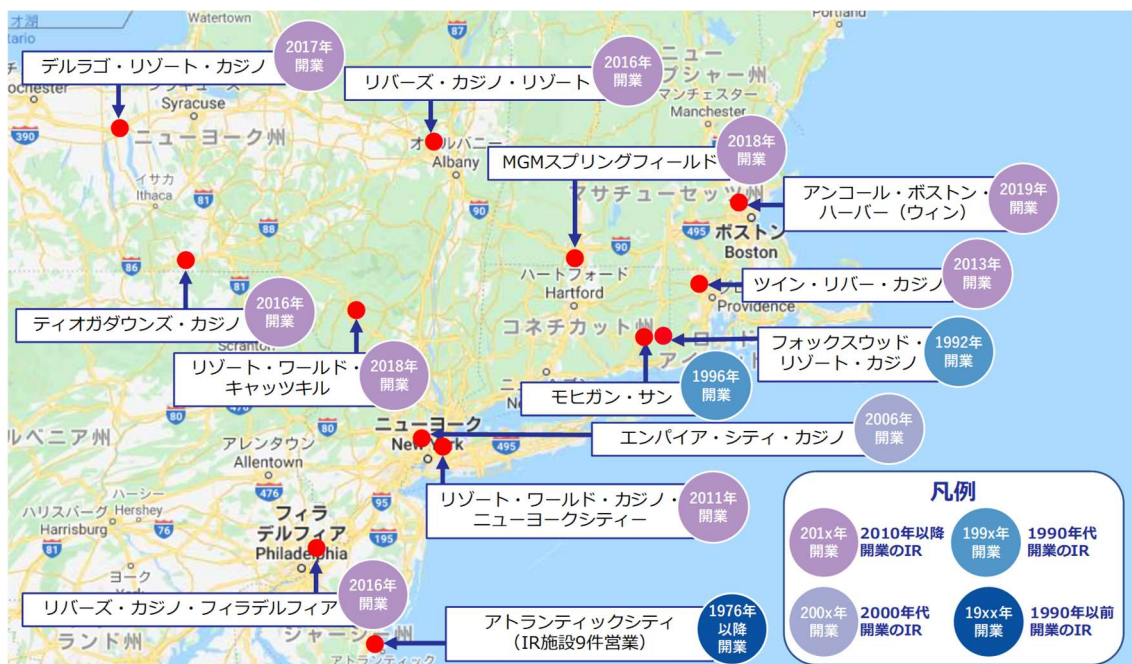
<sup>38</sup> インディアンカジノとはアメリカ先住民の居留地で運営されるカジノであり、連邦議会が制定したインディアン賭博規制法により規制される。

らす経済効果に注目したロードアイランド州、マサチューセッツ州、そしてニューヨーク州がカジノ合法化を行い、東海岸一帯において次々と IR 施設が整備された。

しかし、ニューヨークシティの約 130 キロ北西にあるリゾート・ワールド・キャッツキルの経営不振をはじめ、現地報道によると州内 4 カ所の IR 施設の売上は開業前の予測を下回る状態が続いている。多数の IR 施設が短期間のうちに整備されたことにより市場が飽和状態にあるとされており、米国東海岸一帯において短期的には新たな大規模開発は行われないと予想される<sup>39</sup>。

ただし、ニューヨーク州内各地に整備された地元住民をターゲット層とする IR 施設と異なり、リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティのように大多数の外国人観光客の需要があるグローバル都市にある IR 施設は、より多くの外国人観光客を取り込むことに重点をおいた事業戦略を取ると考えられる。

図表 3-58 米国東海岸 主要な IR・カジノの位置



出典：Google Map よりみずほ総合研究所作成

<sup>39</sup> The New York Times 「Why a \$1.2 Billion Gambling Mecca Has Fallen on Hard Times」 August 16, 2019

### 3.2.3 仁川

#### 韓国の観光戦略

韓国政府が2019年4月2日に発表した観光戦略では、大都市だけでなく地方都市にも観光客を分散させる戦略をとり、政府が選定をする国際観光都市3カ所及び観光拠点都市4カ所を育成するとしている。

2020年1月、文化体育観光部（省に相当）は、国際観光都市として既に選定済みのソウル、済州島に加えて釜山広域市を選定し、また観光拠点都市として江原道江陵市、全羅北道全州市、全羅南道木浦市、慶尚北道安東市を選定した。

国際観光都市の選定において仁川広域市は不選定であったが、この観光戦略を決定した会議の冒頭挨拶において、文大統領は仁川国際空港周辺におけるIR開発を含めたMICE産業振興の取組を高く評価しており<sup>40</sup>、引き続き韓国の観光戦略においてIRは重要な役割を果たして行くと考えられる。

図表 3-59 韓国 観光戦略における「国際観光都市」及び「観光拠点都市」の選定状況

カテゴリー	選定数	選定都市
国際観光都市	3	ソウル、済州島、釜山
観光拠点都市	4	江原道江陵市、全羅北道全州市、全羅南道木浦市、慶尚北道安東市

出所：聯合ニュース、中央日報よりみずほ総合研究所作成

#### 韓国・仁川のカジノ市場

韓国では仁川国際空港が立地する仁川広域市が推進する永宗島複合リゾートクラスター事業に沿って、既に開業済みのパラダイス・シティに加えて、米国IR事業者によるIR開発計画が2件ある。

米国大手IR事業者のシーザーズ・エンターテイメント社により、仁川国際空港のある永宗島北東部にIR施設シーザーズ・コリアが2021年に開業予定である。なお、同社は過去に日本への進出に関心を示していたが、2019年8月日本市場から撤退を表明している<sup>41</sup>。

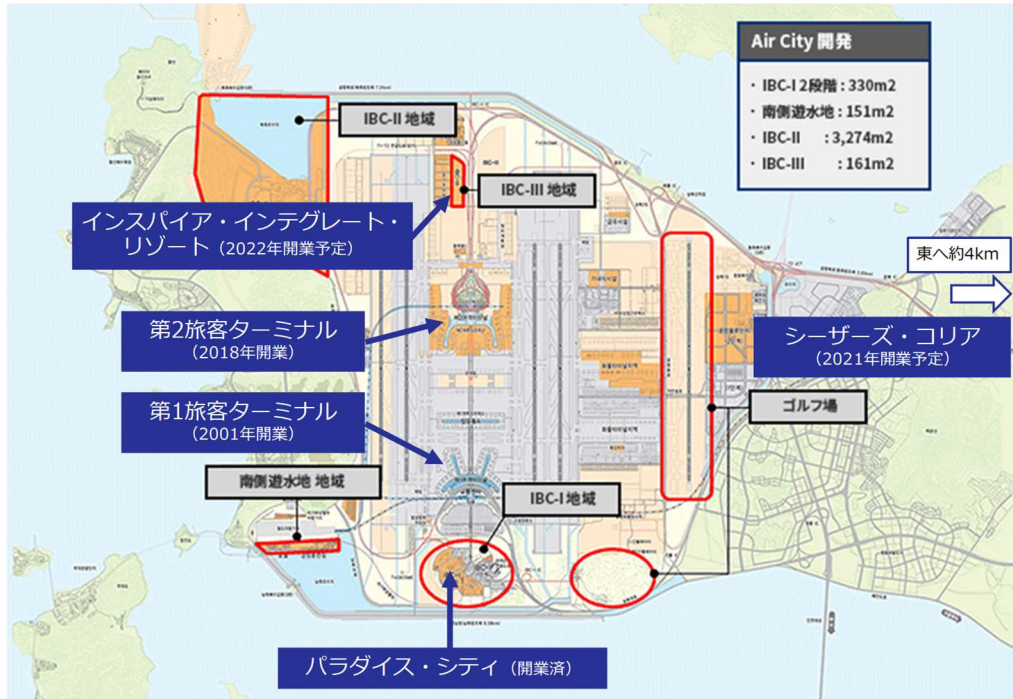
また、米国のインディアンカジノ事業者であるモヒガン・ゲーミング・アンド・エンターテイメントが韓国に進出する計画を表明。同社が運営するIR施設のインスパイアインテグレート・リゾートは、仁川空港IBC-III地域に2022年開業である。また2022年開業以後、米国映画大手のパラマウント・ピクチャーズ・コーポレーションと提携して整備する併設テーマパークを2025年開業予定である<sup>42</sup>。

<sup>40</sup> 青瓦台HP URL：<https://english1.president.go.kr/BriefingSpeeches/Speeches/562>

<sup>41</sup> 日本経済新聞「米IR大手シーザーズ、日本撤退表明」（2019年8月29日）  
URL：<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ049151220Z20C19A8000000/>

<sup>42</sup> The Korea Times “Mega integrated resort ‘Inspire’ to open in Incheon in 2022” November 14, 2019  
URL：[https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2019/11/281\\_278685.html](https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2019/11/281_278685.html)

図表 3-60 仁川国際空港周辺の IR 施設整備予定地



出典：仁川国際空港公社データを基にみずほ総合研究所作成

図表 3-61 仁川国際空港近辺で開業予定の IR 施設の概要

	シーザーズ・コリア	インスパイアインテグレート・リゾート
開発地域	ミダンシティ (仁川国際空港から東へ約 4 キロ)	仁川国際空港 IBC-III
開業年	(2021 年開業予定)	(2022 年開業予定)
投資額	約 800 億円	約 1,800 億円
規模	38,365 m <sup>2</sup>	1,057,710 m <sup>2</sup>
構成施設	ホテル：720 客室 外国人専用カジノ、コンベンションセンター、ショッピングセンター	ホテル：1,350 客室 外国人専用カジノ、コンベンションセンター、コンサートホール、テーマパーク、エンターテインメント施設
イメージ		

出典：仁川自由経済区域庁ウェブページを基にみずほ総合研究所株式会社作成

### 3.2.4 シンガポール

#### シンガポールの観光戦略

シンガポール政府観光局（Singapore Tourism Board）は中期計画にあたる観光マーケティング戦略を策定している。最新版の 2016-2020 年版では、シンガポールのファンを増やし、来訪者の観光体験や情報を口コミで広げていくことを戦略としている。

また、観光マーケティング戦略では、アジア地域における競合施設として、上海ディズニーリゾート、マレーシアの 20 世紀フォックス・ワールド・ゲンティン、名古屋のレゴランドを挙げている。シンガポールとして、既存 2 か所ある IR 施設への再投資による施設拡張などを通じて、アジア地域での観客誘致競争において優位性を保つとしている。

図表 3-62 シンガポール 観光マーケティング戦略 2016-2020 年版の概要

取組	具体的な施策
観光誘致目的に限定しないブランディングづくり	観光客誘致だけでなく、シンガポールの素晴らしさやブランドを伝える世界的なキャンペーンを実施
ターゲット客層の絞り込み	ミレニアル世代、子供連れファミリー世代、アクティブシニア世代、ビジネス出張客の 4 セグメント別にバランスの取れた誘致をする。
的確な情報提供	観光情報やコンテンツを、的確な客層にむけて、的確なタイミングで提供することで口コミ効果の最大化を図る。

出典：シンガポール政府観光局観光マーケティング戦略 2016-2020 年版よりみずほ総合研究所作成

#### シンガポールのカジノ市場

##### ・ IR 施設への再投資

2019 年 4 月、シンガポール政府は国内 2 か所ある IR 施設における投資計画を公表した。

貿易産業省、財務省、内務省及び社会家族発展省の共同プレスリリースにて発表された主な内容は、マリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサへの IR 施設への再投資、両施設への 2030 年までの独占的なカジノ免許の期限延長、またシンガポールにおけるカジノ入場料の値上げ及びカジノ関連税制の改正である。

シンガポールではカジノ免許交付及び更新の条件として、IR 施設への再投資計画の審査及び評価を受けることを要件としている。

2019 年 4 月の発表では、両 IR 施設においてエンターテインメントやホテル、MICE 等の非カジノ施設の拡張の詳細計画を公表しており、合計で約 7,300 億円の投資規模となる。

また、シンガポール政府は収益力の高いカジノ施設についてもカジノ面積の拡張、またオプションとしてゲーミングマシンの追加設置が認められた。なお、この計画により、シンガポールの IR 施設における延床面積に対するカジノ面積の割合については、上述の非カジノ施設の拡張により、従来の 3.1%から 2.3%に減少するとされている。

図表 3-63 シンガポール IR 施設への再投資計画の概要

		マリーナ・ベイ・サンズ	リゾート・ワールド・セントーサ
開発地域		マリーナ・ベイ地区	セントーサ島
投資額		3,663 億円	3,645 億円
拡張計画	非カジノ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15,000 席のアリーナ</li> <li>・ 1,000 室の全室スイートルームのホテルタワー</li> <li>・ MICE 施設の拡張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサル・スタジオ・シンガポールの拡張（ミニオン・パークとスーパー・ニンテンドー・ワールドの新設）</li> <li>・ 海洋博物館</li> <li>・ 2 つのホテル</li> <li>・ 自動運転交通システム</li> </ul>
	カジノ施設	延床面積 2,000 m <sup>2</sup> の拡張 ゲーミングマシン 1,000 台の追加	延床面積 500 m <sup>2</sup> の拡張 ゲーミングマシン 1,000 台の追加
イメージ		 <p>ラスベガス・サンズ社プレスリリースより</p>	 <p>ゲンティン・シンガポール社プレスリリースより</p>

出典：シンガポール政府プレスリリースよりみずほ総合研究所作成

・カジノ免許の更新

事業者による IR 施設への再投資計画の発表に合わせ、シンガポール政府は、国内の 2 つの IR 施設に対する独占的なカジノ免許の期限を 2030 年まで延長することを発表した。

シンガポールでは IR 開業当初より、事業者に対して 2 カ所以上のカジノ免許を交付しない独占保証を与えており、この保証の延長にあたっては事業者による再投資を前提としている。事業者は独占保証を受けることにより、カジノの高い収益性を担保して更に収益の一部を再投資に循環することができる。

両 IR 事業者は、それぞれ今後 10 年間の運営を見据え非カジノ施設の拡張を行うことにより、結果としてアジア地域におけるシンガポールの競争優位性が保たれることになる。

・カジノ入場料の値上げ

シンガポールではカジノ入場料はその全額を社会福祉施策の財源に充当されることとしており、ギャンブル依存症対策の財源にもなっている。

ギャンブル依存症対策についても、依存症の割合が IR 開業年の 2.6%から 2017 年には 0.9%に減少したとしつつ、更なる対策として、シンガポール国民のカジノ入場料の 100 シンガポールドル (8,100 円) から 150 シンガポールドル (12,150 円) への 50%引き上げと、IR 事業者との共同研究が発表された。また、今後はカジノ入場者の自己申告に基づきプレイ金額やプレイ時間の制限するシステムを広げていくこととしている。

・カジノ関連税制の改正

事業者のカジノ収益に対するカジノ税率について、2022年3月より以下のとおり引き上げられることとなった。現行のVIPとマスの2つの客層別売上に対する固定された課税率であったものが、2022年以降は更にGGR<sup>43</sup>の額に応じて2段階の累進課税が導入され計4つの課税率が定められることになる。

カジノ税率引き上げの背景には、シンガポール政府による更なるカジノ事業の抑制と非カジノ事業の成長を促す目的があると推測される。

また、本投資計画に基づく非カジノ施設への投資が満たされない場合、カジノ事業の売上高の如何を問わず、最高税率であるVIP12%及びマス22%が課されることとしている。

図表 3-64 シンガポール カジノ関連税制の改正の概要

	変更前	変更後
VIP	GGR に対して 5%	24 億シンガポールドルまでの GGR に対して 8%
		24 億シンガポールドルを超える GGR に対して 12%
マス	GGR に対して 15%	31 億シンガポールドルまでの GGR に対して 18%
		31 億シンガポールドルを超える GGR に対して 22%

出典：シンガポール政府プレスリリースよりみずほ総合研究所作成

<sup>43</sup> GGR とは Gross Gaming Revenues の略でゲーミング総粗利益とも呼称され、カジノ税の課税標準としても用いられる。国・地域により算定方法は異なり、基本的には「賭け金総額+顧客同士のゲームからの収入-顧客への払戻金」を指すが、シンガポールではこれに「ゲームに課される付加価値税額」を差し引いた後の利益を指す。

## 目録

引用文献、ウェブページ等

### 第2章 国内のギャンブル等依存症に関する調査

#### 2.1 国内ギャンブル等の概要

##### 2.1.1 競馬

農林水産省畜産部ウェブページ

URL: <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/>

日本中央競馬会ウェブページ

URL: <http://www.jra.go.jp/>

地方競馬全国協会ウェブページ

URL: <http://www.keiba.go.jp/>

##### 2.1.2 競輪

公益財団法人 JKA ウェブページ

URL: <https://www.keirin-autorace.or.jp/>

公益社団法人全国競輪施行者協議会ウェブページ

URL: <http://www.zenrin.or.jp/>

経済産業省製造産業局車両室「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」

URL: [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo\\_sangyo/sharyo\\_kyogi/pdf/013\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/sharyo_kyogi/pdf/013_01_00.pdf)

##### 2.1.3 競艇

国土交通省海事レポート 2019

URL: [http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk1\\_000083.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk1_000083.html)

一般社団法人全国モーターボート施行者協議会ウェブページ

URL: <https://www.motorboatracetracing-association.jp>

##### 2.1.4 オートレース

公益財団法人 JKA ウェブページ（再掲）

URL: <https://www.keirin-autorace.or.jp/>

##### 2.1.5 ぱちんこ

警察庁「生活安全の確保に関する統計等 風俗関係事犯」

URL: <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/fuuzoku.html>

一般社団法人日本遊技関連事業協会ウェブページ

URL: <http://www.nichiyukyo.or.jp/>

全日本遊技事業協同組合連合会ウェブページ

URL: <http://www.zennichiyuren.or.jp/>

公益財団法人日本生産性本部「2019 レジャー白書」



## 2.2 国内ギャンブル等依存症の実態

厚生労働省ウェブページ「依存症についてもっと知りたい方へ」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149274.html>

国立病院機構久里浜医療センター「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ）」

厚生労働科学研究成果データベース

URL: <https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

関西学院大学心理科学研究

## 2.3 国内ギャンブル等依存症への取組

### 2.3.1 国の取組

ギャンブル等依存症対策推進本部ウェブページ

URL: [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou\\_izonsho/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/)

消費者庁「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」

URL: [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_012/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

内閣官房特定複合観光施設区域整備推進本部「関係法令一覧」

URL: [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir\\_promotion/kankeihourei/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/kankeihourei/index.html)

参議院内閣調査委員会調査室「特定複合勧告施設区域整備法案に関する国会における議論」

URL: [https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2018pdf/20181101003.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2018pdf/20181101003.pdf)

### 2.3.2 自治体の取組事例及び実績

島根県ウェブサイト「依存症 ギャンブル等依存症」

URL: [https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kokoro\\_kenko/seisinn\\_soudann\\_annai/izonnnyou.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kokoro_kenko/seisinn_soudann_annai/izonnnyou.html)

島根県「支援プログラムを活用したギャンブル等依存症支援の取組」

URL: [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou\\_izonsho/setsumeikai/dai1/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/setsumeikai/dai1/index.html)

長野県ウェブサイト

URL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/heisetsu/addiction/index.html>

長野県「行政が主導した自助組織の立ち上げ」

URL: [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou\\_izonsho/setsumeikai/dai1/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/setsumeikai/dai1/index.html)

### 2.3.3 ギャンブル等業界による取組事例や実績

全国公営競技主催者連絡協議会ウェブページ

URL: <http://www.koeikyogi.jp/>

パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」

URL: <http://www.anshingoraku.link/izonmondaitaisakuyoukou.html>

リカバリーサポート・ネットワークウェブページ

URL: <http://rsn-sakura.jp/>

一般社団法人日本遊技関連事業協会「広報誌バックナンバー」

URL: <http://www.nichiyukyo.or.jp/magazines?date=2019>

一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構ウェブページ

URL: <https://posc.or.jp/>

日本貸金業協会ウェブページ

URL: <https://www.j-fsa.or.jp/>

多重債務者対策本部「令和元年12月9日多重債務者及び消費者向け金融等に関する懇談会資料」

URL: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai.html>

### 2.3.4 民間の支援団体等による活動事例及び実績

ギャンブル依存症問題を考える会ウェブページ

URL: <https://scga.jp/>

ギャンブラーズ・アノニマスウェブページ

URL: <http://www.gajapan.jp/jicab-ga.html>

ギャマノンウェブページ

URL: <http://www.gam-anon.jp/>

一般財団法人ギャンブル予防回復支援センターウェブページ

URL: <http://www.gaprsc.or.jp/>

## 第3章 海外のIR・カジノ施設、MICE施設に関する調査

### 3.1 調査分析対象施設の概要

#### 3.1.1 アスパーズ（ロンドン市）

ユニベイル・ロダムコ・ウエストフィールド社ウェブページ

URL: <https://www.urw.com/>

日本経済新聞「仏商業施設ユニベイル・ロダムコ、豪同業を買収 3兆円弱」

URL: <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO24541270S7A211C1FFE000/>

The Guardian

URL: <https://www.theguardian.com/international>

英国会社登記所（Companies Houses）ウェブページ

URL: <https://www.gov.uk/government/organisations/companies-house>

#### 3.1.2 リゾート・ワールド・カジノ・ニューヨークシティ（ニューヨーク市）

リゾートワールド・カジノ・ニューヨークウェブページ

URL: <https://www.rwnyork.com>

リゾート・ワールド・ゲンティン社ウェブページ

URL: <http://resortsworldglobal.genting/>

マレーシア・ゲンティン社 Annual Report

URL: [http://www.gentingmalaysia.com/investor\\_relations/annual\\_reports/](http://www.gentingmalaysia.com/investor_relations/annual_reports/)

ニューヨーク州ゲーミング委員会

URL: <https://www.gaming.ny.gov/>

### 3.1.3 パラダイス・シティ（ソウル近郊/仁川広域市）

仁川国際空港公社ウェブページ

URL: [https://www.airport.kr/co\\_cnt/ja/majbus/airport/airove/airove.do](https://www.airport.kr/co_cnt/ja/majbus/airport/airove/airove.do)

平成 30 年度内閣官房委託調査

URL: <https://www.cao.go.jp/yosan/koukai.html>

パラダイス・シティウェブページ

URL: <https://www.p-city.com/>

セガサミーホールディングス社ウェブページ

URL: <https://www.segasammy.co.jp/japanese/>

### 3.1.4 マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）

ラスベガス・サンズ社ウェブページ

URL: <http://sandsjapan.com/>

みずほ総合研究所 みずほインサイト「日本企業の稼ぐ力は高まったのか」

URL: <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/jp171002.pdf>

株式会社格付投資情報センター「格付別財務指標・2018 年度版」

URL: <https://www.r-i.co.jp/rating/data/financial.html>

### 3.1.5 サンテック（シンガポール）

サンテック・シンガポールウェブページ

URL: <https://www.suntecsingapore.com/>

サンテック不動産投資信託 Annual Report

URL: <https://suntecreit.listedcompany.com/ar.html>

シンガポール政府観光局ウェブページ

URL: [https://www.visitsingapore.com/ja\\_jp/](https://www.visitsingapore.com/ja_jp/)

## 3.2 調査分析対象施設を取り巻く環境の変化

### 3.2.1 ロンドン

ロンドン市観光客誘致戦略 2019-2023 年度版

URL: <https://www.cityoflondon.gov.uk/things-to-do/visit-the-city/strategies-trends/Pages/visitor-strategy.aspx>

BBC News 「What happened to the new wave of 'large' casinos?」 November 9, 2015

URL: <https://www.bbc.com/news/uk-england-34678230>

英国ゲーミング委員会 Annual Report

URL: <https://www.gamblingcommission.gov.uk/about/Annual-reports-accounts/Annual-report-accounts.aspx>

### 3.2.2 ニューヨークシティ

NYC アンド・カンパニー Annual Report 2018

URL: <https://business.nycgo.com/research/>

The New York Times 「Why a \$1.2 Billion Gambling Mecca Has Fallen on Hard Times」

URL: <https://www.nytimes.com/2019/08/16/nyregion/casinos-ny-gambling-catskills.html>

### 3.2.3 ソウル/仁川

聯合ニュース

URL: <https://jp.yna.co.kr/>

中央日報

URL: <https://japanese.joins.com/>

青瓦台 HP

URL: <https://english1.president.go.kr/BriefingSpeeches/Speeches/562>

日本経済新聞「米 IR 大手シーザーズ、日本撤退表明」（2019年8月29日）

URL: <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49151220Z20C19A8000000/>

The Korea Times “Mega integrated resort 'Inspire' to open in Incheon in 2022”

URL: [https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2019/11/281\\_278685.html](https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2019/11/281_278685.html)

仁川自由経済区域庁ウェブページ

URL: <http://www.ifez.go.kr/noti001>

## 法令検索等

E-Gov 法令検索

URL: <https://www.e-gov.go.jp/>

北海道例規類集

URL: <http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/hokkaido/>

Google Map

URL: <https://maps.google.com/>

令和元年度特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書

発行月 令和2年3月

発行 東京都港湾局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

Tel 03-5321-1111

調査分析実施 みずほ総合研究所株式会社